

各務原市新総合体育館・
総合運動防災公園整備基本計画

令和4年9月
各務原市教育委員会
各務原市

目 次

第 1 章 基本計画策定の趣旨

1	新総合体育館・総合運動防災公園整備の背景と基本計画策定の目的.....	1-1
2	基本計画の位置づけ	1-1
3	現総合体育館の概要	1-3
4	新総合体育館が応えるべき課題.....	1-8

第2章 整備基本方針

1	新総合体育館の基本コンセプト	2-1
2	新総合体育館を含む拠点整備の考え方	2-2
3	基本構想で想定した新総合体育館諸室の規模及び設備	2-3
4	新総合体育館に求められる事項	2-7
5	導入機能の設定	2-9
6	新総合体育館の必要諸室・規模の設定	2-12

第 3 章 敷地の選定

1	候補地の位置等	3-1
2	候補地の比較検討の視点・選定結果	3-2
3	計画地の概要	3-5

第 4 章 全体ゾーニング計画

1	与条件の整理	4-1
2	施設配置方針	4-8

第 5 章 体育館整備計画

1	諸室配置の基本的な考え方	5-1
2	主要施設計画	5-2
3	外装・内装計画	5-5
4	構造計画	5-6
5	設備計画	5-6
6	ユニバーサルデザインの推進	5-7
7	基本計画図（体育館）	5-8
8	イメージパース	5-11

第6章 総合運動防災公園整備計画

1 基本的な考え方	6-1
2 動線計画	6-1
3 空間構成計画	6-2
4 基本計画図（総合運動防災公園）	6-5

第7章 災害時の活用に関する考え方

1 大規模災害の発生を想定した施設の位置づけ	7-1
2 「安全安心の拠点」とするための基本方針	7-2
3 災害時の屋外の計画	7-4
4 災害時の体育館内部の計画	7-6
5 災害時の各務原スポーツ広場公園の活用	7-8
6 導入機能の考え方	7-10

第8章 施設運営に関する考え方

1 基本的な施設の運営方針	8-1
2 提供するサービス等	8-2
3 稼働率の想定	8-4

第9章 事業手法の検討

1 施設整備・管理運営に関する考え方	9-1
2 事業スキームの具体検討	9-6
3 事業手法の比較検討	9-9
4 VFMの算出	9-20
5 事業手法の検討に関するまとめ	9-21

第10章 事業実施に向けて

1 概算事業費（想定）	10-1
2 財源に関する考え方	10-2
3 想定事業スケジュール	10-4
4 事業実施に向けた課題	10-6

資料編

1 策定の経緯	資-1
2 各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会 条例	資-3
3 各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会 委員名簿	資-5
4 各務原市防災会議 条例	資-6
5 各務原市防災会議 委員名簿	資-8

第 1 章 基本計画策定の趣旨

1. 新総合体育館・総合運動防災公園整備の背景と基本計画策定の目的

現総合体育館（昭和 58 年建設）は、岐阜総合職業訓練校の跡地に整備された施設ですが、築 40 年を迎えようとしており、施設の老朽化が進行しています。

また、メインアリーナや観覧席などに空調設備がないことをはじめ、一部の競技においてコートが規格に適合していないほか、各種大会の際に駐車場が不足するなど様々な課題を抱えています。

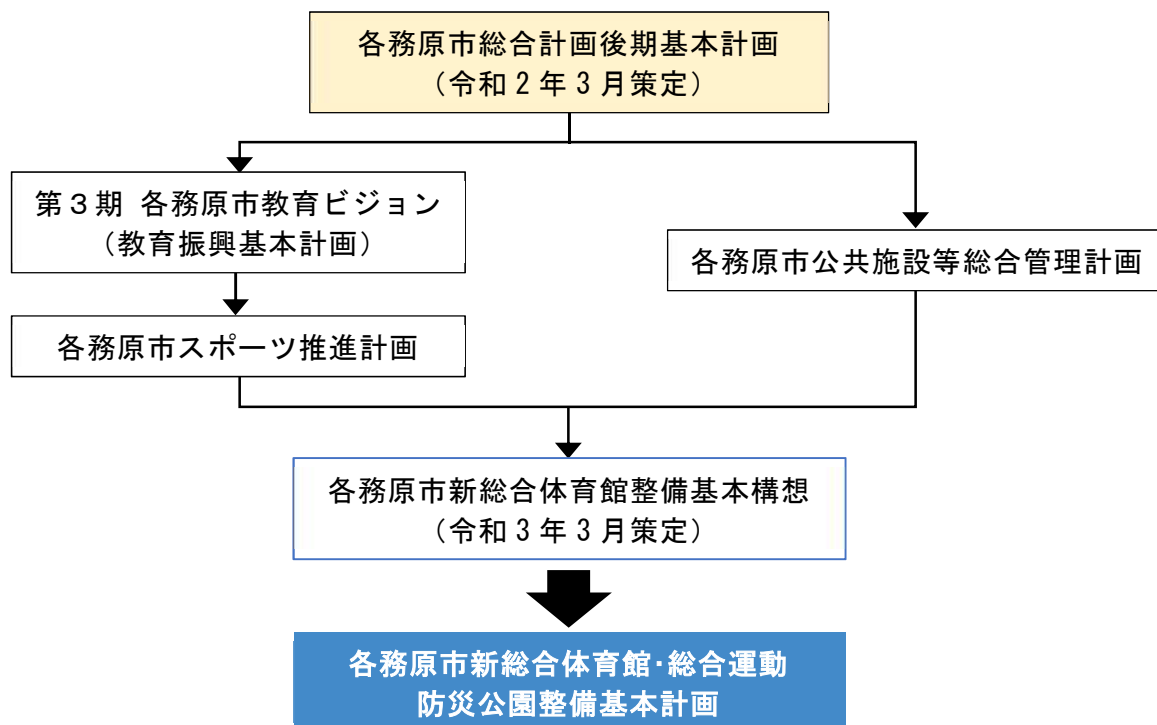
こうした課題を解決し、今後もスポーツによる市民の健康増進やスポーツを通じた交流を推進するため、新しい総合体育館を整備することとし、令和 3 年 3 月に「各務原市新総合体育館整備基本構想」を策定しました。

本計画は、スポーツ施設の充実に加え、新たなにぎわい創出や防災機能を確保した体育館及び公園の整備に向けて、基本構想に基づき、具体的な必要諸室・規模の設定や敷地の選定、事業手法の検討等を行い、今後の設計段階に向けた諸条件をとりまとめることを目的とします。

2. 基本計画の位置づけ

（１）上位・関連計画との関係

本計画は、「各務原市総合計画後期基本計画」を最上位の計画として、基本構想で定めた基本方針に基づいて策定します。



■ 本計画の位置づけ

（２）持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、広域で統合的な取り組みです。

新総合体育館・総合運動防災公園の整備事業は、市の教育施策の一つとして、「本格的な屋内競技の拠点や年齢・目的に応じた健康づくりの場、市民の更なるスポーツ意欲の向上や仲間との交流の場」を創出することを目指しています。

したがって、本計画では、特に目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 11「住み続けられるまちづくりを」、目標 13「気候変動に具体的な対策を」、目標 15「陸の豊かさを守ろう」の観点から SDGs の推進を図ることとします。



■ SDGs 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の一覧

本計画と特に関連が深い目標



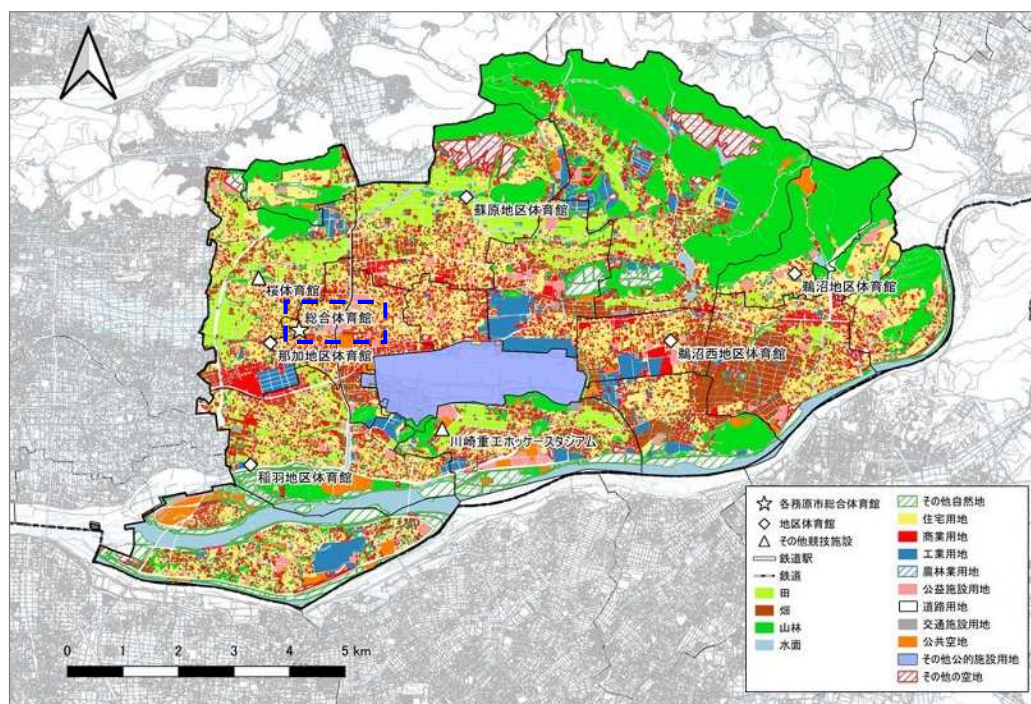
- 【目標 3 すべての人に健康と福祉を】
- 【目標 4 質の高い教育をみんなに】
- 【目標 11 住み続けられるまちづくりを】
- 【目標 13 気候変動に具体的な対策を】
- 【目標 15 陸の豊かさを守ろう】

3. 現総合体育館の概要

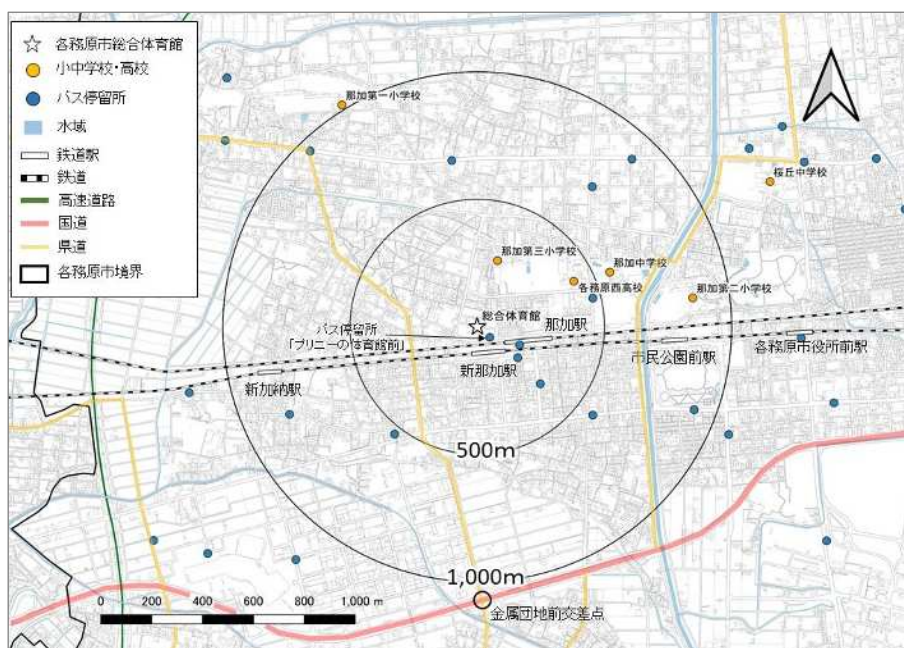
(1) 現総合体育館の位置及び立地状況

現総合体育館は、市西部に位置し、国道21号(金属団地前交差点)から北側に約1,100mに位置しています。

公共交通としては鉄道及びバスの利用が想定され、名鉄新那加駅まで約100m、JR那加駅まで約200m、ふれあいバス那加線の「プリニーの体育館前」バス停まで約70mとなっています。ふれあいバスは、平日は約0.5本/時間、休日は約0.3本/時間のダイヤで運行しています。また、現総合体育館の周辺をみると、北側に那加第三小学校や各務原高校が立地する他は、概ね住居系の土地利用が広がっています。



■現総合体育館の位置（基本構想より）



■現総合体育館の立地状況（基本構想より）

(2) 現総合体育館の基本情報

現総合体育館の基本情報を以下に示します。

■現総合体育館の基本情報（基本構想より）

所在地	〒504-0023 各務原市那加大平町 2 丁目 100 番	
用途地域等	第二種住居地域（現総合体育館は既存不適格建築物※増築は法的制限有） 建ぺい率：60%、容積率 200%	
連絡先	（電話）058-371-1717 （FAX）058-371-1718	
設備内容	（地階）	メインアリーナ（26.5m×69m バレーボールコートで 4 面）、 役員室、放送室、幼児体育室
	（1 階）	サブアリーナ（19.5m×35m 1 面：柔道畳敷き、1 面：板敷き）、 ミーティングルーム、トレーニングルーム、更衣室、シャワー室、 トイレ、身障者トイレ
	（2 階）	大会議室、小会議室、資料健康室、トイレ、観覧席（固定 288 席） ランニングコース（1 周 200m）
	（その他）	身障者用エレベーター ※空調設備未整備
種目	卓球：26 台、バドミントン：12 面、バレーボール：4 面、テニス：2 面、 バスケットボール：4 面、ハンドボール：2 面、剣道、柔道、その他	
敷地面積	16,134.64 ㎡（市有地）	
建物面積	4,519.11 ㎡	
床面積	（合計）5,757.21 ㎡ （地下）2,495.56 ㎡（1 階：1,972.72 ㎡、2 階：1,288.93 ㎡）	
駐車場	140 台	
竣工日	1983 年 10 月 10 日	
事業費	2,083,358 千円 ※内、国庫 380,200 千円（防衛省補助民生安定施設の整備の助成）、地方 債 659,900 千円）	
委託先	各務原市施設振興公社（平成 6 年 4 月 1 日～）	

（３）現総合体育館の施設配置

現総合体育館は、敷地西側の市道（幅員 11.5m）を前面道路としてそこからの主動線
を確保しています。南側の市道（幅員 9m）との交差部の市民広場（面積約 1,400 m²）
から道路沿いに南東側の広場（面積約 500 m²）が配置されています。

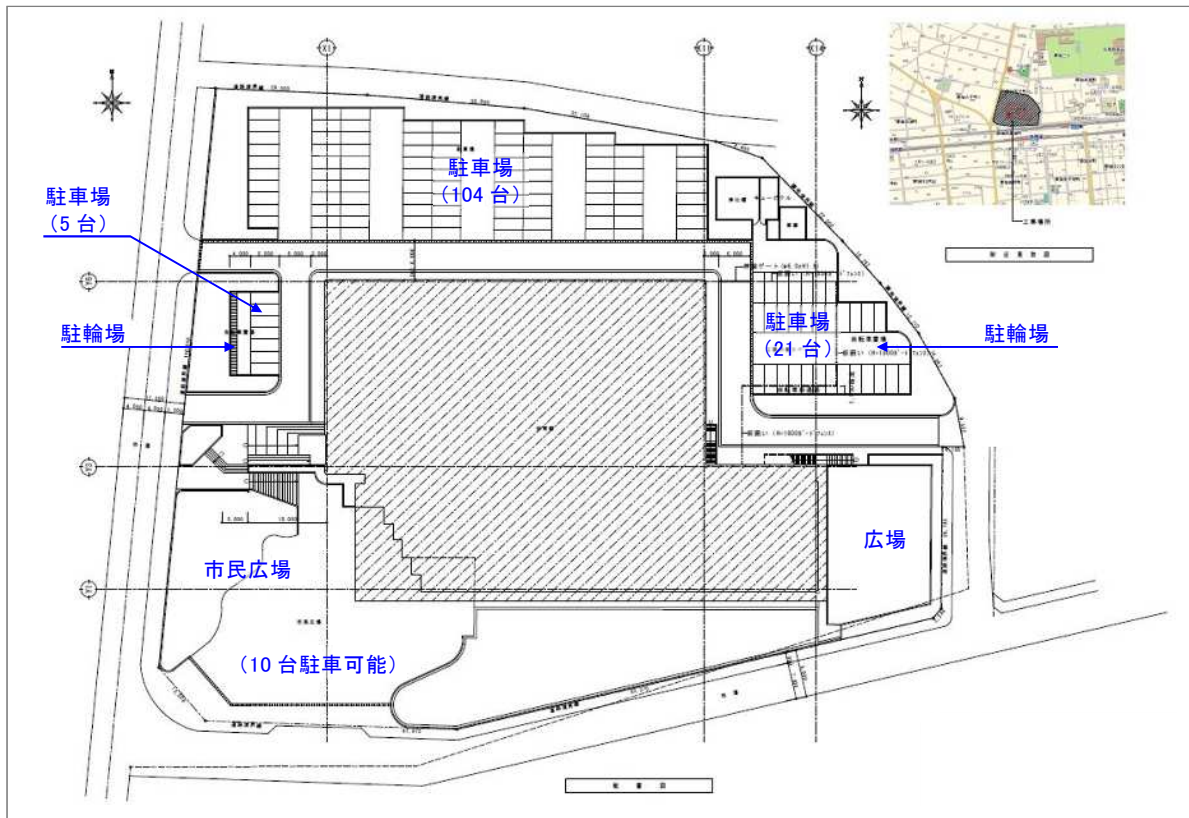
駐車場は、北側（104 台）を中心に、東側（21 台）、西側（5 台）の計 130 台が確保
されています。さらに、正面玄関前の上段部に 10 台駐車でき、総計 140 台が駐車可能
です。駐輪場は東側と西側に整備されています。

■現総合体育館の課題（基本構想における整理）

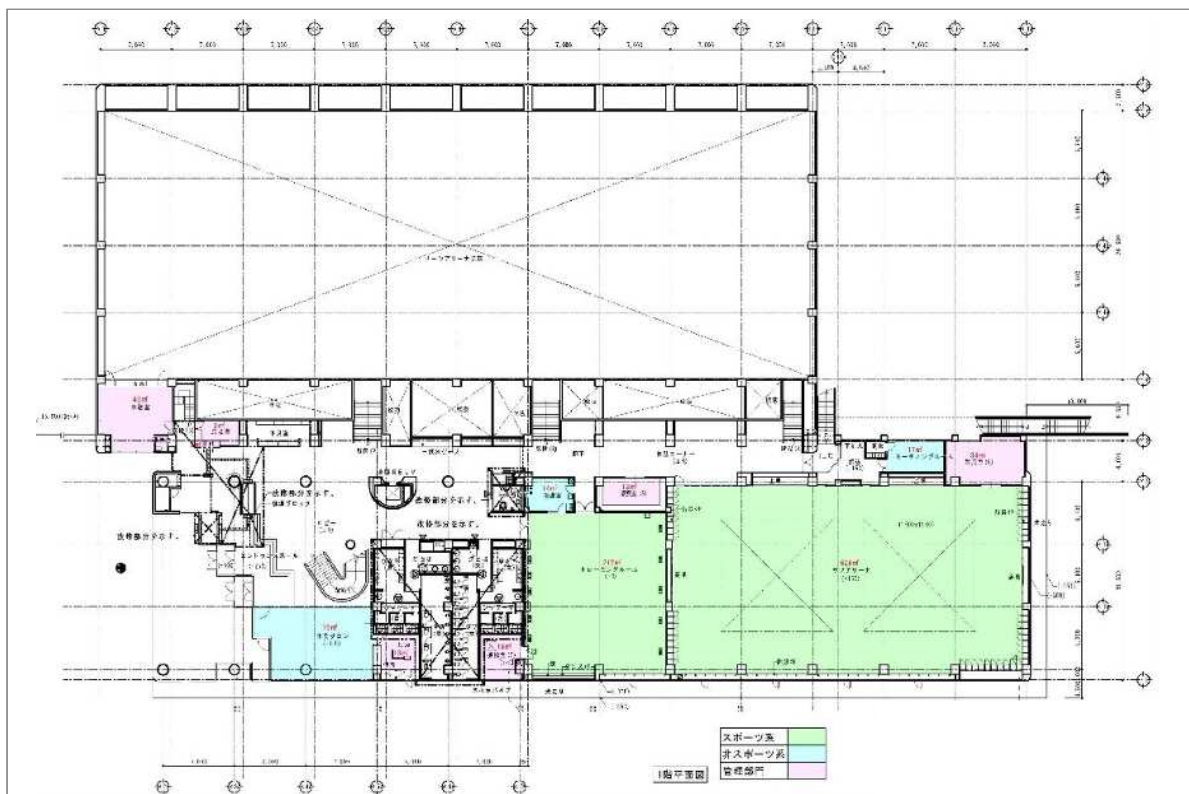
- ・ 駐車場 140 台では利用者の需要に対応できていない。
※現総合体育館は既存市街地にあるため、敷地の拡大は困難
 - ・ アリーナや観覧席に空調が未整備。
 - ・ アリーナが一部のスポーツの競技コートの規格に対応できていない（余幅が不十分）。
※正式なコートで市民大会が実施できていない競技：ハンドボール、バスケットボ
ール、テニス、フットサル
- ⇒例：バスケットボールでは、公益財団法人日本バスケットボール協会の競技規則
で定められたコートの寸法が 28m×15mであるが、現在のコートの寸法は
24.5m×14mとなっている。また、競技の障害にならないよう確保されるべ
き余幅（コートの境界線から障害物までの距離）は 5.0m以上とされている
が、現在のコートは境界線からゴール奥の壁までの距離が約 0.9m、隣接する
コートの境界線までの距離が約 2.4mとなっている。



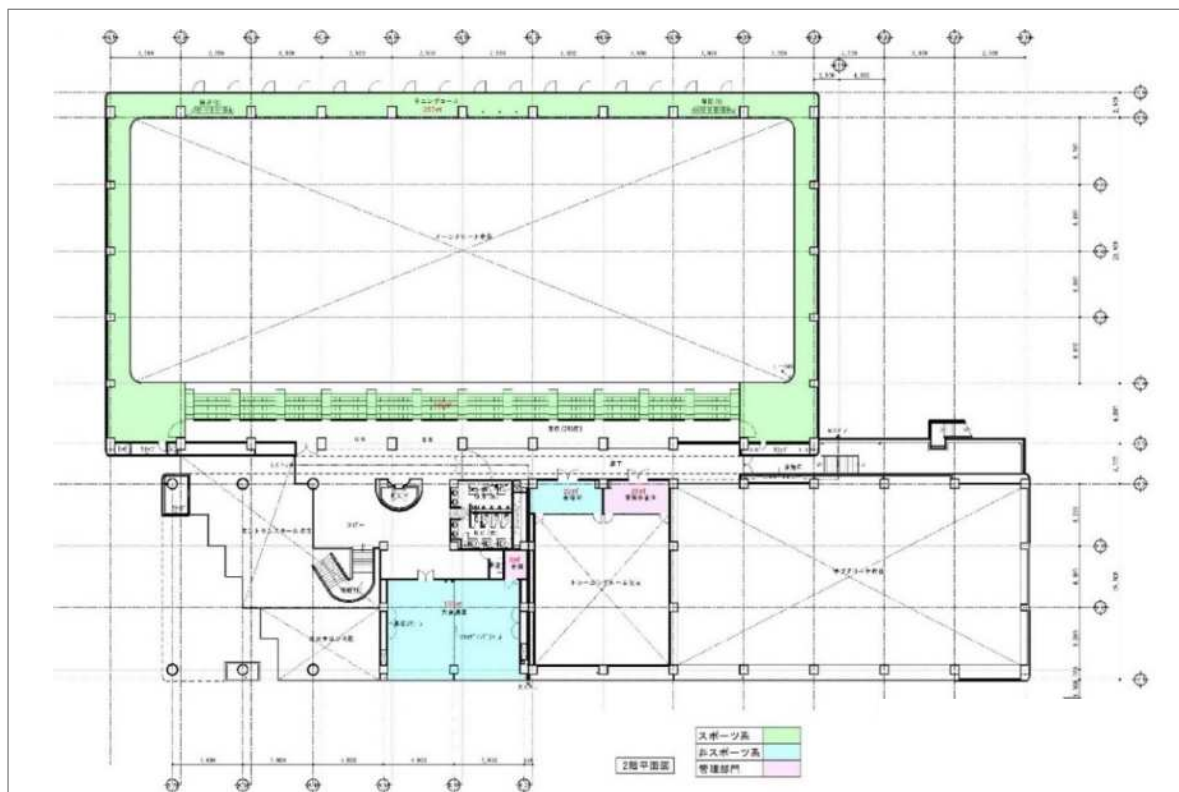
■現総合体育館におけるバスケットボール大会の様子（壁際のプレイ）



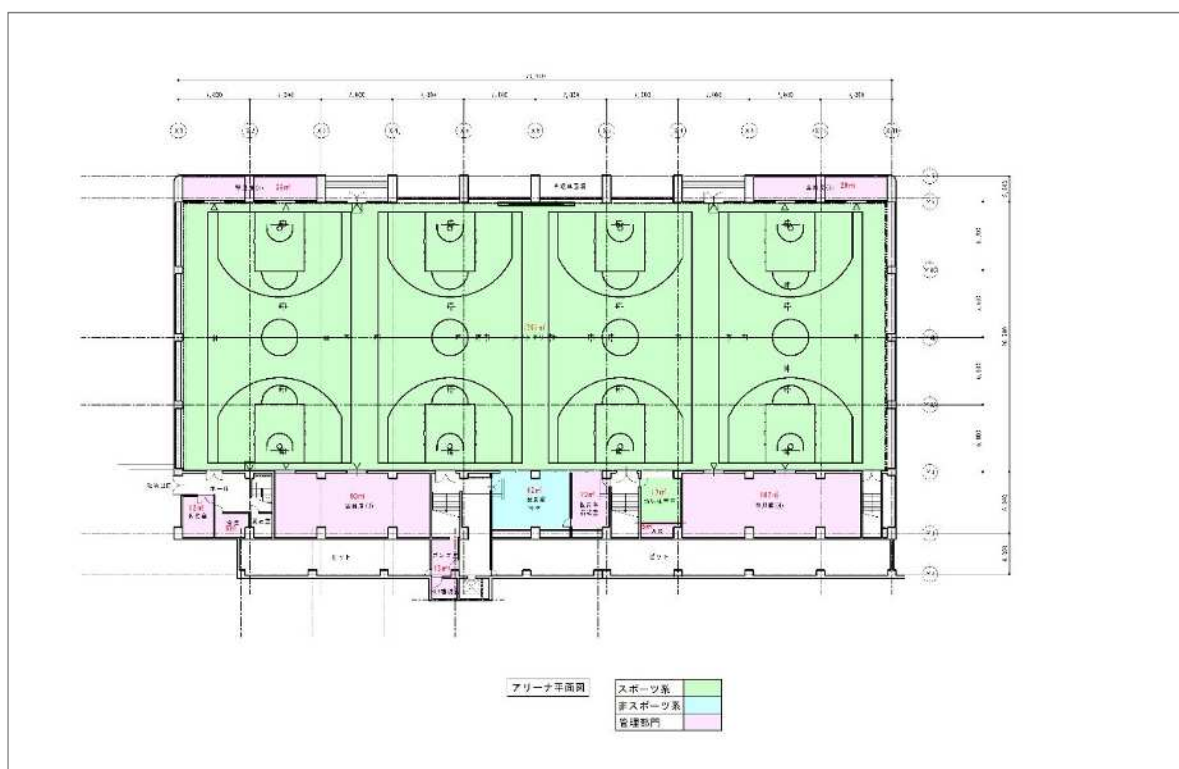
■現総合体育館の施設配置（基本構想より）



■現総合体育館の1階平面図（基本構想より）



■現総合体育館の2階平面図（基本構想より）



■現総合体育館のアリーナ平面図（基本構想より）

4. 新総合体育館が応えるべき課題

基本構想において、新総合体育館が応えるべき課題を以下のとおり整理しています。

新総合体育館が応えるべき課題（基本構想より）

◆現総合体育館で不十分な機能の充足

空調の整備（アリーナや観覧席には空調が未整備）、十分な駐車場の整備（駐車場 140 台では利用者の需要に対応できていない）が求められています。また、現総合体育館同様、交通利便性の高い建設地の設定が求められています。

◆スポーツの競技コートの規格に対応した施設整備が必要

現総合体育館は、一部の競技においてコートが規格に適合していないため、正式な大会が開催できないといった課題があり、公式戦の開催が可能な競技コート面積の確保が求められています。

また、競技コート面積の充足により、開催可能な公式戦の幅が広がることで、大会規模に対応可能な客席の確保が必要となります。客席数の設定は、開催を想定する大会の規模によるため、スポーツの振興と地域経済の活性化が期待できる各種リーグ等の大会を誘致する可能性も含めて検討を行うことが必要です。

◆多様なニーズへの対応が必要

子どもから高齢者まで幅広い年齢の市民が、個人・団体共に利用できるスポーツ施設が必要とされます。また、競技スポーツの利用だけではなく、スポーツや文化活動を通じた交流の場など、スポーツ施設以外の機能を充実（機会の創出）させ、健康づくり運動や高齢者の介護予防運動、さらには文化活動にも利用できる施設が求められています。

◆防災拠点としての立地が必要

昨今の自然災害や感染症等の情勢を踏まえ、市民が災害時に拠点として活用できるよう、防災機能の充実が求められます。また、安全で他の防災施設との連携の図りやすい建設地の選定が必要です。

◆効率的な整備・管理運営が必要

本市の財政状況も踏まえ、整備費用を抑える工夫や、補助金及び交付金等による建設に有意な財源等の活用が不可欠です。さらに、管理運営においては、民間の力を活用した、収益性も考慮された、効率的かつ持続的な運営の仕組みを検討していく必要があります。

第2章 整備基本方針

1. 新総合体育館の基本コンセプト

新総合体育館の整備基本方針として、基本構想に示されている「誰もが快適に使用でき、健康づくりを楽しむ、にぎわいと交流、安全安心の拠点」を目指す施設の基本コンセプトとして踏襲します。

【整備基本方針・基本コンセプト】

誰もが快適に使用でき、健康づくりを楽しむ、 にぎわいと交流、安全安心の拠点

① 誰もが快適に使用

ユニバーサルデザインに配慮した設計により、子どもから大人、高齢者や障がいのある方、男女の隔てなく、快適に使用できる施設として、また、一人の利用も団体での利用も、スポーツを「する人」「みる人」「ささえる人」等様々な立場の人に必要な機能・設備を備えます。

② 健康づくりを楽しむ

スポーツだけでなくレクリエーションの利用により、市民が楽しみながら日常的に体を動かすことで健康増進につながるような体育館として整備します。

③ にぎわいと交流

スポーツ活動から大会、イベント等、様々な活動を支える、にぎわいと交流が生まれる施設とします。併せて、これまでの市内の体育館では対応できなかった競技スポーツの大規模大会としての利用により、さらなるにぎわいと交流を生み出します。

④ 安全安心の拠点

防災拠点としての機能を持たせることで、市民の安全安心のよりどころとなる拠点として整備します。

2. 新総合体育館を含む拠点整備の考え方

基本構想においては、主に新総合体育館の建物についての考え方を示しています。前述の新総合体育館の整備基本方針・基本コンセプトの実現に向けては、新総合体育館（屋内）のみならず、屋外空間との一体的な活用を図ることによる効果の増大を目指すこととし、本計画では、新総合体育館と屋外空間を対象とします。

なお、新総合体育館を主要施設としつつ、市民をはじめとした多様な人々が日常的に訪れる市の新たな拠点とするほか、災害時には防災拠点となることを見据え、屋外空間を公園・広場として活用する方針とし、「総合運動防災公園」に位置づけます。



■総合運動防災公園としての拠点整備のイメージ

3. 基本構想で想定した新総合体育館諸室の規模及び設備

(1) 利用用途と必要機能・設備

基本構想においては、現総合体育館及び地区体育館の利用状況から、新総合体育館において利用を想定する競技種目等を以下のとおり設定しています。

■新総合体育館の利用用途と必要機能・設備

分類	体育館を利用する想定競技種目	必要となる機能・設備例
ボール ゲーム	フットサル	コート、更衣室、シャワー室、トイレ、 器具庫、スタッフルーム、給湯室、 医務室、放送室、ラウンジ等
	バレーボール	
	バスケットボール	
	ハンドボール	
	テニス	
	卓球	
	バドミントン	
	ソフトバレー	
武道	空手道	武道場、更衣室、シャワー室、トイレ、 器具庫、スタッフルーム、給湯室、 医務室、放送室、ラウンジ等
	フルコンタクト空手道	
	少林寺拳法	
	太極拳	
	剣道	
	合気道	
	柔道	
	銃剣道	
その他 スポーツ	フラダンス	ダンスルーム、多目的運動室、 トレーニングルーム、更衣室、 シャワー室、トイレ、器具庫、 スタッフルーム、給湯室、医務室、 放送室、ラウンジ等
	軽スポーツ	
	新体操	
	体操	
	舞踊	
	バトントワリング	
その他	会議	会議室、放送設備（室）、 アリーナ（広い運動スペース）、 休憩スペース、トイレ、 スタッフルーム、給湯室、医務室等
	放送設備	
	あすなろ教室	
	親子のスポーツテスト	
	岐阜県障がい福祉事業所連絡会	
	市特別支援教育連合スポーツ大会	
	各務原市民生委員児童委員協議会	
	スポーツレクリエーション大会	
	かかみがはらっ子大集合	

(2) 導入施設

基本構想の策定にあたり、市民アンケートを実施し、アリーナ以外のスポーツ施設及びその他付属設備を含めて必要な機能についての希望を確認しました。

この結果を踏まえ、前述の利用用途と必要機能・設備に加え、必要な導入機能を以下のとおり設定しています。

■基本構想で設定した新総合体育館の導入施設

用途区分	導入施設		
スポーツ系	メインアリーナ	サブアリーナ	武道場
	選手控室	観覧席	トレーニングルーム
	多目的運動室	ランニングコース	ダンスルーム
	ウォーキングコース	ボルダリング	キッズルーム
	アスレチック	ヨガ	トランポリン
	音楽室・演奏スペース		
非スポーツ系	会議室・研修室		
管理部	器具庫	スタッフルーム	医務室
	放送設備（室）	防災備蓄倉庫	災害設備
	避難所	避難場所	かまどベンチ
	非常用トイレ （マンホールトイレ）	非常電源	
共用部	更衣室	シャワー室	給湯室
	トイレ	浴場	手洗い場
	ラウンジ	カフェ	レストラン
	売店	休憩スペース（ベンチ）	広場

(3) 新総合体育館の想定規模

基本構想において、前述の導入施設について、併用の可能性、各競技の競技規則による必要規模、競技団体からの要望等を踏まえて施設規模を設定しています。この設定による延床面積は約 12,300 m²となっています。

■基本構想で設定した新総合体育館の想定施設規模

分類	施設	想定床面積	概要
スポーツ系	メインアリーナ	約 3,600 m ²	○固定観覧席：約 600 m² (約 1,200 席) ○コート面積：約 3,000 m² (40m×75m) 以下の競技の対応が可能 ・フットサル：3 面 (最大規格 1 面) ・バレーボール：4 面 ・バスケットボール：3 面 ・ハンドボール：1 面 ・テニス：4 面 ・卓球：25 面 ・バドミントン：18 面 ・体操の大会開催
	サブアリーナ	約 1,585 m ²	○固定観覧席：約 265 m² (約 530 席) ○コート面積：約 1,320 m² (30m×44m) 以下の競技の対応が可能 ・フットサル：1 面 ・バレーボール：2 面 ・バスケットボール：1 面 ・ハンドボール：1 面 ・テニス：1 面 ・卓球：12 面 ・バドミントン：7 面 ・空手・柔道・剣道：4 面 ※サブアリーナの半面で武道利用を想定（畳等を仮設して対応）
	武道場	約 400 m ²	以下の競技の対応が可能 ・空手：2 面 ・柔道：2 面 ・剣道：2 面
	トレーニングルーム	約 850 m ²	現総合体育館のトレーニングルーム（約 213 m ² ）の約 4 倍を想定
	ランニングコース ・ウォーキングコース	約 670 m ²	・1.2m幅×2 レーン ・1 周約 270m ・アリーナ（40m×75m）を囲う観覧席（奥行約 5mを想定）の外周に設置を想定 ※想定総延長 270～289.2m（延長は客席の配置等により変動）

分類	施設	想定床面積	概要
	多目的室 (トランポリンや体操、ダンス、ボルダリングを含む複数の種目及び音楽スタジオ等に対応可能)	約 280 m ²	・ 70 人程度収容可能なフィットネススタジオを参考に想定
	キッズルーム	約 100 m ²	・ 事例を参考に想定
	スポーツ系計	約 7,485 m ²	
非スポーツ系	会議室・研修室	約 150 m ²	・ 20 人規模の会議室 ： 50 m ² ×3 部屋 ・ 間仕切りを取り払うことによって50人程度の会議に対応可能な広さの確保を想定
	非スポーツ系計	約 150 m ²	
管理部	器具庫	約 1,230 m ²	・ 事例の平均値から総面積の 10% 程度と想定
	倉庫		
	事務室		
	放送室		
	機械・設備室		
	防災備蓄倉庫等		
	スタッフルーム		
	医務室		
	管理部計	約 1,230 m ²	
共用部	手洗い場	約 3,450 m ²	・ 事例の平均値から総面積の 28% 程度と想定
	トイレ		
	シャワー室		
	浴場		
	更衣室		
	給湯室		
	ホール・ロビー等		
	廊下等		
	エレベーター		
	エスカレーター		
	ラウンジ		
	カフェ		
	レストラン		
	売店		
	休憩スペース		
	共用部計	約 3,450 m ²	
延床面積		約 12,300 m ²	—

4. 新総合体育館に求められる事項

(1) 関係団体へのヒアリングの実施

基本構想で設定した想定施設規模等に対して、実際に利用する主体の意向を反映し、利用実態に合った施設計画とするため、市内のスポーツ協会やスポーツ・イベント事業者等の関係団体へのヒアリングを実施しました。

ヒアリングで把握したニーズ等を踏まえ、新総合体育館の整備に向けた基本計画の策定にあたって考慮・配慮の必要がある事項を以下に整理します。

■基本計画の策定にあたって考慮・配慮の必要がある事項

分類	導入施設	ヒアリングで示された意見等を踏まえた考慮・配慮事項
スポーツ系	メインアリーナ	・Vリーグ、Bリーグ等の開催に対応するため、固定観覧席のみでなく、臨時の可動観覧席と組み合わせて約3,000席を確保する。 ・外部から直接アリーナに備品等を搬入できる動線を確保する。
	サブアリーナ	・柔道は、仮設の畳では怪我の恐れがあるため、実施しない。
	武道場（畳）	・畳を常設とし、剣道は行わない。 ※畳はベビー・親子体操、ヨガ、ピラティス等でも活用可能とする。
	武道場（板） 兼多目的室	・板の間として、剣道の活用を想定する。 ・ダンスやエアロビクスでの利用を想定し、防音仕様とするほか、音響設備、壁面鏡等を設ける。
非スポーツ系	会議室・研修室	・大会開催時には、運営本部室としての活用も想定する。
管理部	器具庫	・外部から直接、器具庫に備品等を搬入できる動線を確保する。
	機械・設備室	・イベント時の外部電源への接続を想定する。
	防災備蓄倉庫等	・外部から直接、防災備蓄倉庫に災害備品等を搬入できる動線を確保する。
共用部	更衣室	・プロの試合や大会時には、選手用更衣室として、4室（または2室を分割）を確保する。
	ホール・ロビー等	・興行時に必要となる受付・物販用のスペースを確保する。

※板の間の武道場と多目的室を兼用で活用することとし、以降では、武道場（畳）と武道場（板）兼多目的室と記載する。

(2) 先進事例視察の実施

近年整備された体育館の視察を実施し、新総合体育館の整備にあたって参考となる事項を把握しました。

■視察施設の一覧

視察年月	施設名	所在地	竣工年
令和3年7月	四日市市総合体育館	三重県 四日市市	2020年
	KTX アリーナ (江南市スポーツセンター)	愛知県 江南市	2018年
	エナジーサポートアリーナ (犬山市体育館)	愛知県 犬山市	2016年
	日立市池の川さくらアリーナ	茨城県 日立市	2017年
	かみす防災アリーナ	茨城県 神栖市	2019年
令和3年11月	久留米アリーナ (久留米総合スポーツセンター)	福岡県 久留米市	2018年
	照葉積水ハウスアリーナ (福岡市総合体育館)	福岡県 福岡市	2018年
	サオアリーナ (津市産業・スポーツセンター)	三重県 津市	2017年
	さわやかアリーナ (袋井市総合体育館)	静岡県 袋井市	2019年
	福井県営体育館	福井県 福井市	2017年
令和4年4月	大浜だいしんアリーナ・だいしん大浜武道館 (大浜体育館・大浜武道館)	大阪府 堺市	2021年
	エフピコアリーナふくやま (福山市総合体育館)	広島県 福山市	2019年

5. 導入機能の設定

(1) 新総合体育館の導入機能の設定

「3.基本構想で想定した新総合体育館諸室の規模及び設備」で整理した新総合体育館の想定施設に対して、関係団体等へのヒアリングや先進事例視察、策定委員会における議論を行った結果を踏まえ、基本計画における施設の導入機能を以下のとおり設定します。

■導入機能一覧 【青文字：基本構想からの変更点・詳細整理事項】

分類	施設	基本構想における想定施設	導入機能
スポーツ系	メインアリーナ	○固定観覧席 ○コート ・以下の競技の対応が可能 ➢フットサル ➢バレーボール ➢バスケットボール ➢ハンドボール ➢テニス ➢卓球 ➢バドミントン ➢体操	○固定観覧席 ⇒固定観覧席＋臨時観覧席(可動) ○コート ・以下の競技の対応が可能 ➢フットサル ➢バレーボール ➢バスケットボール ➢ハンドボール ➢テニス ➢卓球 ➢バドミントン ➢体操 ⇒外部搬入動線の確保(Vリーグ、Bリーグ等への対応)
	サブアリーナ	○固定観覧席 ○コート ・以下の競技の対応が可能 ➢フットサル ➢バレーボール ➢バスケットボール ➢ハンドボール ➢テニス ➢卓球 ➢バドミントン ➢空手・柔道・剣道 ※サブアリーナの半面で武道利用を想定(畳等を仮設して対応)	○固定観覧席 ○コート ・以下の競技の対応が可能 ➢フットサル ➢バレーボール ➢バスケットボール ➢ハンドボール ➢テニス ➢卓球 ➢バドミントン ➢空手・剣道 ⇒畳の仮設は武道場(板)兼多目的室で対応
	武道場(畳)	・以下の競技の対応が可能 ➢空手・柔道・剣道	・以下の競技の対応が可能 ➢空手・柔道 ⇒畳を常設 ⇒ベビー・親子体操等での活用にも対応
	トレーニングルーム	・現総合体育館の機能を維持	・現総合体育館の機能を維持
	ランニングコース・ウォーキングコース	・アリーナを囲う観覧席の外周に設置を想定	・アリーナを囲う観覧席の外周に設置を想定

分類	施設	基本構想における想定施設	導入機能
スポーツ系	武道場（板） 兼多目的室	・フィットネススタジオで利用 ・トランポリンや体操、ダンス、ボルダリング及び音楽スタジオ等に対応	・フィットネススタジオで利用 ・トランポリンや体操、ダンス、ボルダリング及び音楽スタジオ等に対応 ⇒空手・剣道で利用するほか、畳の仮設によって柔道等にも対応 ⇒防音仕様とするほか、音響設備、壁面鏡等を設ける ⇒畳の仮設によってベビー・親子体操等での活用にも対応
	キッズルーム		⇒子育て支援機能を提供 ⇒授乳室、親子トイレを設置
非スポーツ系	会議室・研修室	・20人規模の会議室（3部屋） ・間仕切りを取り払うことによって50人程度の会議に対応可能な広さを確保	・20人規模の会議室（3部屋） ・間仕切りを取り払うことによって50人程度の会議に対応可能な広さを確保 ⇒運営本部室としての活用も想定
管理部	器具庫		⇒外部からの直接搬入を考慮
	倉庫		
	事務室		
	放送室		
	機械・電気室（設備室）		⇒イベント時に外部電源の接続も想定
	防災備蓄倉庫等		⇒外部からの直接搬入を考慮
	非常用発電機室		⇒災害時の電源の確保を考慮
	役員室（スタッフルーム）		⇒メインアリーナ付近に設置
共用部	医務室		⇒メインアリーナ付近に設置
	手洗い場		⇒出入口付近に設置
	トイレ		⇒一般利用者用と選手用を確保 ⇒選手用は更衣室から直接アクセス ⇒多目的トイレも合わせて設置
	シャワー室		⇒更衣室内に設置
	浴場		⇒設置しない
	更衣室		⇒一般利用者用と選手用を確保 ⇒選手用は4室（または2室を分割）を確保、小会議室と兼用
	給湯室		⇒会議室に近接して設置
	ホール・ロビー等		⇒受付・物販用スペースの確保
	廊下等		
	エレベーター		
	エスカレーター		⇒設置しない
	ラウンジ		⇒ラウンジ、売店はスペースのみ確保
	カフェ		⇒コンビニと飲食施設（カフェ、レストラン等）は別棟に確保
	レストラン		
	売店		
	休憩スペース		⇒屋外利用者の利用も想定

(2) 屋外空間の導入機能の設定

総合運動防災公園として、新総合体育館との連携を図るとともに、多様な人々による多様な活用を見据え、屋外空間における導入機能を以下のとおり設定します。

■屋外空間における導入機能

区分	導入機能のイメージ
平時の視点	・新総合体育館に誘^{いざな}うシンボリックなエントランス広場 ・イベント等の多目的な利用が可能となる広場 ・幼児の利用に対応した遊具や障がいの有無にかかわらず利用できるインクルーシブ遊具 ・大人も利用できる健康遊具 ・アーバンスポーツ（バスケットボール3×3、スケートパーク等）を行うことができる広場
災害時の視点	・防災備蓄倉庫 ・災害対応を担う各機関の活動拠点となる空間 ・避難者の滞在のための空間

(3) にぎわいに関する機能の考え方

前述で設定した導入機能については、整備基本方針に基づき、スポーツを目的とした利用に限らず日常的なにぎわい創出に結びつけることが求められます。

導入機能のうち、にぎわい創出に向けた活用が想定されるものを以下のとおり整理し、基本計画における体育館整備計画や外構計画の検討、事業手法の検討にあたっての考慮事項とします。

■にぎわい創出に資する機能

導入機能	活用イメージ
ラウンジ	・市民等が日常的に集い、憩いの場となる。 ・学生が自習等で活用し、放課後や休日の居場所となる。 ・市民の作品展示等、発表の場となる。
キッズルーム	・体育館の利用によらず、子育て世代を支援するサービスを提供する。 ・キッズルーム・公園（屋外）の利用を目的に市内外からの来訪者が訪れる。
カフェ・レストラン	・屋外空間と一体となった活用により、自然を感じながら飲食を楽しむことができる。 ・カフェ・レストランを目的地として、市内外からの来訪者が訪れる。
屋外空間	・近隣の小学生等がボール遊びをする。 ・親と一緒に訪れた幼児が遊具で遊ぶ。親世代のコミュニティが形成される場となる。 ・休日に家族で訪れて、撮影スポットでの写真撮影や自然の中でのピクニックができる場所となる。 ・四季折々の景色を楽しみながら、市民が散歩やランニングをする。 ・マルシェ等のイベントに市内外から来訪者が訪れる。

6. 新総合体育館の必要諸室・規模の設定

(1) メインアリーナの規模の設定

特に大きな面積を要すバスケットボール、テニス、ハンドボール及びフットサルに関して、フロアの寸法・面積と競技別に確保可能なコート数の関係を以下のとおり整理し、メインアリーナの規模の検討にあたっての基礎資料としました。

関係団体等へのヒアリングや先進事例視察、策定委員会における議論を踏まえ、新総合体育館のメインアリーナの規模については、バスケットボール・テニスで3面、ハンドボール・フットサルで2面の確保が可能な 3,174 m²を設定します。

■フロアの寸法・面積と競技別コート数の関係

長手 短手	69m (バスケ3面)	71m (テニス4面)	74m (ハンド3面)
38m (バスケ)	① 2,622 m ² ・バスケットボール 3面 ・テニス 1面 ・ハンドボール 1面 ・フットサル 1面	—	—
40m (テニス)	② 2,760 m ² ・バスケットボール 3面 ・テニス <u>3面</u> ・ハンドボール 1面 ・フットサル 1面	③ 2,840 m ² ・バスケットボール 3面 ・テニス <u>4面</u> ・ハンドボール 1面 ・フットサル 1面	—
46m (ハンド) (フットサル)	④ 3,174 m ² ・バスケットボール 3面 ・テニス 3面 ・ハンドボール <u>2面</u> ・フットサル <u>2面</u>	⑤ 3,266 m ² ・バスケットボール 3面 ・テニス <u>4面</u> ・ハンドボール 2面 ・フットサル 2面	⑥ 3,404 m ² ・バスケットボール 3面 ・テニス 4面 ・ハンドボール <u>3面</u> ・フットサル 2面

※ () にその寸法の基準となる競技名を記載

※下線部は寸法を拡大することにより面数が増える部分

※基本構想で想定していたメインアリーナの寸法は 3,000 m²

(2) 必要諸室・規模の設定

基本構想において設定した想定施設規模に対して、関係団体等へのヒアリングや先進事例視察、策定委員会において議論を行った結果を踏まえ、必要諸室・規模を以下のとおり設定します。

設定にあたっては、市民利用を主体としながら、各種競技の大会やプロスポーツによる興行の開催にも対応可能とし、体育館兼用型アリーナとして必要な規模を確保する方針とします。

なお、メインアリーナ及びサブアリーナ、武道場の競技スペース（コート）は下表の規模を確保することを必須としますが、確保する余幅や観覧席を含む他の諸室等については、今後、設計段階における検討を通じて、若干の規模の見直しを可能とします。

■必要諸室及び規模一覧 【青文字：必須とする規模】

分類	必要諸室	想定床面積	備考
スポーツ系	メインアリーナ	約 4,002 m ²	○固定観覧席：828 m ² （約 1,400 席） ○臨時観覧席（可動席：約 1,600 席） ○コート面積：3,174 m ² （46m×69m） 以下の競技の対応が可能 ・フットサル：2 面（一般的な規模の 40m×20mを確保） ・バレーボール：3 面 ・バスケットボール：3 面 ・ハンドボール：2 面 ・テニス：3 面 ・卓球：27 面 ・バドミントン：20 面 ・体操の大会開催
	サブアリーナ	約 1,814 m ²	○固定観覧席：388 m ² （約 300 席） ○コート面積：1,426 m ² （31m×46m） 以下の競技の対応が可能 ・フットサル：1 面 ・バレーボール：1 面 ・バスケットボール：1 面 ・ハンドボール：1 面 ・テニス：1 面 ・卓球：12 面 ・バドミントン：6 面 ・空手・剣道：4 面
	武道場（畳）	約 238 m ²	○以下の競技の対応が可能 ・空手・柔道：1 面 （柔道 196 m ² ：14m×14m）
	武道場（板） 兼多目的室	約 476 m ²	○フィットネススタジオ等の多様な利用が可能 ○間仕切りにより2室に分割可能 ○以下の競技の対応が可能 ・空手・柔道・剣道：2 面 （剣道 392 m ² ：28m×14m）

分類	必要諸室	想定床面積	備考
スポーツ系	トレーニングルーム	約 275 m ²	○先進事例等を参考とした規模
	ランニングコース ・ウォーキングコース	約 1,144 m ²	○1.5m幅×2 レーン ○1 周約 260m
	キッズルーム	約 223 m ²	○先進事例等を参考とした規模
	スポーツ系計	約 7,485 m ²	
非スポーツ系	会議室・研修室	約 294 m ²	○98 m ² ×3 部屋
	非スポーツ系計	約 294 m ²	
管理部	器具庫	約 1,600 m ²	○先進事例等を参考とした規模
	倉庫		
	事務室		
	放送室		
	機械・電気室		
	防災備蓄倉庫		
	役員室		
	医務室		
	管理部計	約 1,600 m ²	
共用部	手洗い場	約 2,600 m ²	○先進事例等を参考とした規模
	トイレ		
	シャワー室		
	更衣室兼小会議室		
	給湯室		
	ホール・ロビー等		
	廊下等		
	エレベーター		
	ラウンジ・売店スペース		
	休憩スペース		
	共用部計	約 2,600 m ²	
延床面積		約 13,000 m ²	

【参考資料：各競技で必要となるコート寸法】

 コートサイズ

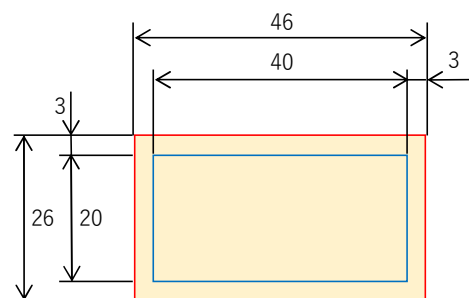
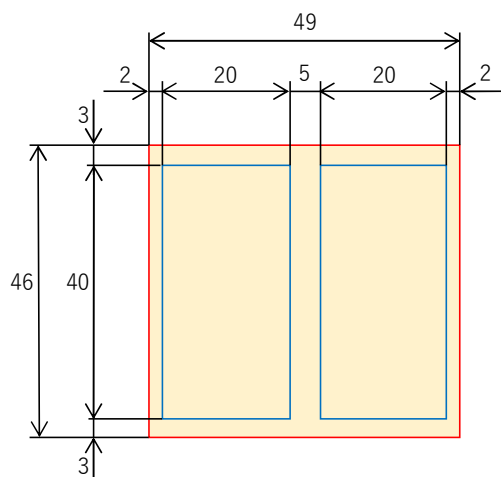
 余幅を含めたサイズ

※単位はm

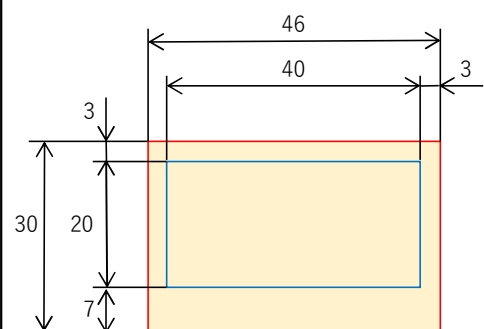
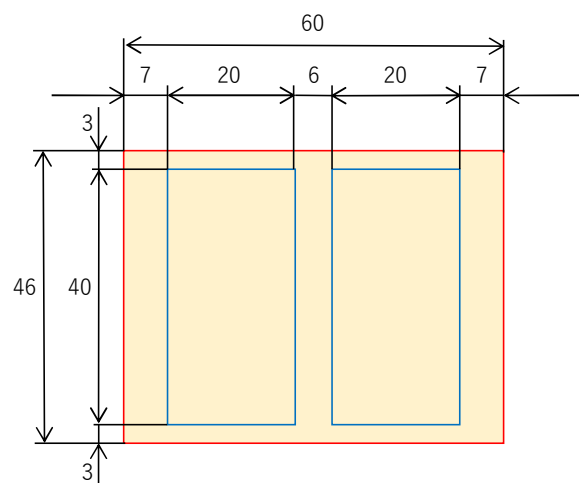
メインアリーナ

サブアリーナ

ハンドボール（メイン2面+サブ1面）



フットサル（メイン2面+サブ1面）





コートサイズ



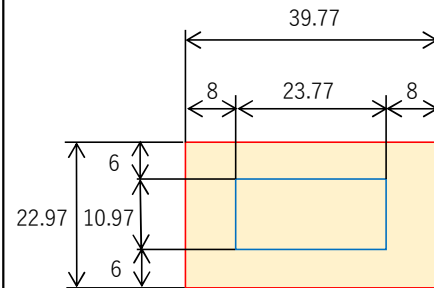
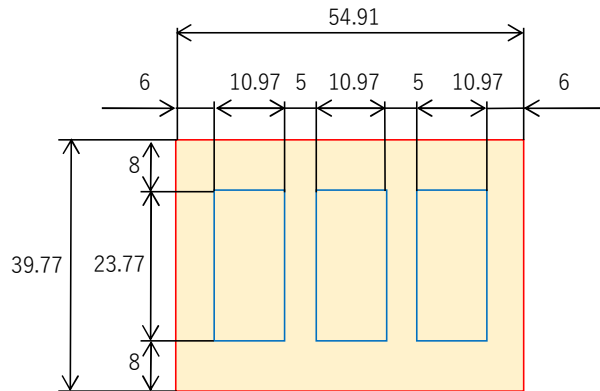
余幅を含めたサイズ

※単位はm

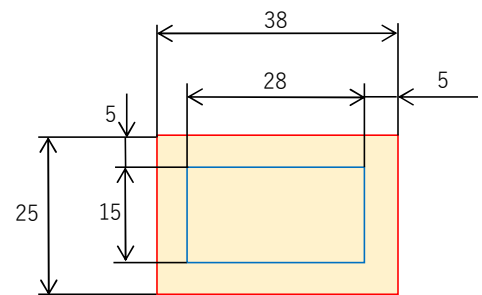
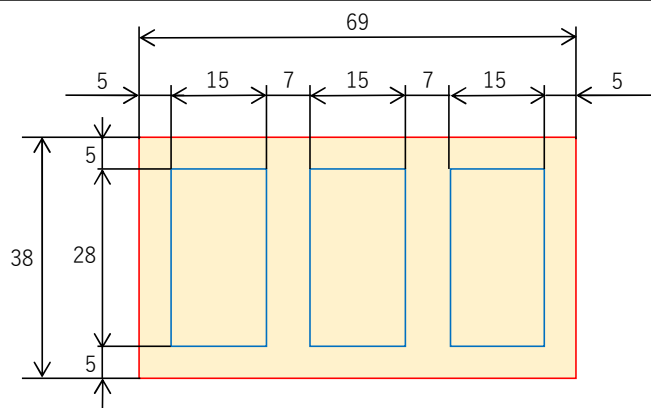
メインアリーナ

サブアリーナ

ソフトテニス（メイン3面+サブ1面）



バスケットボール（メイン3面+サブ1面）

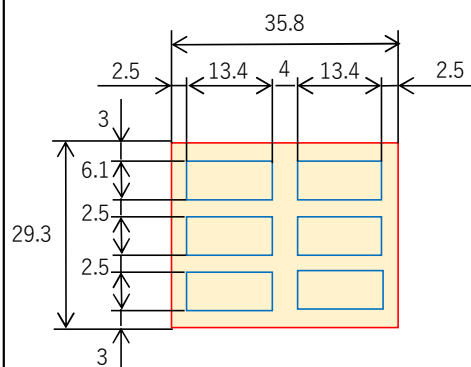
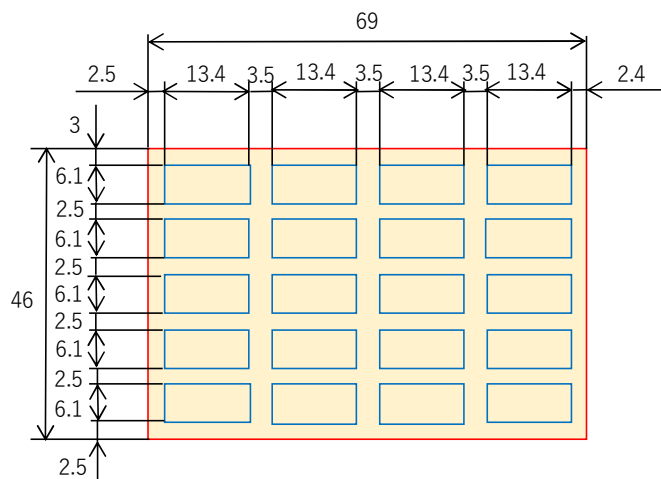


コートサイズ
 余幅を含めたサイズ
 ※単位はm

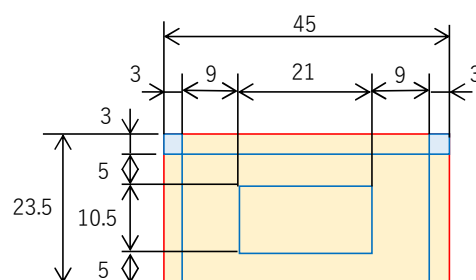
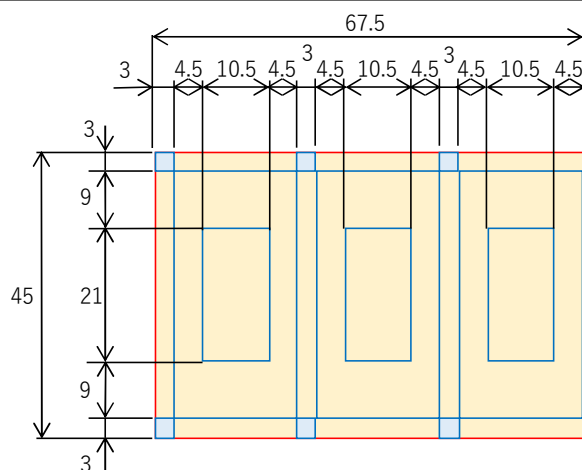
メインアリーナ

サブアリーナ

バドミントン（メイン20面+サブ6面）

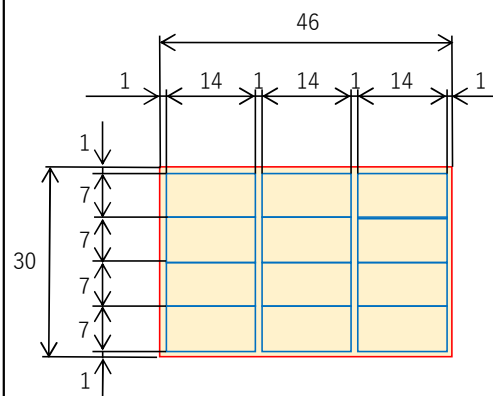
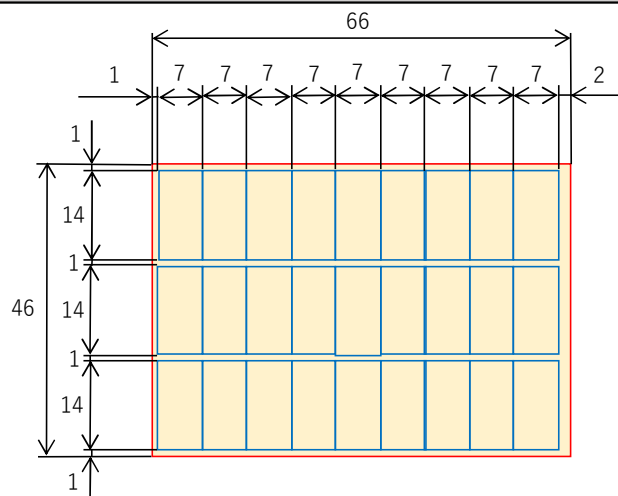


バレーボール（メイン3面+サブ1面）



※上記のコート配置パターンのほか小学生用の小さいコートを複数面配置するパターンを検討

卓球（メイン27面+サブ12面）





コートサイズ



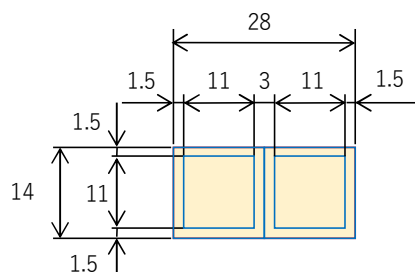
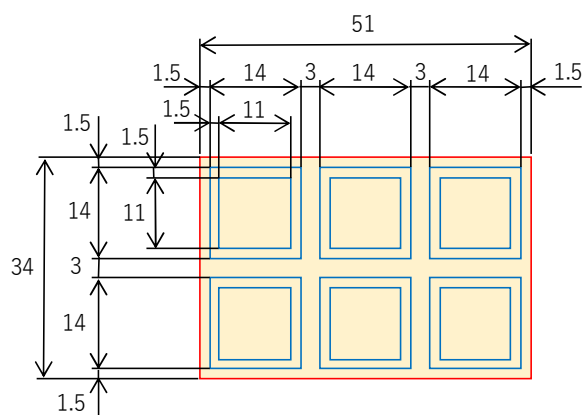
余幅を含めたサイズ

※単位はm

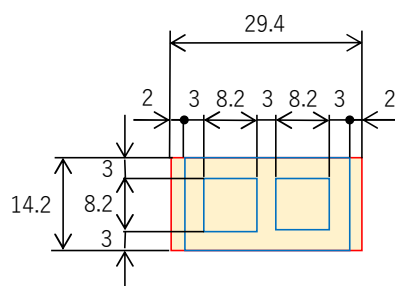
メインアリーナ／サブアリーナ

武道場

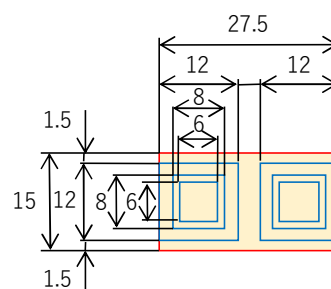
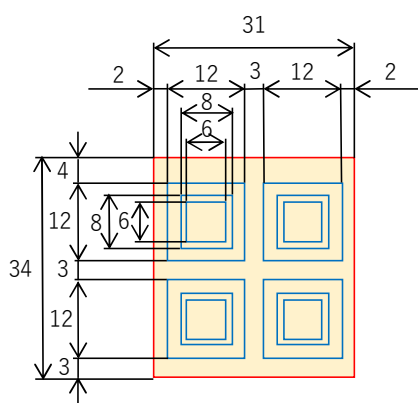
剣道（メイン6面、武道場2面）



柔道・合気道（武道場2面）



空手道（サブ4面、武道場2面）



第3章 敷地の選定

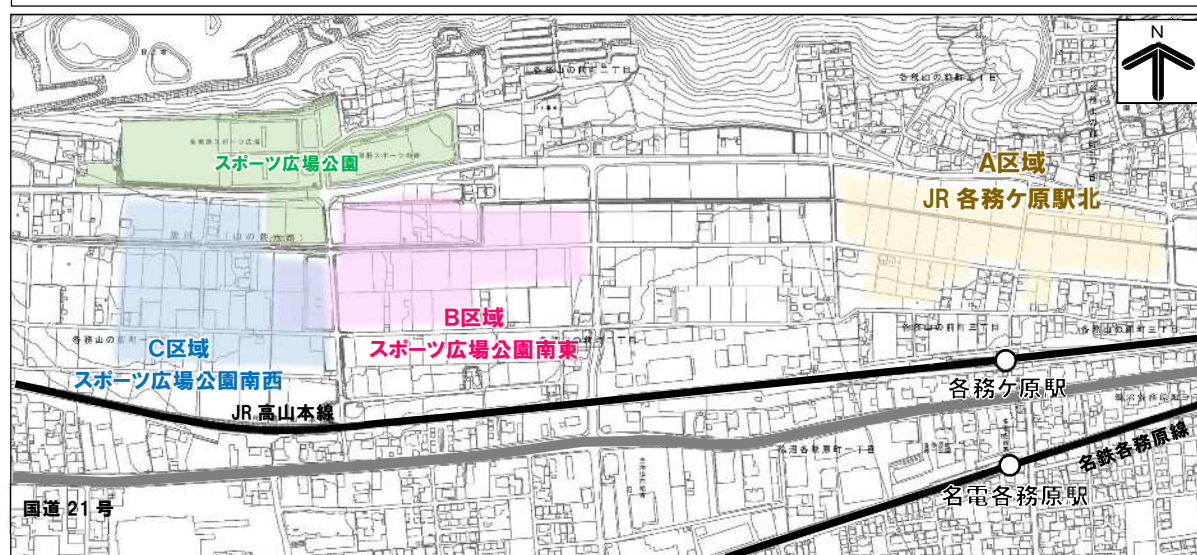
1. 候補地の位置等

基本構想において施設整備エリアとして選定した「各務山の前町地区」について、新総合体育館の必要規模を確保できる敷地の候補を抽出し、周辺施設との連携や計画地へのアクセス動線、交通の安全性を考慮し、比較検討を行います。

一団のまとまった土地の確保や既存の民家等への影響の観点を考慮し、以下の3区域を候補地として抽出します。

【検討条件】

- ・敷地面積：約5～6haを想定
- ・事業費：建設費、用地取得費の単価は、各案で同等と仮定
- ・以下の3つの区域を候補地として、比較検討を実施



■候補地の位置

■各候補地の諸元一覧

候補地	A区域 JR 各務ヶ原駅北	B区域 スポーツ広場公園南東	C区域 スポーツ広場公園南西
区域区分	・市街化調整区域	・市街化調整区域	・市街化調整区域
土地利用の 位置づけ	景観面 ・高さ制限（景観） ：10m 以下（一部 13m 以下）	景観面 ・高さ制限（景観） ：10m 以下（一部 13m 以下） ・埋蔵文化財（西之野遺跡）	景観面 ・高さ制限（景観） ：10m 以下（一部 13m 以下） ・埋蔵文化財（西之野遺跡、 二十軒遺跡）
	防災面 ・建築基準法第22条区域	防災面 ・建築基準法第22条区域	防災面 ・建築基準法第22条区域
	農業面 ・農業振興地域農用地区域	農業面 ・農業振興地域農用地区域	農業面 ・農業振興地域農用地区域
ハザードマップ上の 位置づけ	・ため池、洪水、土砂災害において、該当なし	・ため池、洪水、土砂災害において、該当なし	・ため池、洪水、土砂災害において、該当なし
アクセス （公共交通）	・JR 各務ヶ原駅（約400m）	・JR 各務ヶ原駅（約800m） ・ふれあいバス：スポーツ広場 前（約200m）	・JR 各務ヶ原駅（約1000m） ・ふれあいバス：スポーツ広場 前（約200m）

2. 候補地の比較検討の視点・選定結果

(1) 敷地特性・事業性における候補地の比較検討

施設整備の計画地の選定にあたり、新総合体育館の整備基本方針に掲げるとおり、「にぎわいと交流の拠点」とするとともに「安全安心の拠点」とすることを見据え、体育館単独ではなく、外構の広場部分を含めて災害時活動拠点としての整備を進めます。

そのため、平常時の視点のみならず、災害時の視点も含めて比較検討を実施します。また、円滑な事業推進が重要と考えられることから、経済性も考慮することとします。

■評価項目一覧

指標	項目	考え方	配点	小計
敷地特性	1 公共交通の有無	鉄道駅、バス停が近くにあるか。	10	40
	2 主要道路からのアクセス性	国道 21 号、主要地方道 江南関線からのアクセスがしやすいか。	10	
	3 スポーツ広場公園を含めた活用の柔軟性	スポーツ広場公園及び駐車場の供用等、一体活用が可能か。	10	
	4 工場の立地状況（交通の視点）	大型車両の頻繁な通行がないか。	10	
	5 敷地活用への影響の有無	インフラ、既存住宅等の影響はないか。	10	20
	6 将来のニーズ変化への対応	将来ニーズの変化に伴う拡張が容易か。	10	
事業性	7 インフラ移設等の必要性	既存のインフラ施設を移設する必要があるか。	10	30
	8 周辺商業地への影響	徒歩圏内に、体育館利用者が訪れることが可能な飲食・物販施設があるか。	10	
	9 建物補償の有無	建物補償が必要となるか。	10	
	10 手続き等	埋蔵文化財包蔵地の区域に該当するか。	10	10
合計				100

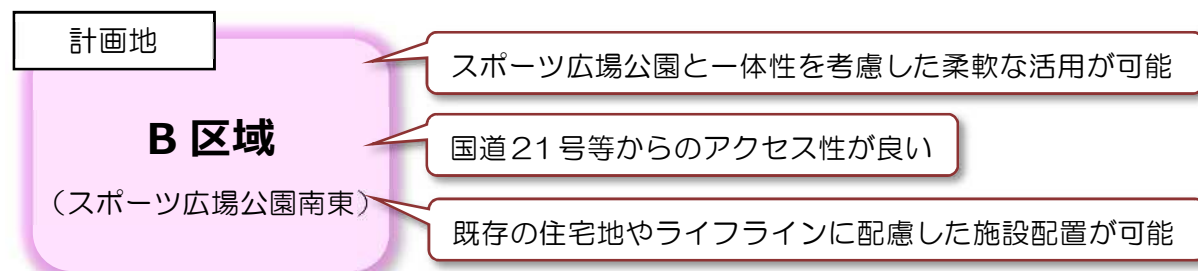
※比較表における各項目の◎、○、△の点数の考え方は以下のとおり。

◎：10点、○：5点（◎の1/2）、△：0点

(2) 新総合体育館計画地の選定結果

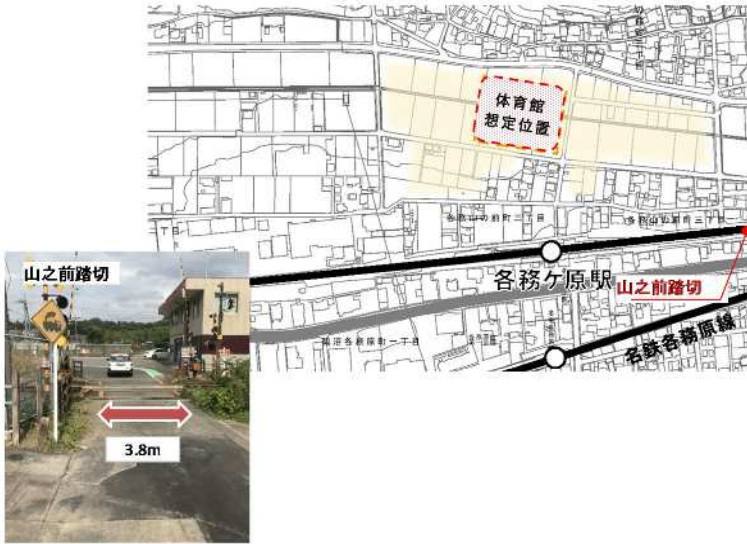
評価項目ごとに候補地を比較し、次頁の表に整理します。

敷地特性や事業性、施設配置に関する比較検討の結果、スポーツ広場公園と一体性を考慮した柔軟な活用が可能となり、国道 21 号や主要地方道江南関線からアクセスしやすい B 区域（スポーツ広場公園南東）を新総合体育館の整備計画地として選定します。



■B 区域に関する評価結果の概要

■候補地の比較一覧

候補地 所在地			A区域 JR各務ヶ原駅北			B区域 スポーツ広場公園南東			C区域 スポーツ広場公園南西			
指標	項目	配点	考察	評価	得点	考察	評価	得点	考察	評価	得点	
敷地特性	候補地範囲のイメージ											
	公共交通の有無	10	・JR各務ヶ原駅(約400m)	◎	10	・JR各務ヶ原駅(約800m) ・ふれあいバス:スポーツ広場前(約200m)(4本/日)※平日のみ	○	5	・JR各務ヶ原駅(約1km) ・ふれあいバス:スポーツ広場前(約200m)(4本/日)※平日のみ	○	5	
	主要道路からのアクセス性	10	・国道21号から山之前踏切を横断してアクセスすることが想定されるが、幅員が3.8mと狭く、車両のすれ違いが困難であることから、アクセス路として好ましくない。	△	0	・国道21号から第4三池踏切、少年院踏切を横断してアクセスすることが想定される。少年院踏切は幅員が5.5mと若干狭い(1車線)が、第4三池踏切は片側1車線両側歩道の道路となっている。 ・主要地方道 江南関線に近接している。	◎	10	・国道21号から少年院踏切を横断してアクセスすることが想定されるが、幅員が5.5mと若干狭い(1車線)道路となっている。 ・主要地方道 江南関線に近接している。	○	5	
	スポーツ広場公園を含めた活用の柔軟性	10	・スポーツ広場公園からの距離が離れるため、一体的な活用は困難である。	△	0	・スポーツ広場公園に隣接しており、スポーツイベントでの一体活用や駐車場の共用等による相乗効果が期待できる。	◎	10	・スポーツ広場公園に隣接しており、スポーツイベントでの一体活用や駐車場の共用等による相乗効果が期待できる。	◎	10	
	工場の立地状況 (交通の視点)	10	・(仮称)各務山工業団地の交通が市各400号線を通行することが想定されるが、工業団地進入路の交差点と施設の出入口との離隔は確保できる。	○	5	・(仮称)各務山工業団地の交通が市各400号線を通行することが想定されるが、工業団地進入路の交差点と施設の出入口との離隔は確保できる。	○	5	・(仮称)各務山工業団地の進入路の交差点が区域の至近に整備されるため、施設利用者の交通への影響が想定される。	△	0	
敷地条件	敷地活用への影響の有無	10	・隣接地の住宅は少ないが、区域内にガス管、水路が敷設されており、敷地形状が南北に短いことから、体育館の配置にあたり水路の移設等が必要となる。	△	0	・隣接地の住宅は敷地活用への影響が小さいが、区域内に高圧鉄塔が立地しており、また、ガス管、水路が敷設されていることから、施設配置の際に配慮が必要である。	○	5	・隣接地に住宅が点在しているほか、区域内に高圧鉄塔が立地しており、また、ガス管、水路が敷設されていることから、施設配置の際に配慮が必要である。	○	5	
	将来のニーズ変化への対応	10	・東西方向が農地であり、2方向のみ拡張性を有する。	○	5	・周囲が農地であり、3方向への拡張性を有する。	◎	10	・周囲が農地であり、3方向への拡張性を有する。	◎	10	
事業性	インフラ移設等の必要性	10	・水路の敷設替えが必要となる。	△	0	・既設のインフラに配慮した施設配置とすれば、施設を配置することができる。	○	5	・既設のインフラに配慮した施設配置とすれば、施設を配置することができる。	○	5	
	周辺商業地への影響	10	・体育館利用者が徒歩で利用可能な飲食・物販の店舗が8施設ある。	○	5	・体育館利用者が徒歩で利用可能な飲食・物販の店舗が9施設ある。	○	5	・体育館利用者が徒歩で利用可能な飲食・物販の店舗が13施設ある。	◎	10	
	建物補償の有無	10	・一体活用を図るためには、既存の住宅等を含めて補償する必要がある。 (1～2軒程度)	○	5	・既存の住宅等を避けて土地活用を図ることが可能である。	◎	10	・一体活用を図るためには、既存の住宅等を含めて補償する必要がある。 (4～5軒程度)	△	0	
	手続き等	埋蔵文化財包蔵地	10	・埋蔵文化財包蔵地区域なし。	◎	10	・埋蔵文化財包蔵地区域あり。	△	0	・埋蔵文化財包蔵地区域あり。	△	0
総合評価			100	当該区域は、東西に長く、南北に短い形状であるため、体育館の配置にあたっては、既設のインフラ(水路)を移設せざるを得ない。 なお、JR各務ヶ原駅に近接しており、鉄道利用者にとってはアクセス利便性が高いが、国道21号から最短でアクセスする場合には狭小な幅員の道路を通行する必要があり、防災拠点となることを踏まえると、課題がある。 また、スポーツ広場公園から距離が離れているため、平時、災害時ともに柔軟な活用が困難となる。	合計	40	当該区域は、スポーツ広場公園に隣接しており、平時、災害時ともに柔軟な活用が可能となる。 アクセス性については、最寄りのJR各務ヶ原駅からの距離はA区域より遠くなるものの、徒歩圏と言える。また、国道21号から最短でアクセスする場合のルートは片側1車線の道路となっており、緊急車両等の円滑な通行の確保が可能と想定される。 さらに、既存の住宅地やライフラインに配慮した施設配置も可能と想定される。	合計	65	当該区域は、スポーツ広場公園に隣接しており、平時、災害時ともに柔軟な活用が可能となる。 アクセス性については、最寄りのJR各務ヶ原駅からの距離はA区域より遠くなるものの、徒歩圏と言える。また、国道21号から最短でアクセスする場合には狭小な幅員の道路を通行する必要があり、防災拠点となることを踏まえると、課題がある。 なお、既存の住宅等が点在しており、これらを避けて施設整備を行うことも可能であるが、一体的に活用を図るためには補償が伴う。	合計	50
			△			◎			○			

※都市構造の評価に関するハンドブック（H26、国土交通省都市局）では徒歩圏について【徒歩圏：半径 800m】、【徒歩圏（高齢者）：半径 500m】、【徒歩圏（鉄道駅）：半径 800m】、【徒歩圏（バス停）：半径 300m】とされている。
※建物補償については、過去の実績から 1 軒あたり数千万円程度要すものと想定される。

【参考資料：各候補地から半径 500m 圏に立地する商業施設】



3. 計画地の概要

(1) 周辺環境及び現況写真

計画地の周辺環境及び現況写真を以下に整理します。

■計画地の周辺環境

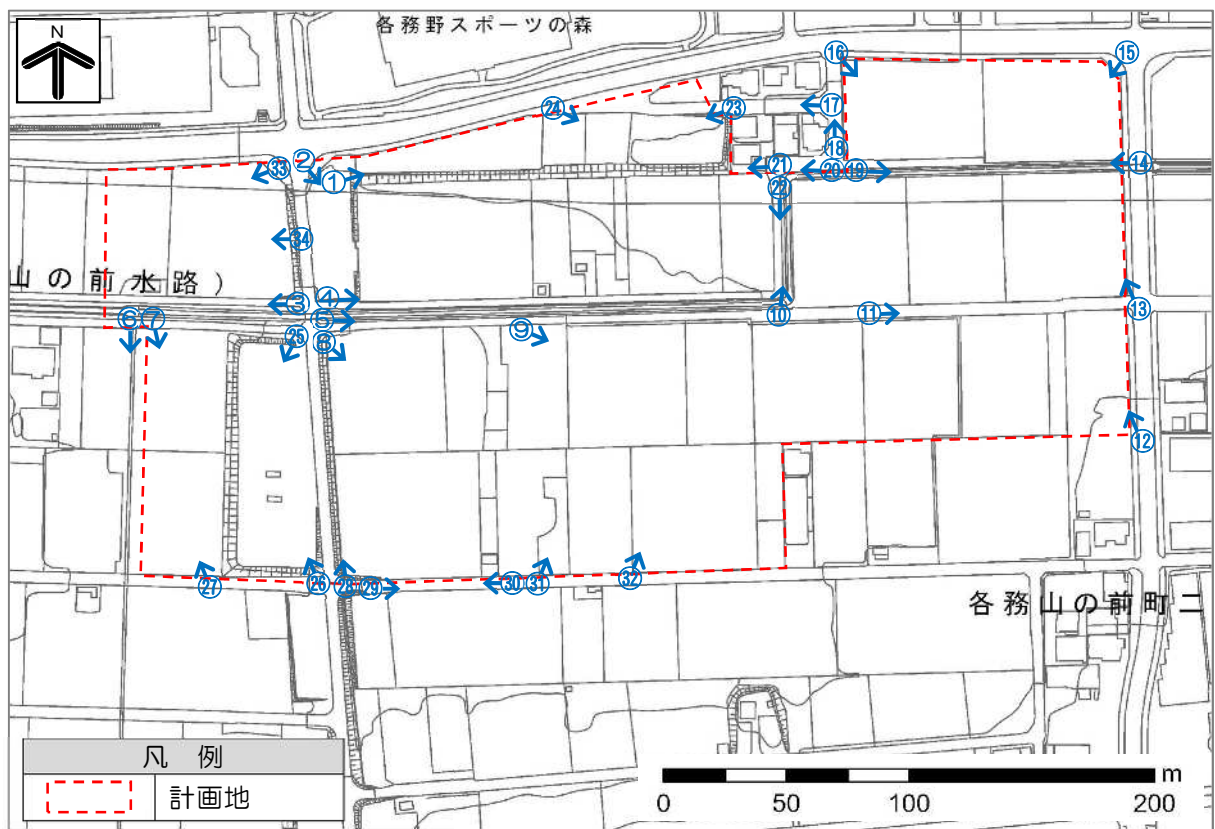
項目	概要
交通・アクセス	・アクセス道路は国道 21 号から第 4 三池踏切を横断するルート、または、計画地北側の市道（各 400 号線）を通るルートが主なルートとなる。 ・最寄りの JR 各務ヶ原駅からは、約 800m となっている。 ・ふれあいバスのスポーツ広場前バス停からは、約 200m となっている。
地形	・市道（各 400 号線）をはじめとした道路より農地は低くなっているが、概ね平坦な地形となっている。
土地利用状況	・主に畑として利用されており、耕作放棄地が点在している。 ・市道沿道の隣接地では一部、宅地開発による住宅が立地している。

※交通・アクセスの項目に記載の距離は、体育館の想定位置までの概ね距離を示している。



ベース図の出典：地理院地図 電子国土 WEB

■計画地周辺の状況



■写真位置図

■現況写真





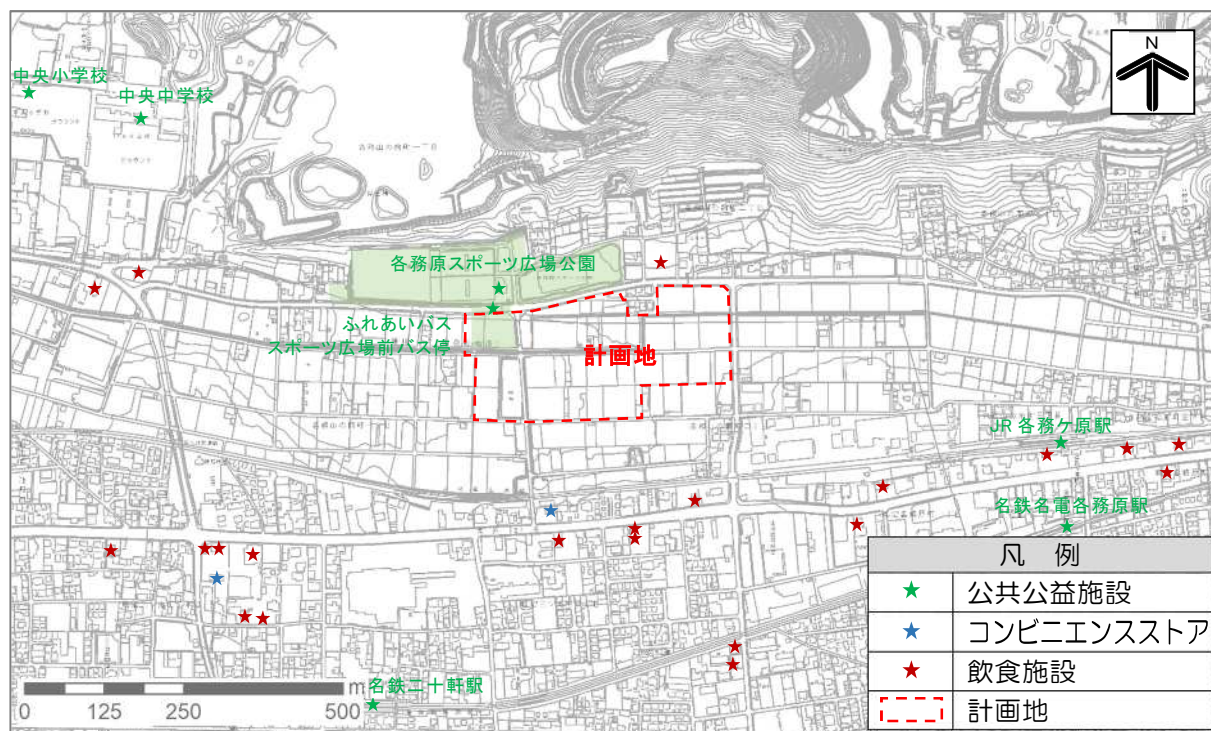




(2) 付近見取図

計画地付近では、北側にテニスコートやサッカー場を備えた各務原スポーツ広場公園が立地しているほか、北西約1kmに小学校、中学校が立地しています。また、最寄り駅としてJR各務ヶ原駅のほか、名鉄の二十軒駅と名電各務原駅、ふれあいバスのスポーツ広場前バス停が立地しています。

さらに、国道21号や主要地方道江南関線の沿道に飲食施設やコンビニエンスストアが立地し、体育館利用者による立寄りが見込まれます。



■ 計画地付近の見取図

第4章 全体ゾーニング計画

1. 与条件の整理

(1) 関係法令の整理

計画地において、新総合体育館及び総合運動防災公園を整備する際に関係する主な法令は以下のとおりです。

【関係する主な法令】

- ・都市計画法
- ・土壌汚染対策法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）
- ・バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）
- ・建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
- ・農地法
- ・農振法（農業振興地域の整備に関する法律）
- ・景観法

(2) 計画地に係る条件の整理

計画地において、新総合体育館及び総合運動防災公園を整備する際に考慮を要す条件を以下に整理します。

【計画地の基本情報】

- ・計画地：岐阜県各務原市各務山の前町1丁目・2丁目地内
- ・敷地面積：約 69,000 m²
- ・接続道路：北側道路 幅員約 12m（市道 各 400 号線）
東側道路 幅員約 12m（市道 各 416 号線）

【計画地における与条件】

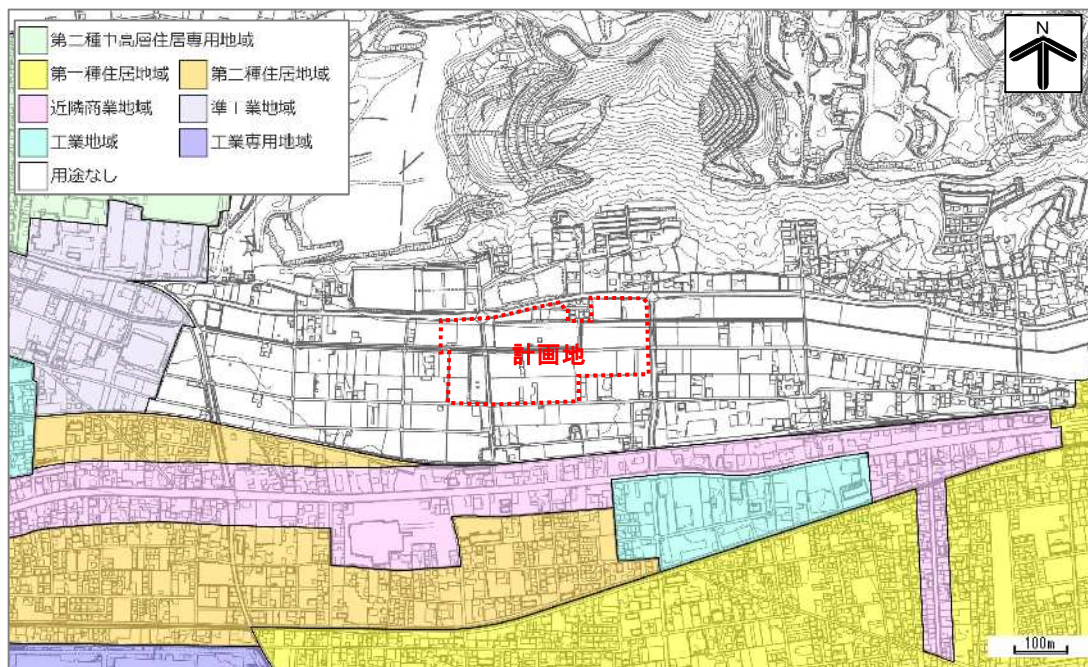
- ①土地利用：市街化調整区域
法 22 条区域（屋根不燃化区域）
景観計画（景観法）に基づく高さ制限（10m 以下）のかかる区域
北側の一部区域は埋蔵文化財の包蔵地
農業振興地域の農用地区域
- ②造成：農地が中心となっており、耕作放棄地が点在
計画地の一部は各務原スポーツ広場公園の駐車場
計画地内の道路は概ね舗装済み
山の前水路の北側通路は未舗装
- ③給水：計画地内及び周辺に水道管敷設
- ④雨水：計画地内及び周辺に開水路（農水、用悪水）あり
- ⑤下水：東側及び北側道路に下水（污水）管理設
- ⑥電力：東側に高圧線（架空）あり
南側に地下ケーブルあり
- ⑦電話：計画地東端まで電話線Φ400 敷設
- ⑧都市ガス：計画地内中央にガス管Φ400 敷設

(3) 各項目に関する位置図等

①土地利用に関する事項

○用途地域

計画地は、市街化調整区域に位置しており、用途地域は指定されていません。市街化調整区域の建ぺい率は60%、容積率は200%となっています。

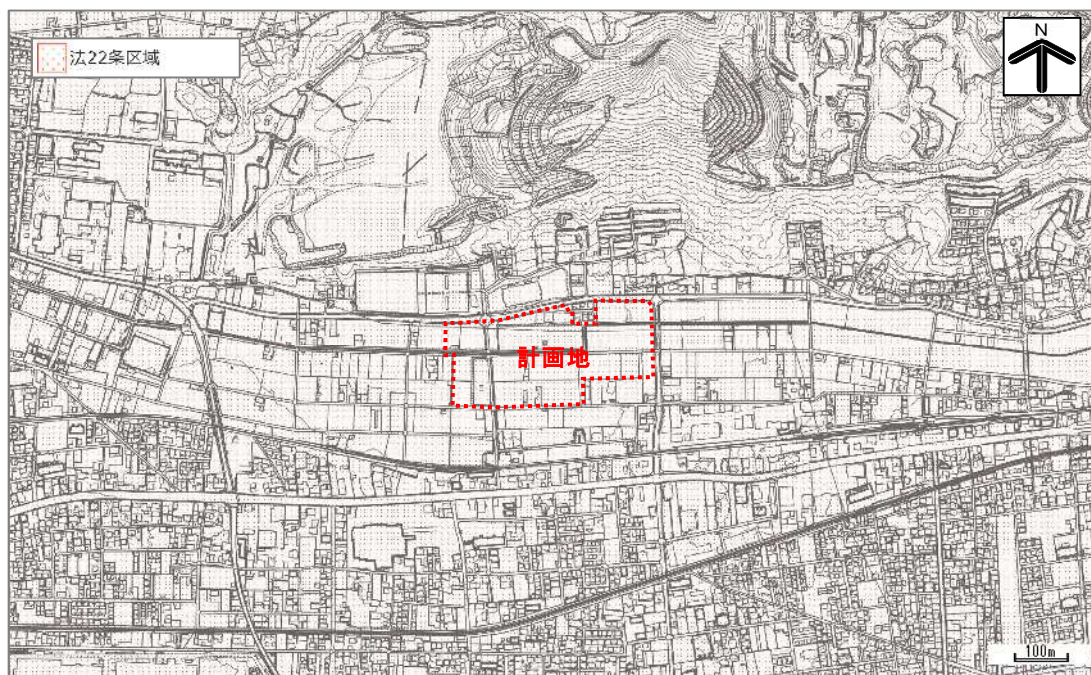


出典：県域統合型 GIS ぎふ（各務原市都市計画情報）

■計画地周辺の用途地域

○防火地域・準防火地域及び建築基準法第22条区域

計画地は、建築基準法の第22条区域に位置しており、木造は建築可能ですが、屋根を不燃素材でふき、外壁の延焼のおそれのある部分は準防火構造とする必要があります。

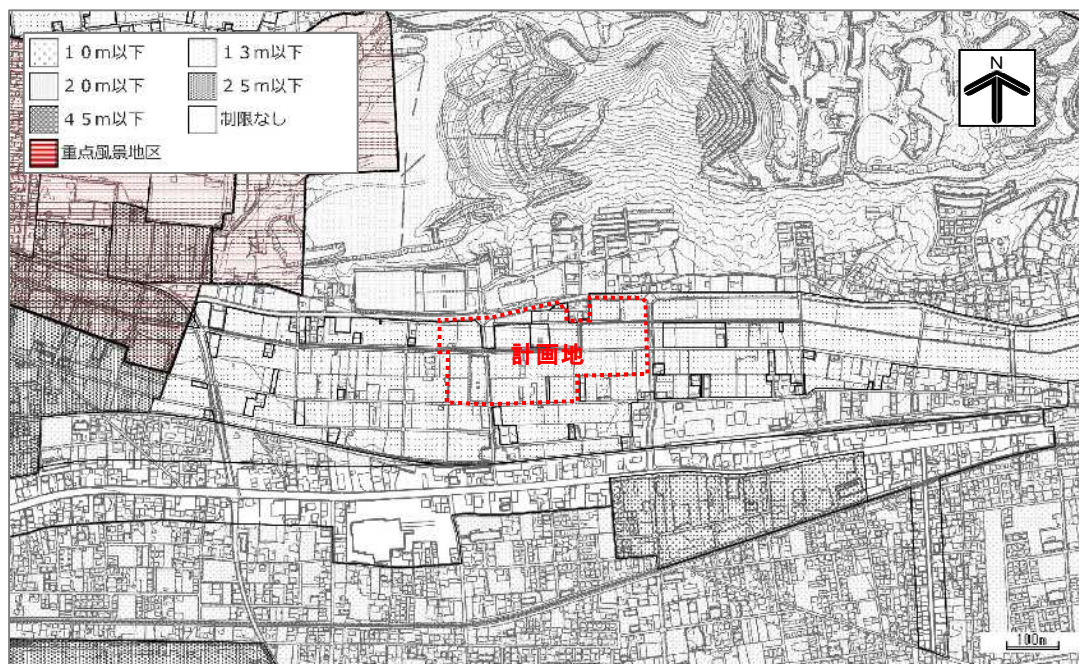


出典：県域統合型 GIS ぎふ（各務原市都市計画情報）

■計画地周辺の防火地域・準防火地域、建築基準法第22条区域

○景観計画（景観法）

計画地は、景観計画（景観法）に基づく高さ制限（10m 以下）があるため、体育館等の整備に際しては、制限解除の手続きが必要となります。



出典：県域統合型 GIS ぎふ（各務原市都市計画情報）

■景観計画（景観法）

○埋蔵文化財

計画地は、北側の一部区域が埋蔵文化財の包蔵地に位置しています。体育館等の整備に際しては、試掘調査等の手続きが必要となります。

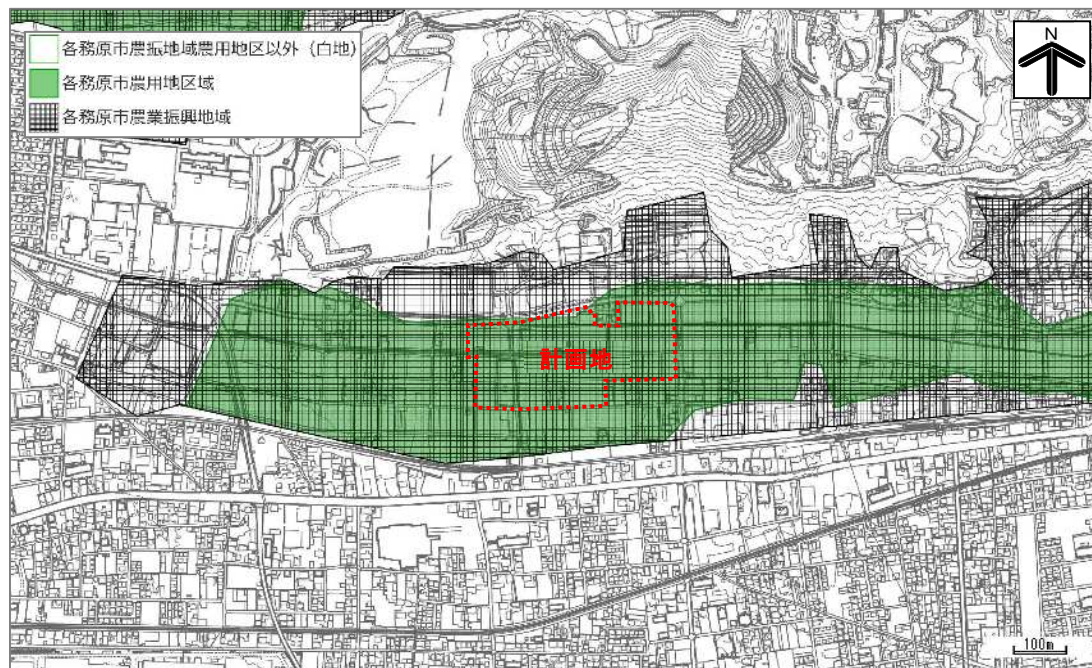


出典：県域統合型 GIS ぎふ（各務原市都市計画情報）

■埋蔵文化財

○農業振興地域

計画地は、農業振興地域の農用地区域に該当します。体育館等の整備にあたっては、農用地区域から除外することとなります。

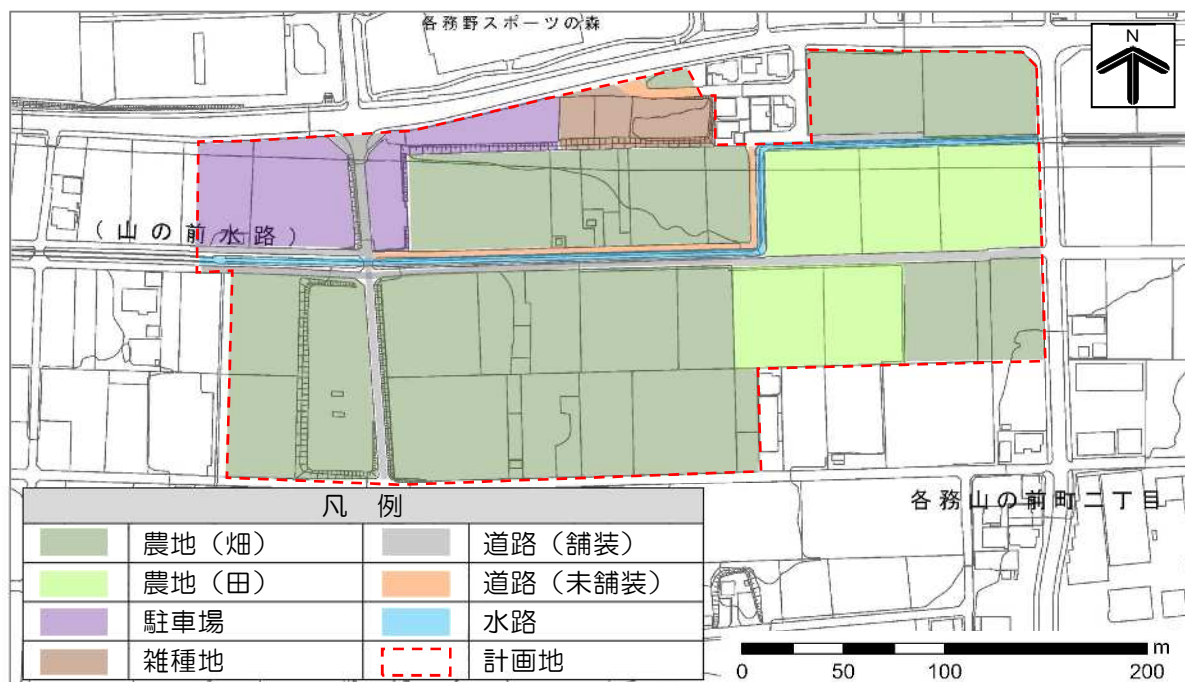


出典：県域統合型 GIS ぎふ（農地法規制情報）

■農業振興地域

②造成計画に関する事項

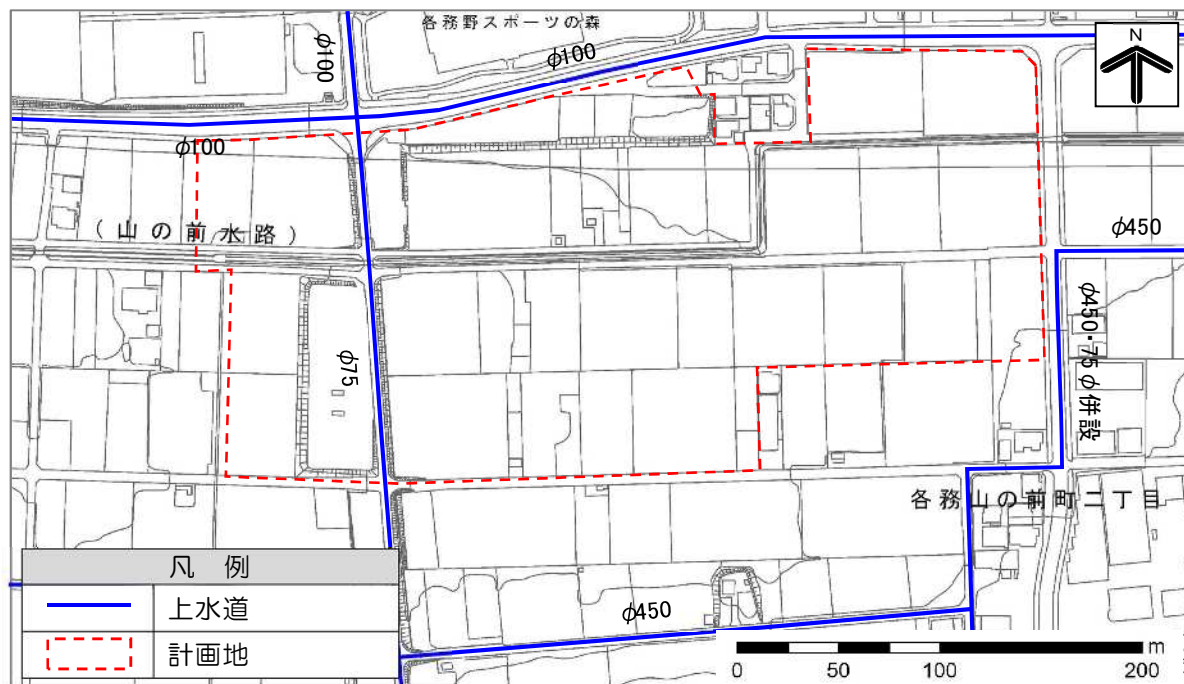
計画地内は、農地が中心となっており、耕作放棄地が点在しています。また、一部は各務原スポーツ広場公園の駐車場として利用されています。計画地内の道路は概ね舗装されていますが、山の前水路の北側の通路は舗装されていません。



■土地利用現況図

③給水計画に関する事項

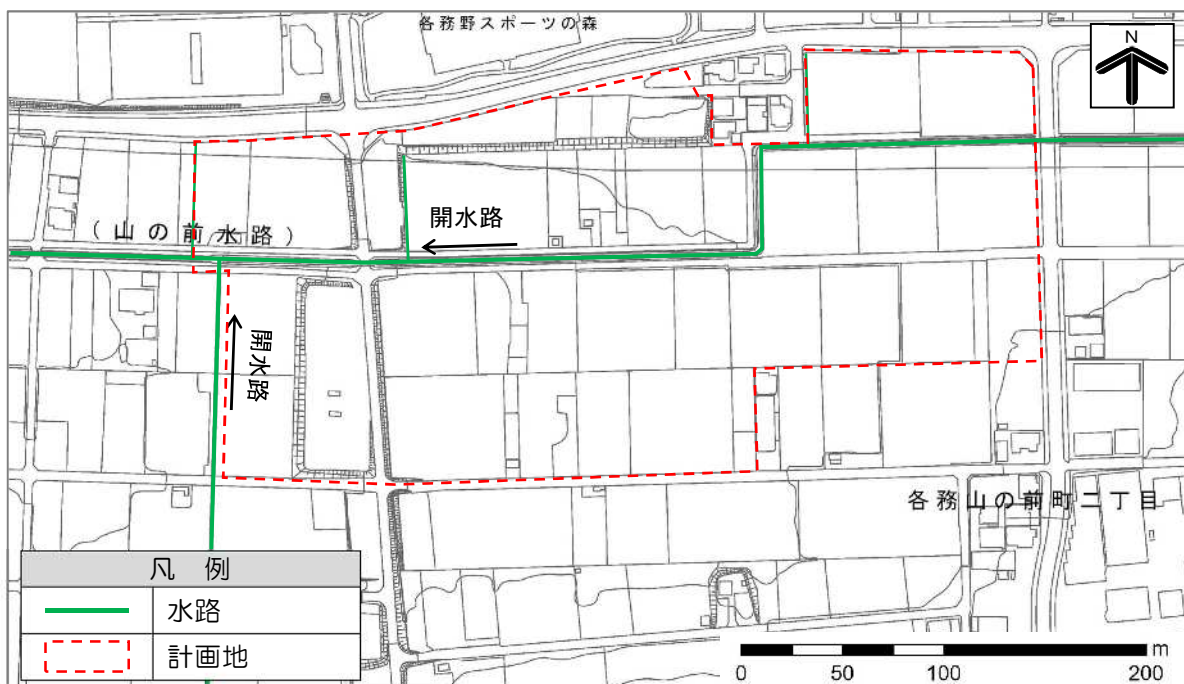
計画地内及び周辺に水道管が敷設されており、敷地内への引き込みが可能と想定されます。



■上水道位置図

④雨水計画に関する事項

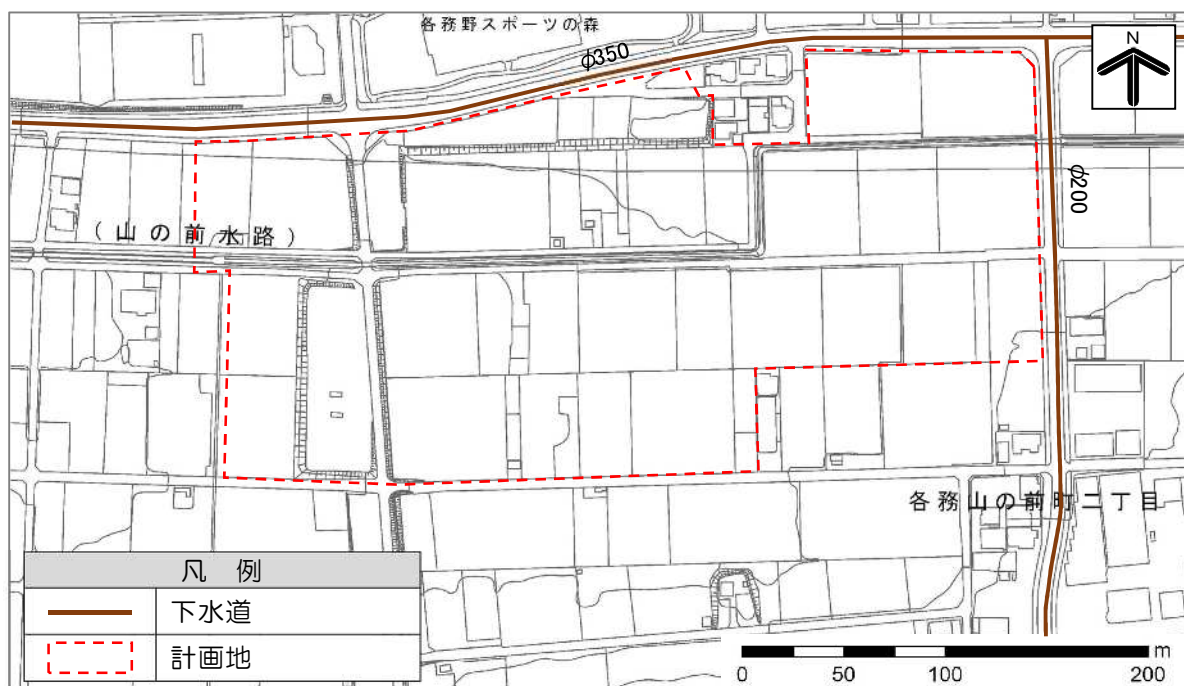
計画地内及び周辺に水路（農水、用悪水）が設置されており、山の前水路が流末となっています。農水については耕作に影響を及ぼさないような対応が求められます。また、雨水については、山の前水路に放流することが想定されます。



■水路位置図

⑤汚水計画に関する事項

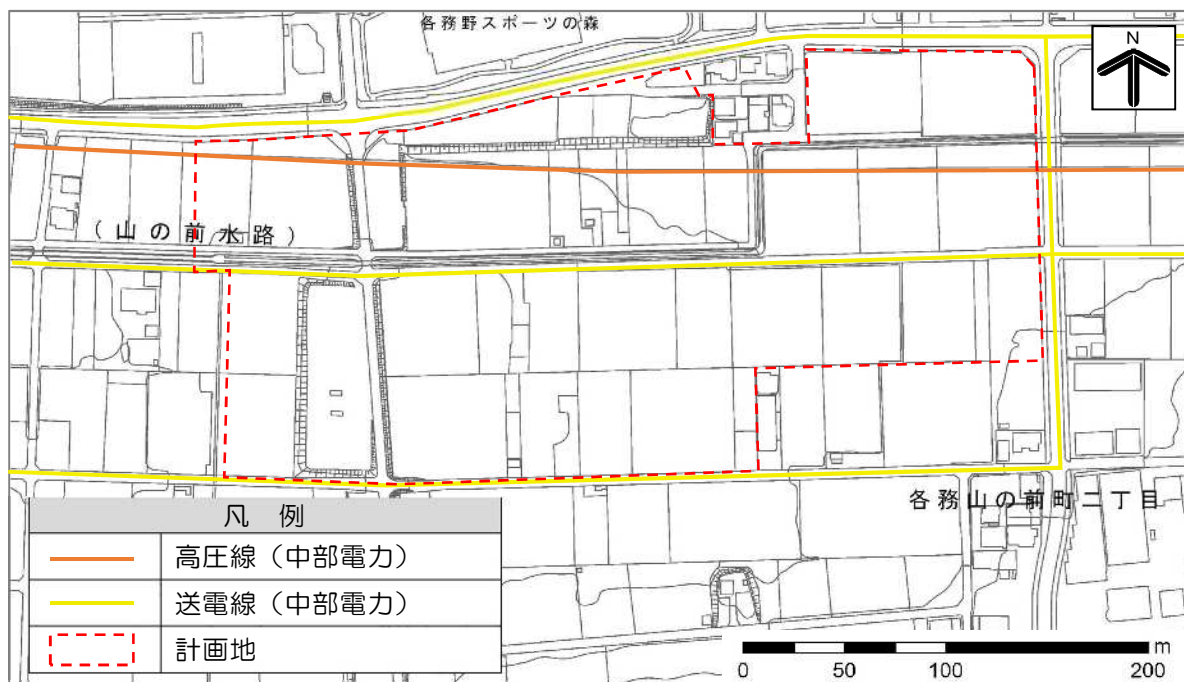
計画地東側及び北側に下水（汚水）管が埋設されており、協議により接続が可能であると想定されます。



■下水道（汚水）位置図

⑥電気計画に関する事項

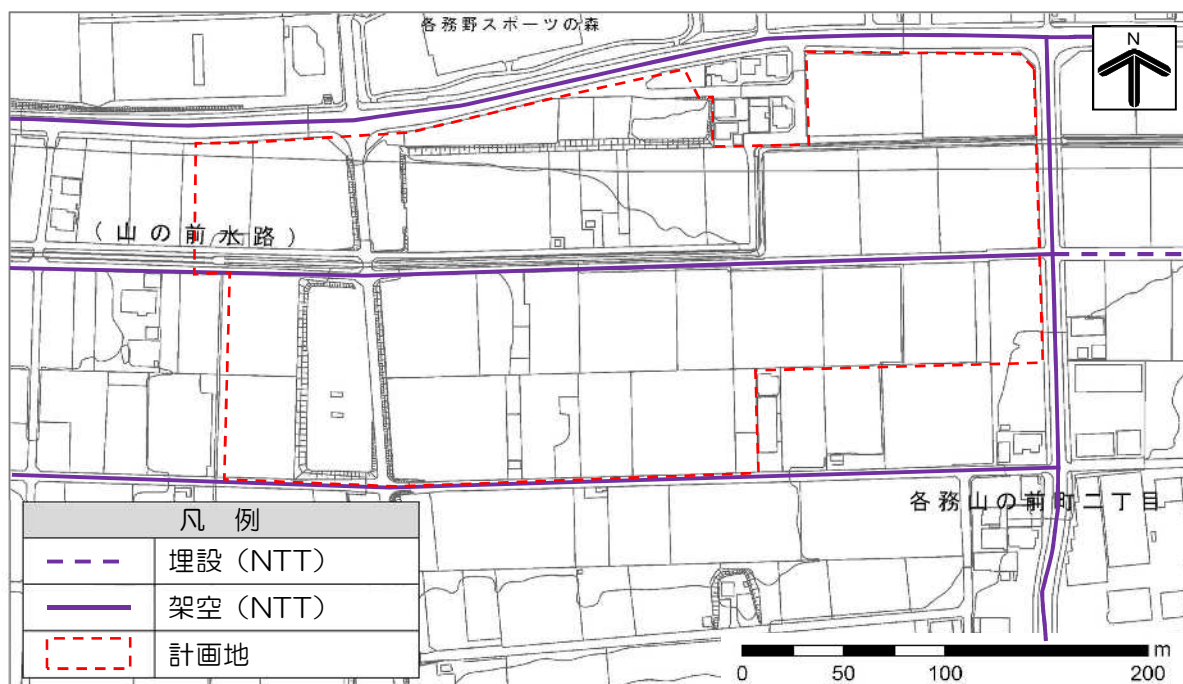
計画地北側に高圧線、中央に送電線が設置されています。敷地内の引き込みは比較的容易であると想定されますが、施設配置にあたり、特に高圧線からの離隔に配慮することが必要となります。



■電線位置図

⑦通信設備計画に関する事項

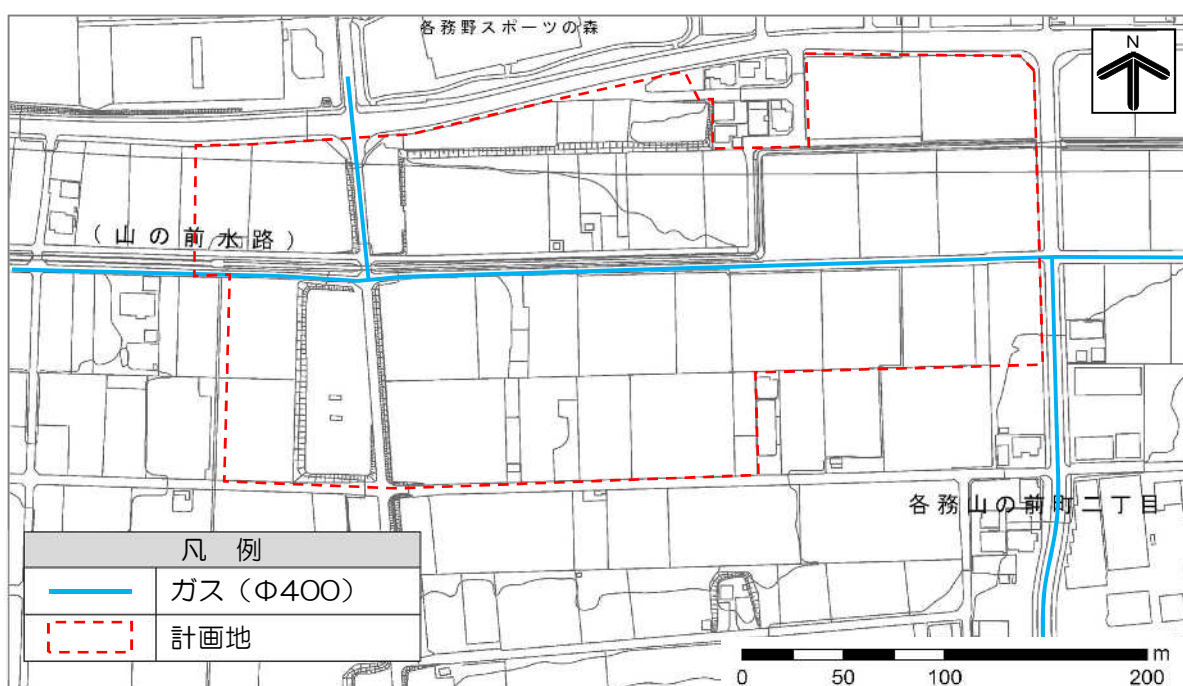
計画地周辺には電話線が設置されており、敷地内への引き込みは比較的容易であると想定されます。



■電話線位置図

⑧ガス施設計画に関する事項

計画地中央に都市ガス管が敷設されており、敷地内への引き込みは比較的容易であると想定されます。



■ガス管位置図

2. 施設配置方針

新総合体育館の整備基本方針である「誰もが快適に使用でき、健康づくりを楽しむ、にぎわいと交流、安全安心の拠点」を目指す施設とするため、本施設は、体育館単体としてでなく、総合運動防災公園の主施設として体育館を計画します。

そのため、各機能の配置にあたっては、体育館内・外の利用のほか、計画地北側に既存の各務原スポーツ広場公園との連携、自動車のアクセス動線や鉄道駅からの動線等を考慮します。また、体育館利用者のみならず、公園の利用や災害時の利用等、多様な利用の視点を考慮します。

【施設配置の基本方針】

○前提条件

- ・新総合体育館の延床面積は 13,000 m²程度を想定します。
- ・計画地内の既設水路（山の前水路）は現位置で暗渠化するほか、スポーツ広場前の交差点から計画地を南北に縦断する市道は廃止（計画地西側に付け替え）を基本とし、土地の一体利用を図ります。
- ・高圧線（架空）や都市ガスの管路は既存位置を維持します。
- ・自動車による来訪が主体となることを考慮します。

○アクセス

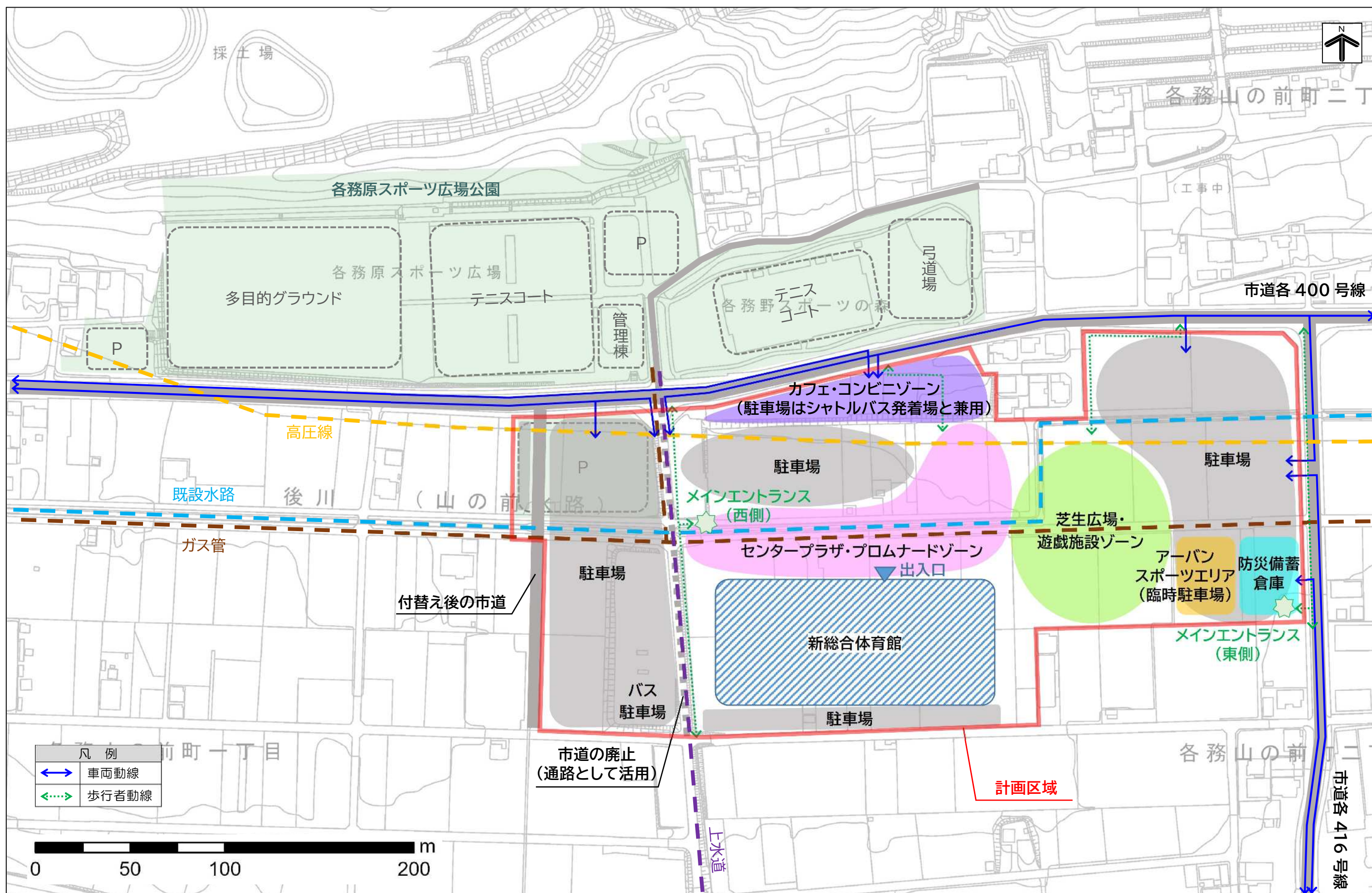
- ・平常時の公共交通機関によるアクセスは、JR 各務ヶ原駅や名鉄二十軒駅、ふれあいバスのスポーツ広場前バス停の利用を想定します。
- ・南方向からのアクセスは、片側 1 車線が確保され、歩道が設置されている市道各 416 号線の利用（国道 21 号の各務原一丁目交差点から北進）を基本とします。
- ・東西方向からのアクセスは、片側 1 車線が確保され、歩道が設置されている市道各 400 号線の利用を基本とします。
- ・興行時には交通集中が懸念されるため、交通誘導に配慮します。

○施設配置

- ・計画地に隣接する既存の住宅に配慮した施設配置とします。
- ・市道各 400 号線沿道に既存の各務原スポーツ広場公園の駐車場を含めて一体的な活用を図った上で、総合運動防災公園として機能させます。
- ・総合運動防災公園のメインエントランスは、計画地の東西に設けます。
- ・新総合体育館を中心に、センタープラザ・プロムナードゾーン、芝生広場・遊戯施設ゾーンを配置するとともに、これらの利用者に対応した駐車場を確保します。また、市道各 400 号線からの利用が可能となる位置にカフェ・コンビニゾーンを配置します。
- ・市道各 400 号線から直接的にアクセスが可能となるカフェ・コンビニゾーンの駐車場には、シャトルバス発着機能を付加します。
- ・駐車場の利用が少ない曜日・時間帯における空間の有効活用やアーバンスポーツの発展を見据え、バスケットボール（3×3）やスケートボード等を実施できるエリアを設けます。
- ・防災備蓄倉庫を新総合体育館とは別棟で配置し、独立した管理を可能とします。

■総合運動防災公園全体のゾーニングの考え方

区域	主な機能	配置の考え方
体育館	○新総合体育館	・既存の住宅からの離隔を十分に確保できる位置に配置します。 ・計画地内の水路や埋設管（上水道・ガス）、高圧線への影響を及ぼさない位置に配置します。 ・計画地北側の各務原スポーツ広場公園との連携を図りやすいよう、北側に出入口を設けます。
屋外空間	○芝生広場・遊戯施設ゾーン ○センタープラザ・プロムナードゾーン	・芝生広場・遊戯施設ゾーンは、体育館内の諸室と連携した活用を見据え、体育館に近接する位置に配置する。 ・センタープラザ・プロムナードゾーンは、計画区域（総合運動防災公園）の中心に配置し、エントランスからの誘導を図るほか、各施設を繋ぐ空間とします。
誘致スペース	○カフェ・コンビニゾーン	・体育館や公園等の利用者に限らず、幅広い利用の創出を見据え、道路利用者が容易に立ち寄ることが可能となる位置に配置します。 ・駐車場はイベント開催時のシャトルバスの発着場との併用を見据えます。
駐車スペース	○乗用車用駐車場 ○バス用駐車場	・市道各 400 号線や市道各 416 号線からのアクセスを考慮した位置に駐車場を配置します。 ・バス用駐車場は、選手等の利便性を考慮し、可能な限り体育館に近い位置に配置します。 ・駐車場の一部にバスケットボール（3×3）やスケートボード等のアーバンスポーツの実施が可能となるエリアを設けます（イベント開催時等は臨時駐車場として活用）。
その他	○防災備蓄倉庫	・物資を搬入・搬出する大型車両の出入りが容易となり、他の機能の利用者動線と分離した位置に配置します。



■計画地内のゾーニング (イメージ図)

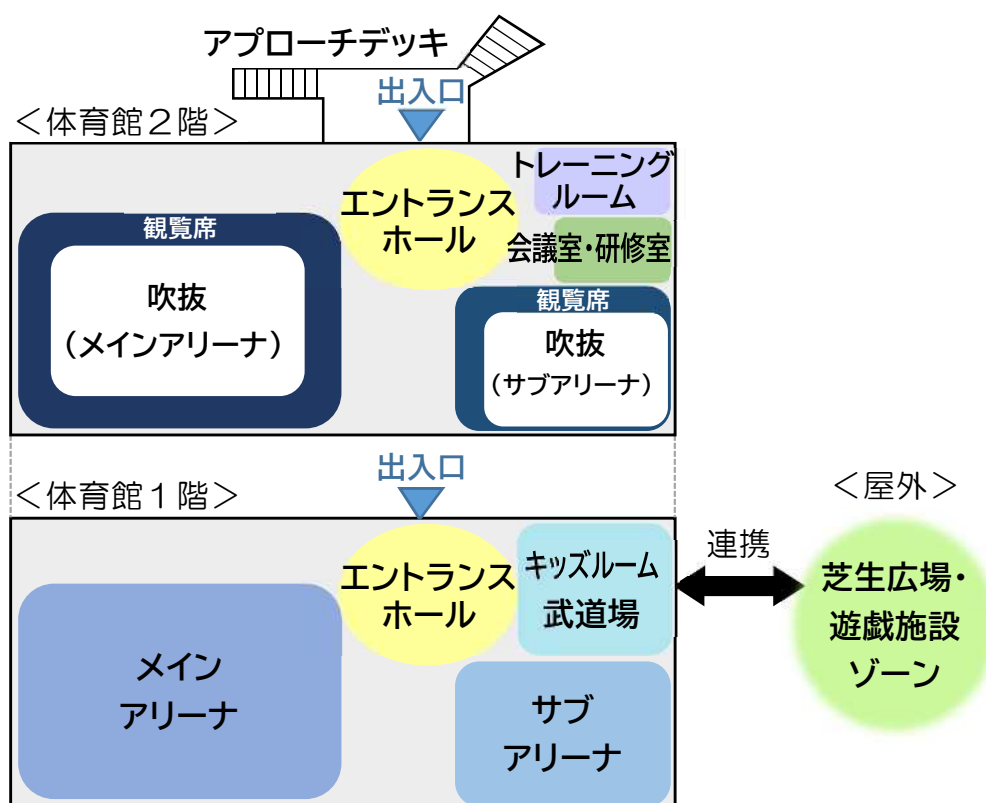
第5章 体育館整備計画

1. 諸室配置の基本的な考え方

新総合体育館の整備にあたり、屋外空間との連携や来場者の靴の履き替え等を考慮し、以下の考え方で諸室を配置します。

■各階の諸室配置の基本的な考え方

2 階	・メインアリーナ、サブアリーナに観覧席を設け、大会開催時など多くの利用者が一斉に入退場する際には、アプローチデッキ（屋外階段）からの出入りを可能とします。 ・エントランスホール東側に会議室・研修室及びトレーニングルームを配置します。 ・観客等が来場することを踏まえ、下足での利用を基本とします。ただし、トレーニングルームや更衣室は上履きで利用することとします。
1 階	・体育館の日常の出入口となるエントランスホールを中心に、西側にメインアリーナ、東側にサブアリーナを配置します。 ・屋内外の相互利用をしやすいするため、芝生広場・遊戯施設ゾーンに近い位置に武道場（畳）及び武道場（板）兼多目的室、キッズルームを配置します。 ・公園の利用者が体育館を気軽に利用できるよう、エントランスホール、キッズルームへの動線は下足での利用を可能とします。 ・一旦上履きへ履き替えた後は、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場（畳）、武道場（板）兼多目的室等へ上履きのままで移動できるよう、各室を配置します。

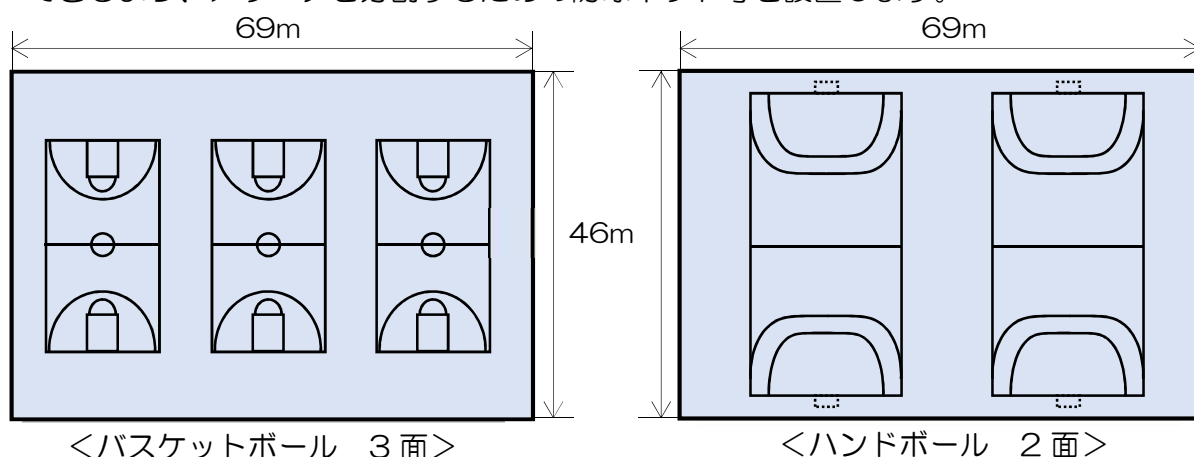


■各階の諸室配置のイメージ

2. 主要施設計画

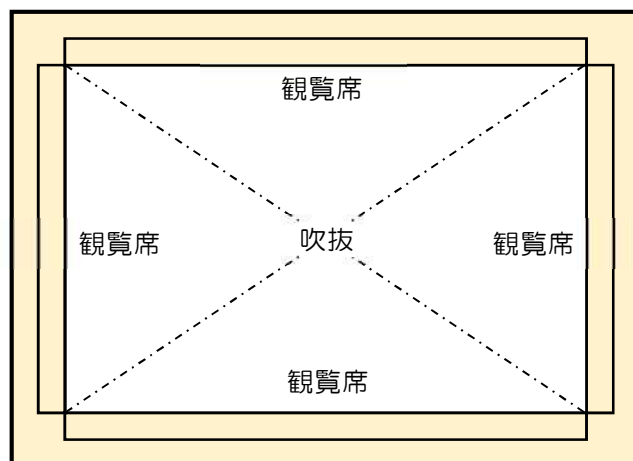
(1) メインアリーナ

- ・メインアリーナは、市民による利用を主体としたレクリエーションやスポーツ競技大会での利用を想定します。また、プロスポーツの興行等、各種イベントの会場としての利用も可能とします。
- ・メインアリーナの規模は、バスケットボールコート3面またはハンドボール及びフットサル2面の設置が可能な69m×46m（3,174 m²）程度とし、天井高は、日本バレーボール協会の公認の高さ（12.5m）を確保します。また、複数の競技団体が同時に利用できるよう、アリーナを分割するための防球ネット等を設置します。

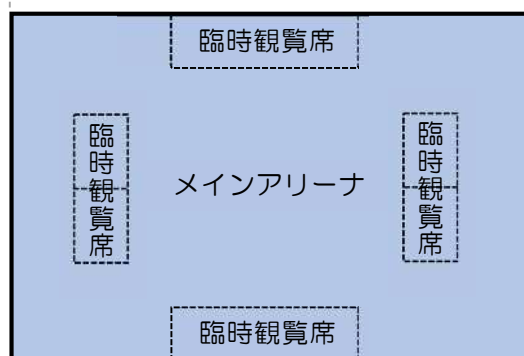


■メインアリーナにおける競技コートの配置イメージ

- ・観覧席は、2階に車椅子利用者席及び固定観覧席約1,400席、アリーナフロアに臨時観覧席1,600席を設置し、計3,000席を確保することで、プロの試合にも対応できる計画とします。
- ・固定観覧席は、席の最前部に視認性に配慮した転落防止柵を設置します。
- ・臨時観覧席は、競技等に応じて設置位置を柔軟に変更できるよう移動式の備品を器具庫に配置する計画とします。興行主による持ち込み設置も想定されることから、備品の仕様や数量については整備費用と利用頻度のバランスを考慮して計画します。
- ・固定観覧席の後方周囲には、2人同時に走行できる幅のランニングコースを整備し、コーナー部はスムーズなランニングに配慮した形状とします。
- ・各種イベントを想定し、外部からの器材搬入口も計画します。



＜2階 固定観覧席 約1400席＞

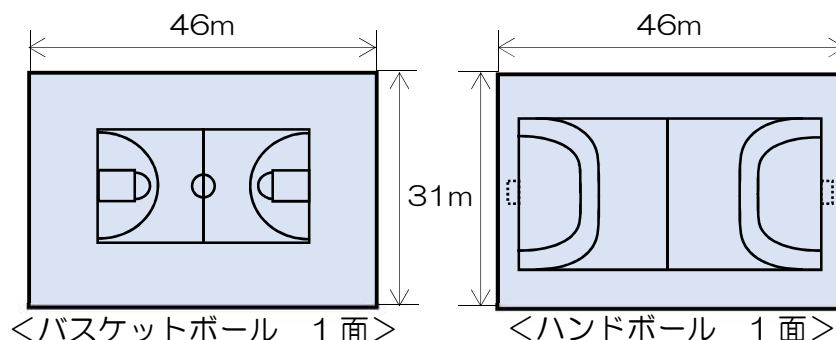


＜1階 臨時観覧席 約1600席＞

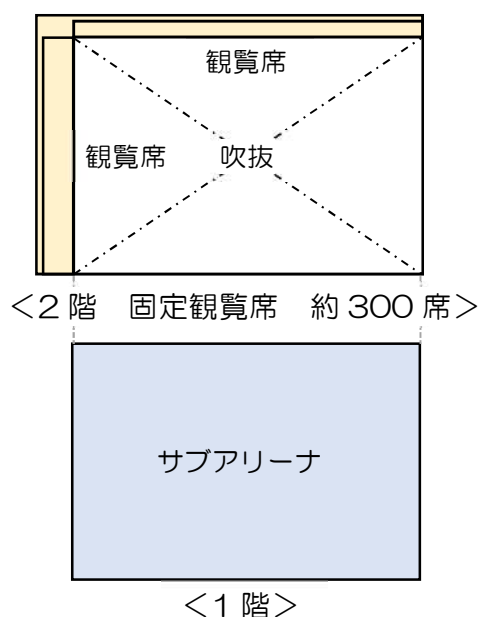
■観覧席のイメージ（メインアリーナ）

(2) サブアリーナ

- サブアリーナは、市民による利用をはじめ、小規模な大会の会場や、大規模な大会開催時の第2会場及びウォーミングアップ会場としての使用を想定します。
- サブアリーナの規模は、バスケットボールコート1面またはハンドボール及びフットサル1面の設置が可能な $46\text{m} \times 31\text{m}$ ($1,426\text{ m}^2$) 程度とし、天井高は、日本バレーボール協会の公認の高さ (12.5m) を確保します。また、複数の競技団体が同時に利用できるように、アリーナを分割するための防球ネット等を設置します。
- 2階に車椅子利用者席及び固定観覧席約 300 席を計画し、席の最前部に視認性に配慮した転落防止柵を設置します。



■サブアリーナにおける競技コートの配置イメージ



■観覧席のイメージ（サブアリーナ）

(3) 武道場（畳）

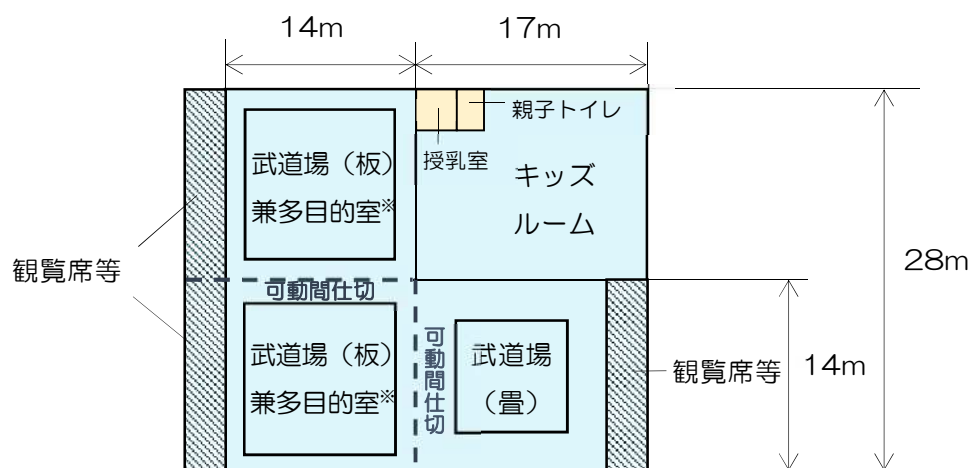
- 床面の規模は、柔道や合気道の競技場1面の設置が可能な $14\text{m} \times 14\text{m}$ (196 m^2) 程度に加え、観覧席や備品の収納スペースとしても利用可能なスペースを確保し、武道場（板）兼多目的室との一体利用を可能とする可動間仕切を設置します。
- 大会時には武道場（板）兼多目的室に畳を仮設するとともに、一体的とすることによって、競技場2面を確保できる計画とします。
- 壁面の一部には収納式の鏡を設置し、ベビー・親子体操をはじめとした多目的な利用に対応できる計画とします。

(4) 武道場（板）兼多目的室

- 床面の規模は、剣道や空手の競技場2面の設置が可能な14m×28m（392㎡）程度に加え、観覧席や備品の収納スペースとしても利用可能なスペースを確保します。当該室を2分割した利用を可能とする可動間仕切のほか、武道場（畳）との一体利用を可能とする可動間仕切を設置します。
- 柔道等でも利用が可能となるよう、仮設用の畳を配備します。
- 壁面の一部には収納式の鏡を設置し、各種フィットネスやエクササイズ、レクリエーション活動等、健康増進につながる多目的な利用に対応できる計画とします。

(5) キッズルーム

- キッズルームについては、幼児の運動及び幼児を持つ親のスポーツ活動を支援する場とします。
- 武道場（板）兼多目的室に隣接して配置することによって、親のスポーツ活動や幼児の行動を互いに視認できるよう、仕切りをガラス等とします。
- 屋外の芝生広場・遊戯施設ゾーンとのつながりを意識した配置とし、子育て世代等が利用しやすい計画とします。
- 特色のある室内遊具を設置し、キッズルームで遊ぶことを目的とした来訪が創出される施設とすることを見据えます。
- キッズルーム内に親子トイレやおむつ替えスペースを配置するほか、キッズルームに隣接して授乳室を設置し、複数人が同時に利用できる計画とすることにより、体育館利用者だけでなく、公園利用者の利便性を高めます。
- キッズルームを訪れた子どもや保護者の目を引くようなスポーツ利用に関する掲示や案内を行うことにより、武道場（板）兼多目的室で実施する各種運動教室等への興味を醸成し、運動を目的とした利用者の増加を図ります。



※武道場（板）に畳を仮設することによって、柔道の競技場2面の確保を可能とする。

■ 武道場及びキッズルームの配置イメージ

(6) トレーニングルーム

- ・ストレッチ運動を行うスペースを確保しつつ、若年層のウエイトトレーニングから高齢者の介護予防まで、幅広いニーズに応えるトレーニング機器を配置します。

(7) 会議室・研修室

- ・一般の会議のほか、大会時の役員控え室等、多目的に利用できるよう、可動間仕切により3室に分割できる計画とします。

(8) その他

- ・1階エントランスホールは、体育館の日常の出入口としての利用を想定します。また、2階エントランスホールは、観覧席へ直接出入りできることから、競技大会や各種イベント開催時の出入口としての利用を想定します。
- ・メインアリーナに隣接する会議室は、少人数での利用のほか、高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助、性的マイノリティ等に配慮した更衣室等、多目的に利用します。また、競技大会時の選手控え室・更衣室としても利用できるよう、選手用のロッカーを備品として設置します。

3. 外装・内装計画

(1) 外装計画

- ・センタープラザ・プロムナードゾーンからの体育館の見え方に配慮し、シンボル性も兼ね備えた、親しみやすく落ち着いたデザインとします。
- ・コストパフォーマンスに優れ、耐久性、防汚性に優れた仕上げとします。また、冷暖房効率を考慮し、優れた断熱性能を有する素材を適用する等、用いる材料にも配慮します。

(2) 内装計画

- ・メインアリーナ、サブアリーナ、武道場の床は、利用が想定される競技を踏まえ、必要な弾力性、滑り抵抗を確保できる材料を選定するほか、利用者の利便性に配慮し、あらかじめ各競技コートのラインを引いておく方針とします（ラインの仕様は、今後の検討の上で決定）。
- ・メインアリーナの床は、バスケットゴールの移動や、大会開催時の器材搬入や災害時の対応を考慮し、床荷重2～5 t/m²に耐えられるものとします（荷重条件は、今後の検討の上で決定）。
- ・メインアリーナ、サブアリーナともに、フットサルに対応するため、壁面の強度を確保するほか、防球のための保護対策（ネット・マットの設置等）を施します。
- ・武道場は静粛さが要求されることから、遮音性、吸音性に配慮した内装仕上げとするほか、武道の精神を伝える場に相応しい、厳かな雰囲気となるよう配慮します。
- ・内装に木材を使用する場合には、県産材を積極的に活用します。

4. 構造計画

(1) 地盤・基礎形式

- ・計画地の地盤は、地表面から浅い範囲は、液状化の懸念の少ない砂混じりシルトや砂礫で形成されており、支持層は地表面から 8m～10m 以深の玉石混じり砂礫が考えられます。このことから、建物整備にあたっての基礎形式については、沈下がないよう杭基礎構造または地盤改良を行うことが考えられます。
- ・基礎工法の選定は前記条件に加えて環境、経済性に配慮した工法とします。

(2) 構造計画

- ・不特定多数の市民が利用する施設であり、災害時の拠点施設となることから、大規模な地震に耐えられる安全な建物構造とすることが求められます。
- ・確保する耐震性能の目標は、官庁施設の総合耐震計画基準による構造体の耐震安全性分類のⅡ類とし、大規模な地震を受けた後も、構造体の大きな補修をすることなく継続した使用を可能とします。

5. 設備計画

(1) 電気設備・通信設備

- ・電気設備は、省エネルギー・環境保護に配慮したシステムを選定するほか、維持管理が容易な計画とし、ライフサイクルコストの軽減を図ります。
- ・大型ビジョンは設置しない方針としますが、興行時に、必要に応じて主催者が持ち込んで設置できる仕様とすることを検討します。
- ・照明設備は、LED ランプを採用し、アリーナ照明は、屋内競技の公式競技基準の照度を確保するほか、用途に応じて明るさを制御できる計画とします。また、災害時の利用に配慮し、間接光を取り入れた採光を可能とします。
- ・音響設備は、日常利用のほか、各種大会での利用を想定し、操作のしやすい設備システムや音響面に優れた無指向性スピーカー等を計画します。
- ・自家発電設備について、災害時の拠点施設となることを踏まえ、総合運動防災公園の防災設備（園路照明、放送設備等）の非常用電源を確保する役割も含めて計画します。
- ・太陽光発電などの自然エネルギーの利用については、整備費用と維持管理費、経費削減効果のバランスを考慮した上で積極的に取り入れる方針とします。
- ・通信設備は、利用者の利便性や防災性の観点から、無線 LAN を整備することを検討します。

(2) 空調・給排水設備

- ・空調設備は、日常的な市民利用を主体に考え、エネルギー消費に対して、経済性及び維持管理に配慮した計画とします。
- ・アリーナ部は、人が滞在するエリアの冷暖房を考慮し、大空間に適した空調方式とする必要がありますが、バドミントン競技などに影響のない穏やかな気流を形成する方式や床下からの吹き上げ方式などの空調を計画します。

- ・エントランスホール、ロビー、事務室、武道場、トレーニングルーム、会議室等の空調は単独運転を基本とし、利用状況に応じた効率的かつ最適なシステムを計画します。
- ・熱源システムは、イニシャルコスト及びランニングコストのトータルコストの比較や環境負荷の低減、先進的な未利用エネルギーの採用、メンテナンス性等を踏まえて総合的に検討した上で採用を決定します。
- ・給排水設備は、省資源化を考慮し、節水対策や雨水利用等に配慮します。

6. ユニバーサルデザインの推進

- ・年齢や性別、国籍を問わず、誰もが安心して利用しやすいインクルーシブな施設として、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
- ・段差の解消やエレベーターの設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、全ての人が安全かつ円滑に移動できるよう配慮します。
- ・施設内の案内表示は、高齢者や子ども、障がい者、外国人、全ての人にとって分かりやすい音声案内やサイン設置、多言語対応等、音声・視覚による情報伝達に配慮します。
- ・メインアリーナ及びサブアリーナの観覧席には、視界が妨げられない位置に車椅子利用者席を設置します。
- ・親子連れの利用者の利便性を考慮し、親子トイレやおむつ替えスペース、授乳室等を設置します。
- ・多目的トイレには、手すりやオストメイト対応の水洗器具、乳幼児用のおむつ替えシート、ユニバーサルシート（大人用ベッド）を設置するなど、多様な利用者のニーズに対応できるよう配慮します。
- ・高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助、性的マイノリティ等に配慮した更衣室を確保するため、メインアリーナに隣接する会議室を活用します。



福岡市総合体育館

■分かりやすいサイン表示の設置例



日立市池の川さくらアリーナ

■車椅子利用者席の設置例



袋井市総合体育館

■おむつ替えスペース・授乳室の設置例



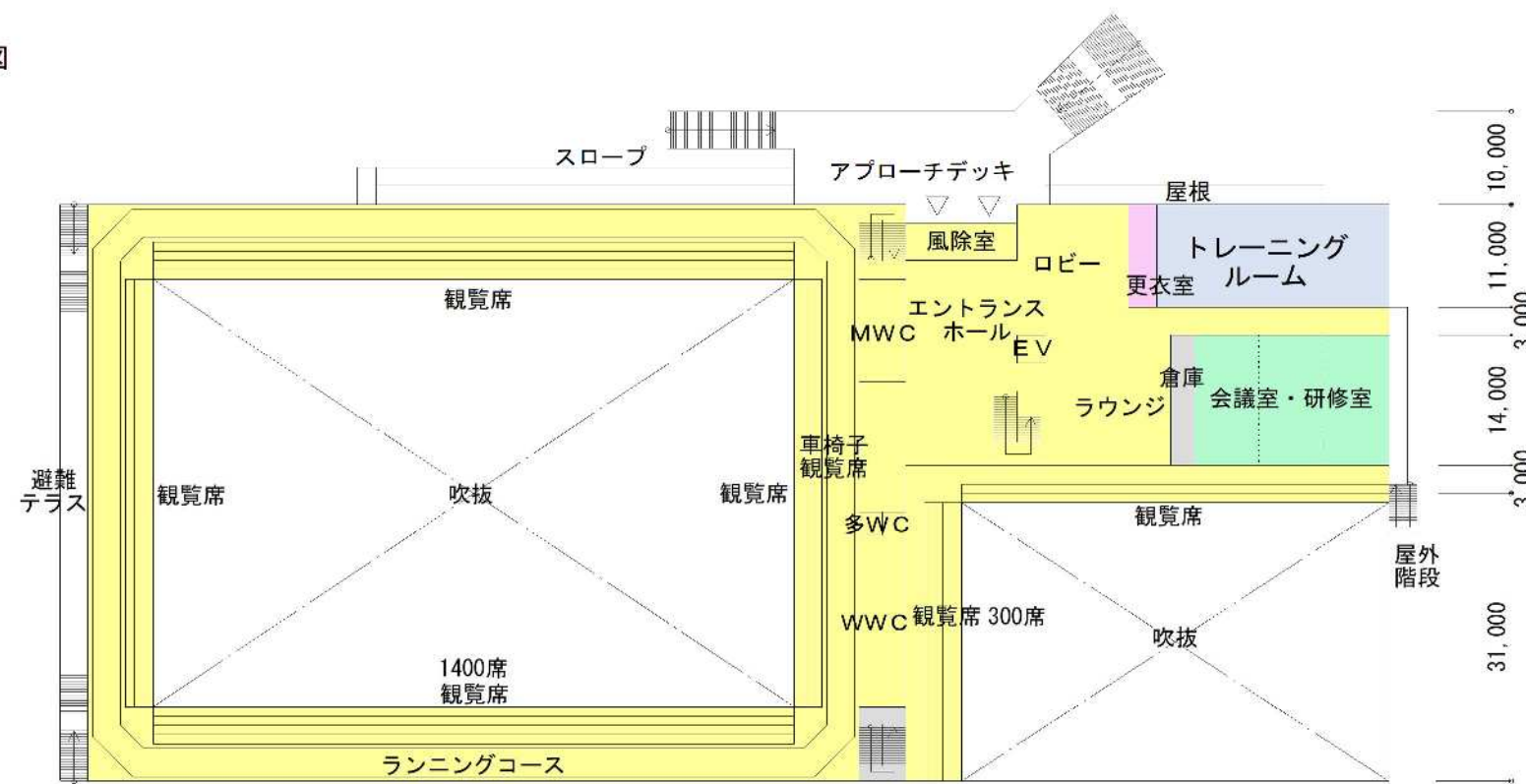
国土交通省 HP より

■多目的トイレの設置例

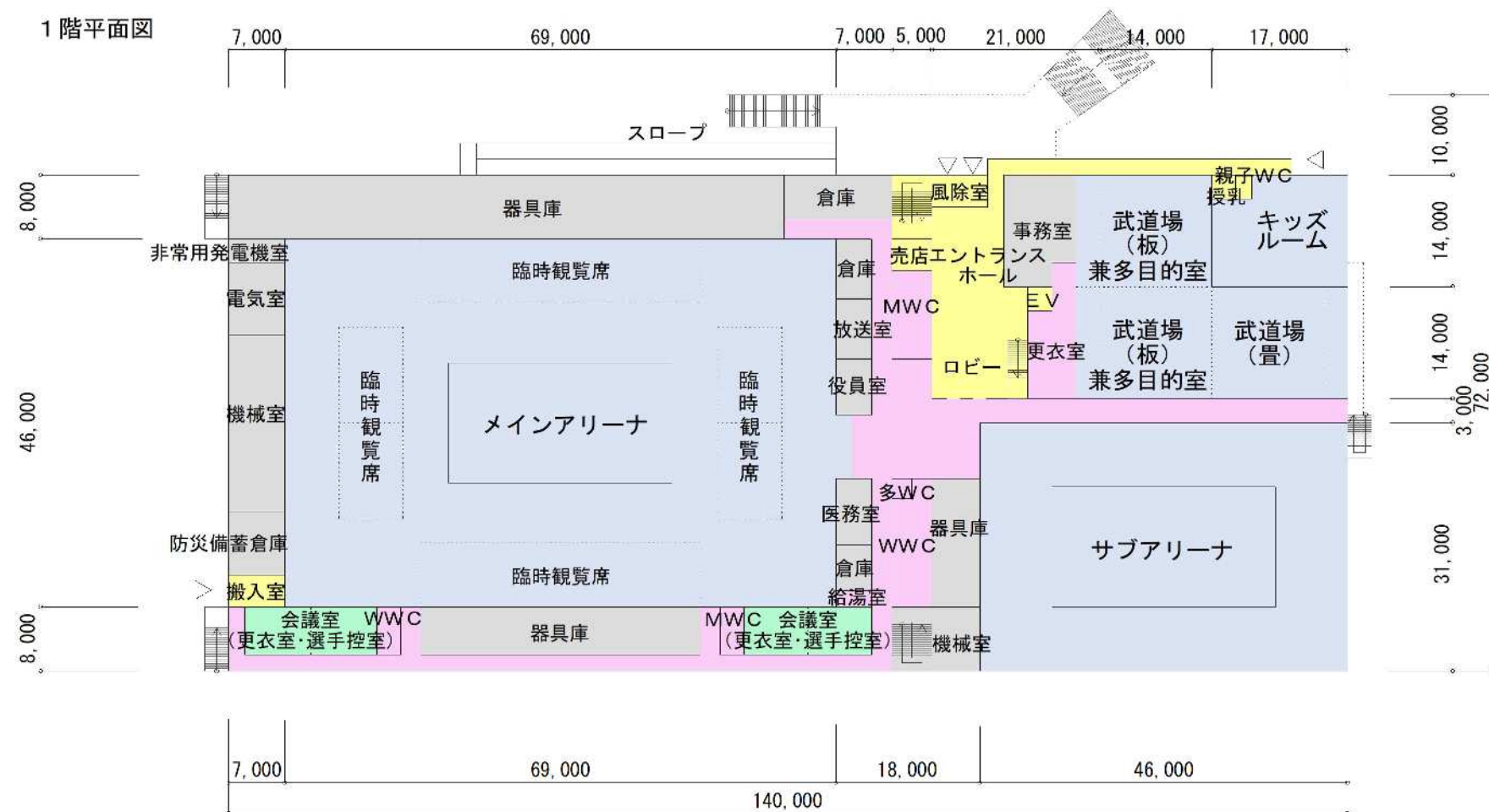
7. 基本計画図（体育館）

(1) 平面レイアウト図

2階平面図



1階平面図



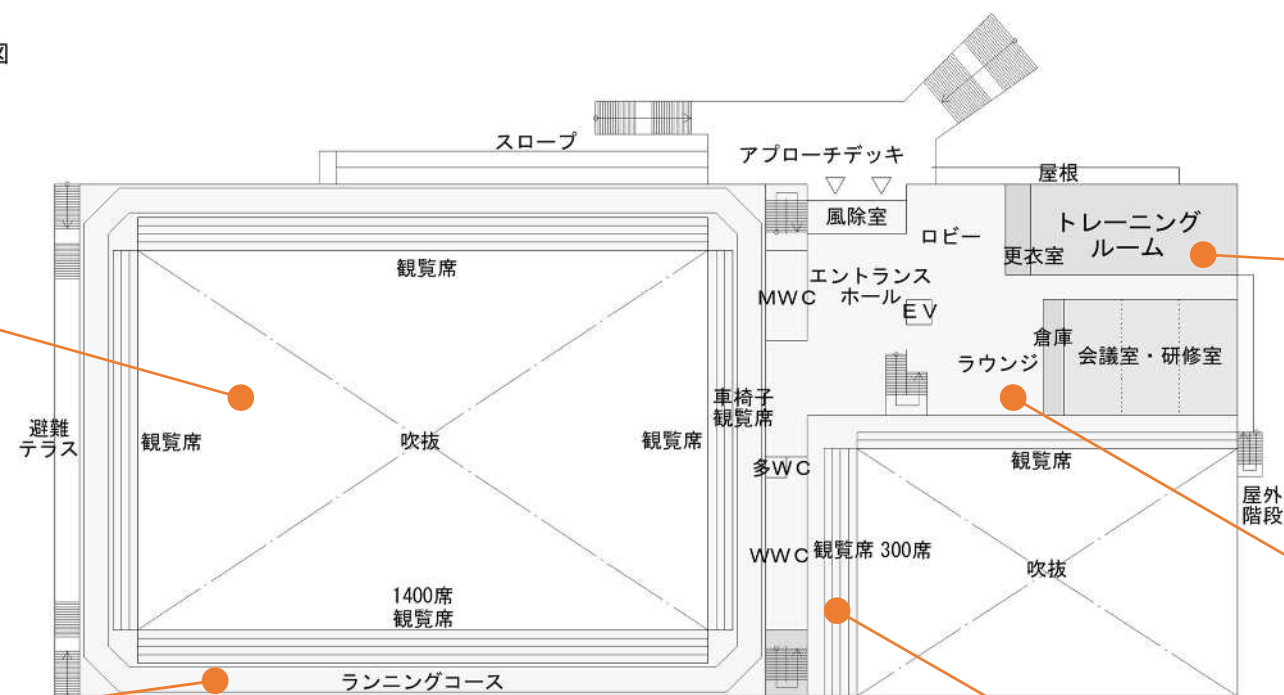
分類用途

- スポーツ系
- 非スポーツ系
- 管理部
- 共用部（下足エリア）
- 共用部（上足エリア）

(2) 整備イメージ図 (体育館内部)



2階平面図

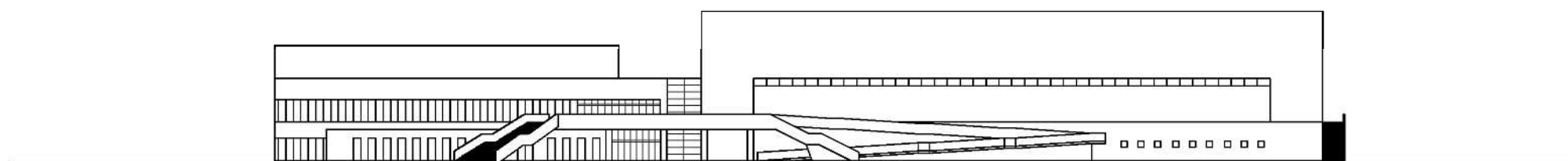


1階平面図

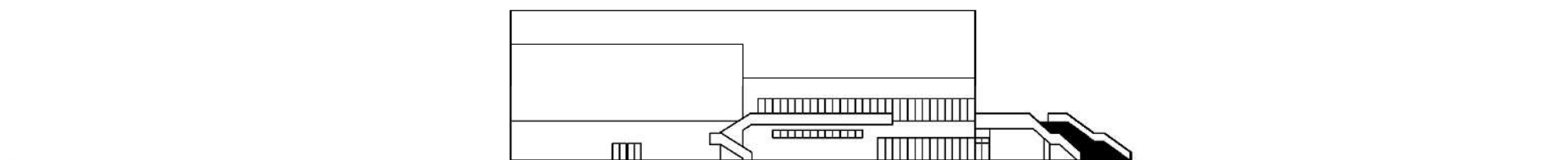


※整備イメージは、視察事例写真等による整備の方向性を示すものであり、必ずこのように整備するというものではありません。

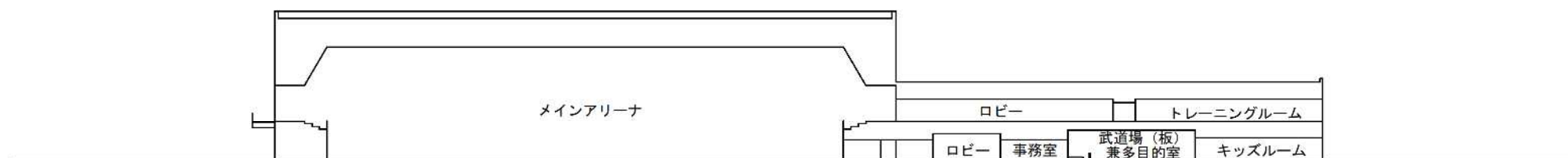
(3) 整備イメージ図 (体育館立面)



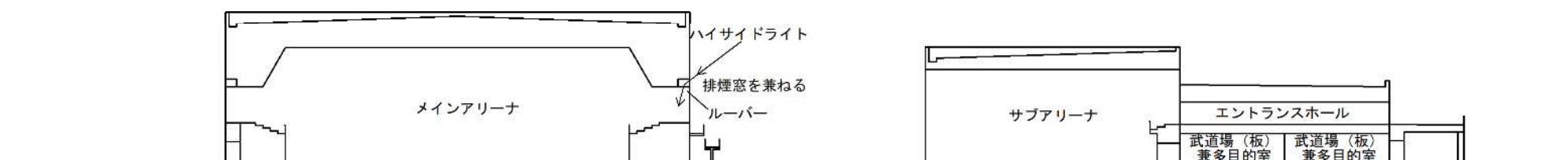
北立面図



東立面図



東西断面図



メインアリーナ南北断面図

サブアリーナ南北断面図

8. イメージパース

(1) 外観イメージ (体育館正面)



(2) 外観イメージ (体育館西側側面)



※イメージパースは、あくまでも整備の方向性を示すものであり、必ずこのように整備するというものではありません。

(3) 内観イメージ (メインアリーナ)



(4) 内観イメージ (キッズルーム)



※イメージパースは、あくまでも整備の方向性を示すものであり、必ずこのように整備するというものではありません。

第 6 章 総合運動防災公園整備計画

1. 基本的な考え方

新総合体育館の外構部分は、既存の各務原スポーツ広場公園と一体となった総合運動防災公園として、平常時には体育館利用者の利便性を確保することはもとより、体育館以外の利用にも考慮した整備を行うものとします。

また、災害時活動拠点、避難場所、物資拠点といった役割を担うことを想定したゾーニングや動線、施設配置とします。

2. 動線計画

(1) 車両動線

- ・主に西方向（主要地方道 江南関線方面）からのアクセスに対しては、計画区域北側の市道各 400 号線から導入路を通じて、駐車場への誘導を図ります。また、主に東方向（郷戸池方面）及び南方向（国道 21 号）からのアクセスに対しては、計画区域東側の市道各 416 号線から駐車場への誘導を図ります。
- ・市道各 400 号線沿道のカフェ・コンビニゾーンの駐車場は、イベント開催時等にシャトルバスの発着場としての活用を想定します。

(2) 歩行者動線

- ・自動車で訪れ、各駐車場で降車した来訪者は、計画区域中央のセンタープラザ・プロムナードゾーンを通じて主要施設である体育館をはじめとした各施設に導きます。
- ・思いやり駐車場や乗降場から体育館への動線上にはシェルター（屋根）を設置し、雨天時の利便性を確保します。
- ・徒歩での来訪者も自動車と同様に、市道各 400 号線・各 416 号線（歩道設置済）からのアクセスを主要動線と捉え、メインエントランスを設定します。



■ 思いやり駐車場からのシェルター設置例

(3) 自転車動線

- ・車や徒歩以外のアクセス手段として相当量の自転車利用が考えられるため、市道各 400 号線からの導入路を通じて、体育館北側の駐輪場への誘導を図ります。
- ・東方向（郷戸池方面）及び南方向（国道 21 号）からは、市道各 416 号線を通じたアクセスが想定されます。公園利用者等の安全を確保するため、下車した上で自転車を押して駐輪場までアクセスするよう促します。

(4) 園内周回動線

- 市道各 400 号線からの導入路以東の区域において、ジョギング・ウォーキングでの利用者のための 1 周約 1,000m の公園周回園路を設置します。



福山市総合体育館

■公園周回路の整備例

3. 空間構成計画

(1) センタープラザ・プロムナードゾーン

- 西側のメインエントランスから体育館北側にかけでは、体育館と一体的に「みち広場」のようなプロムナード空間として整備を図ります。このプロムナードは、総合運動防災公園のメインストリートとしてシンボルとなるよう、修景を図ります。
- プロムナードの焦点となる公園の中心空間・シンボル広場をセンタープラザとして位置づけ、プロムナードと一体的となって体育館や芝生広場・遊戯施設ゾーン等の各施設を結ぶ空間とします。
- 主に芝生広場・遊戯施設ゾーンの利用者を対象とした屋外トイレ(多目的トイレを含む)を設置します。
- 東西方向に既設水路(山の前水路)が横断していることから、暗渠化により舗装広場空間として活用します。また、暗渠化に併せてカナルのほか、噴水の設置を検討するなど、利用者の憩いの空間として機能させる工夫を施します。
- センタープラザ・プロムナードゾーンと体育館のエントランス・ロビーを含めた体育館北側の一体を交流広場空間として活用します。
- イベント開催時等にキッチンカーが乗り入れられるスペースを確保するほか、マルシェ等を開催するスペースとしても活用します。



四日市市総合体育館

■舗装広場空間の整備例



■カナルのイメージ



■ドライ噴水のイメージ



■舗装広場空間の活用
(イベント開催) のイメージ

(2) 芝生広場・遊戯施設ゾーン

- 多目的な運動・レクリエーションスペースとして芝生広場を配置します。利用者の快適性に配慮し、樹木の設置等によって日陰を確保します。また、大会開催時等には競技者のウォームアップスペースとしての活用も想定します。
- 芝生広場には、インクルーシブ遊具・幼児用遊具・健康遊具等を配置した遊戯施設ゾーンを設けます。幼児の運動・スポーツへの興味や、高齢者の健康意識の醸成を見据えた遊具の整備、活用方法を検討します。また、体育館に設置するキッズルームとの連携を考慮した配置とします。



東京都建設局 HP より



岐阜ファミリーパーク HP より

■ インクルーシブ遊具・幼児用遊具のイメージ



かみす防災アリーナ

■ 芝生広場・遊戯施設の整備例



福岡市総合体育館

■ 屋内外相互の視認を可能とする工夫の例



大浜体育館・大浜武道館

■ 幼児遊戯広場の整備例



福岡市総合体育館

■ 健康遊具の整備例

(3) 駐車場

- 体育館北側に 150 台程度の駐車場を確保し、思いやり駐車場も確保します。
- 体育館南側に 50 台程度の駐車場を確保します。
- 計画区域西側に 350 台程度の駐車場を確保し、バスの駐車スペースも設けます。
- 計画区域東側に 350 台程度の駐車場を確保します。区域の一部はバスケットボール(3×3)やスケートボード等のアーバンスポーツのためのエリアとして計画し、イベント開催時等、多くの来訪者が予想される際は、臨時駐車場として活用します。



江南市スポーツセンター

■ 思いやり駐車場の整備例

- ・臨時駐車場とする区域は、区画線等は表示しない又はコーナー部等の表示のみに留めることとし、土の広場とすることも検討するなど、通常時の利用を優先した整備とします。
- ・災害時やイベント時に必要な大空間を確保するため、基本的に車輪止めは設置しないこととします。また、周囲には緩衝帯となる植栽帯を設けます。



■屋外バスケット（3×3）コート
のイメージ



■スケートパーク（仮設）
のイメージ

（４）防災備蓄倉庫

- ・鵜沼朝日町に整備した防災備蓄倉庫を補完する500㎡程度の防災備蓄倉庫を設置します。
- ・備蓄品の搬入・搬出等の作業にあたって、周辺道路から直接アクセスし、独立した運用が可能となる位置に配置します。



■防災備蓄倉庫のイメージ
（鵜沼朝日町）

（５）カフェ・コンビニゾーン

- ・体育館や公園等の利用者のほか、地域住民、道路利用者等、多様な人々による利用を可能とするため、市道各400号線の沿道にカフェ（飲食施設）やコンビニ（物販施設）を配置します。
- ・カフェについては、営業終了後は人や自動車が立ち入らないよう、区域を区別可能となるよう配慮します。



■カフェの設置例

（６）隣接住宅地への配慮

- ・隣接住宅地の住環境を保護するため、緩衝帯となる緑地（幅10m程度）を設けるほか、目隠しフェンスを設置します。
- ・既存の住宅地内への車両の誤進入や通り抜け等を防止するため、既存の市道の付替えを行います。

各務原駅

センタープラザ

カフェ

各務野スポーツの森

市道の付替え

緩衝緑地の確保、目隠しフェンスの設置

公園周囲園路

既存水路

思いやり駐車場・シェルター

北駐車場 (150台程度)

南側駐車場 (50台程度)

バス駐車場 (大型・中型)

新総合体育館

センタープラザ

インクルーシブ遊具広場

幼児遊戯広場

健康遊具広場

芝生広場

防災備蓄倉庫

屋外バスケットコート

スケートパーク

各務山の前町二丁目

SCALE=1:2,000

0 20 50 100 200M

※上図は、あくまでも整備の方向性を示すものであり、必ずこのように整備するというものではありません。

SCALE=1:2,000

A horizontal scale bar with tick marks at 0, 20, 50, 100, and 200M. The segments between 0-20, 20-50, and 50-100 are black, while the segment from 100 to 200M is white.

第7章 災害時の活用に関する考え方

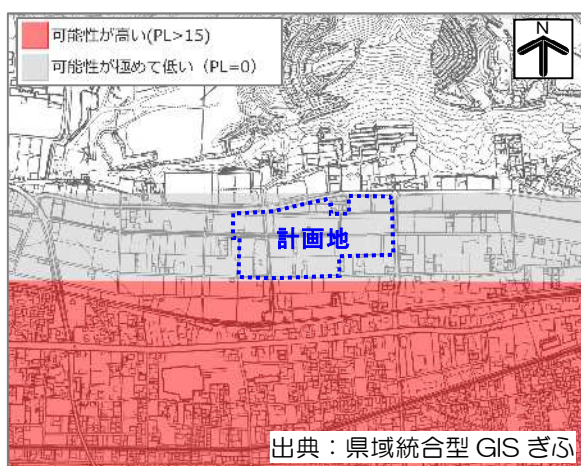
1. 大規模災害の発生を想定した施設の位置づけ

平成29年7月の九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの地震災害が全国各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。

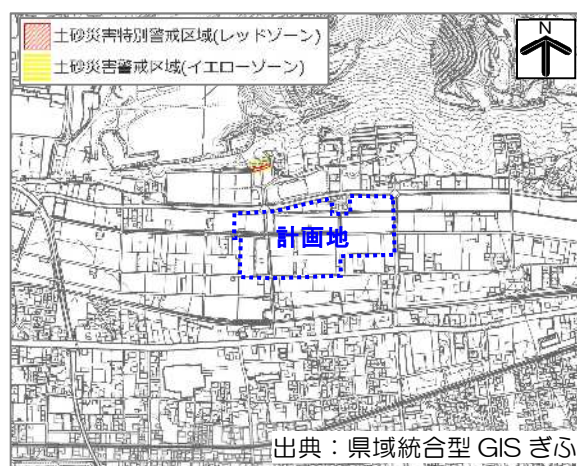
岐阜県においても、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などで、大きな被害を受けました。また、近年は地震被害による大きな被害はないものの、南海トラフを震源とする地震については、30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が70%から80%の確率で発生すると予想されています。南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、本市においても最大で震度6弱の揺れが発生し、避難者は約14,500人に上ると想定されており、より一層の防災機能の拡充が必要となっています。

計画地は市の中央部に位置し、国道21号や主要地方道江南関線へのアクセスが良好であるほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当しない災害リスクが少ない場所となっています。また、本計画においては、3,000㎡を超えるアリーナを有する新総合体育館や約900台の駐車場の設置を計画しています。

以上より、新総合体育館を含む総合運動防災公園に災害時活動拠点や避難場所、物資拠点としての機能を確保し、本市の「安全安心の拠点」に位置づけます。



■液状化危険度（南海トラフ地震）



■土砂災害警戒区域・特別警戒区域



■各務原市洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）

2. 「安全安心の拠点」とするための基本方針

総合運動防災公園を「安全安心の拠点」として位置づけるにあたり、以下のとおり基本方針を定めます。また、基本方針に基づき、次節以降に災害時の活用計画や導入機能の方針を定め、総合運動防災公園に求められる姿を示します。

(1) 災害時活動拠点としての活用

災害時の応援部隊として、公助の中心的役割を担う「自衛隊災害派遣部隊」「緊急消防援助隊」「広域緊急援助隊（警察）」が集結する拠点として活用します。各機関が1つの拠点に集結することによって、連携を密にしながら円滑な活動を可能とします。

同様に、電気やガスなどのライフラインの復旧活動を行う関係機関の拠点として活用することによって、早期のライフライン復旧に寄与します。

また、隣接する既存の各務原スポーツ広場公園内の施設についても、災害時のボランティアセンターのサテライトとしての活用を想定します。



出典：東日本大震災文庫（宮城県）、提供者：女川町

■自衛隊災害派遣部隊



■緊急消防援助隊



■広域緊急援助隊（警察）

（２）避難場所としての活用

近年、局地的な集中豪雨の発生や、大型化した台風等によって、各地で甚大な被害が発生しています。こうした背景を踏まえ、河川氾濫が起きた場合の浸水想定区域の見直しが行われており、本市においても、避難場所となっている公共施設が使用できないケースが想定されています。

こうした状況を踏まえ、市民のための臨時の避難場所として総合運動防災公園の活用を想定します。避難にあたっては、新総合体育館の屋内だけでなく、駐車場における車中泊避難についても想定します。

なお、「避難場所としての活用」は災害発生前、「災害時活動拠点としての活用」は災害発生後となります。ただし、災害発生の恐れがあって、総合運動防災公園を避難場所として開設し、市民が事前避難した後に実際に災害が発生した場合は、住家を失った被災者が引き続き避難生活を余儀なくされる可能性もあります。そうした状況においては、市民の避難生活を優先し、可能な範囲内で災害時活動拠点として活用、または、他の場所で災害時活動拠点を設置することを想定します。

（３）物資拠点としての活用

総合運動防災公園内に防災備蓄倉庫を整備し、鵜沼朝日町の防災備蓄倉庫を補完する災害時の物資拠点としての活用を見込みます。市内各避難所をカバーするとともに、国や県など外部からの支援物資等の受け入れも行います。



■ 防災備蓄倉庫の内部（鵜沼朝日町）

3. 災害時の屋外の計画

(1) 災害時活動拠点とする場合の各区域の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を災害時に各機関の活動拠点とする場合、屋外の各区域を以下のとおり活用する想定とします。

■災害時活動拠点とする場合の各区域の用途

西側駐車場 (約 10,000 m ²)	ライフライン復旧活動機関 (車両 100 台、200 人)
東側駐車場及びセンタープラザ・プロムナードゾーン (約 15,000 m ²)	自衛隊災害派遣部隊 (1 個連隊約 400 人)
体育館北側駐車場 (東：約 2,000 m ²)	緊急消防援助隊 (車両 25 台、100 人)
体育館北側駐車場 (西：約 1,000 m ²)	広域緊急援助隊(警察) (車両 10 台、50 人)

※災害時活動拠点として各機関が必要とする面積は岐阜県災害時広域受援計画に基づく

(2) 避難場所とする場合の各区域の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を避難場所とする場合、屋外の区域を以下のとおり活用する想定とします。

■避難場所とする場合の各区域の用途

駐車場及びセンタープラザ・プロムナードゾーン等	避難者の駐車場、車中泊スペース
-------------------------	-----------------

(3) 物資拠点とする場合の各区域の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を物資拠点とする場合、屋外の区域を以下のとおり活用する想定とします。

■物資拠点とする場合の各区域の用途

防災備蓄倉庫	各避難所への物資配送、外部からの支援物資受け入れの拠点
--------	-----------------------------

(4) 配置上の配慮

各機関が円滑に活動するためには、それぞれの利用動線や区域について、敷地内道路や外構の仕上げの方法が変わる場所で明確に区切ることができるよう、可能な限り配慮します。防災備蓄倉庫についても、大型車両が出入りすることから、各機関の利用動線との分離を考慮して配置します。

また、特に「自衛隊災害派遣部隊」「緊急消防援助隊」「広域緊急援助隊(警察)」の3者については、連携した活動が想定されるため、それぞれの区域を近接して配置できるよう、配慮します。

災害時の施設活用イメージについて、屋外のレイアウトを以下に示します。



4. 災害時の体育館内部の計画

(1) 災害時活動拠点とする場合の諸室の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を災害時に各機関の活動拠点とする場合、新総合体育館の諸室を以下のとおり活用する想定とします。

■活動拠点とする場合の諸室の用途

メインアリーナ	自衛隊災害派遣部隊、広域緊急援助隊（警察）の宿泊
サブアリーナ	ライフライン復旧活動機関の宿泊
武道場、キッズルーム	緊急消防援助隊の宿泊
事務室	市災害対策本部連絡窓口
放送室、役員室	市災害対策本部連絡窓口職員の宿泊
会議室・研修室	関係機関ミーティングルーム
防災備蓄倉庫	活動拠点として機能するために必要となる資機材等を保管

(2) 避難場所とする場合の諸室の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を避難場所とする場合、新総合体育館の諸室を以下のとおり活用する想定とします。

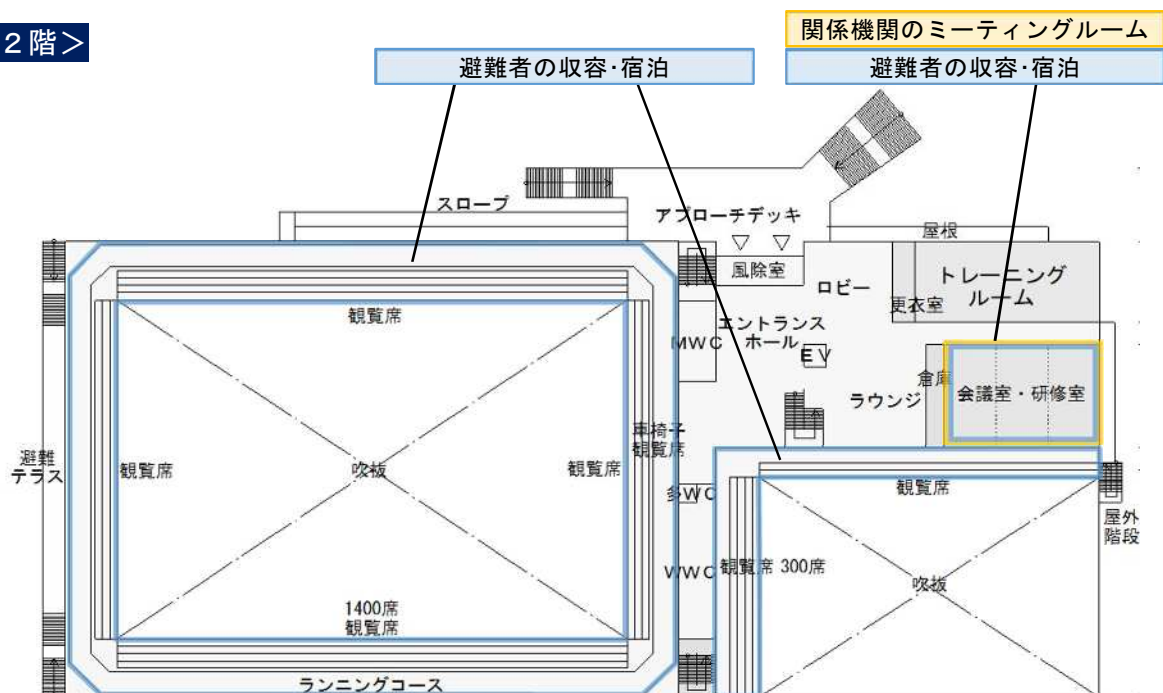
■避難場所とする場合の諸室の用途

メインアリーナ サブアリーナ 武道場、キッズルーム 会議室・研修室	避難者の収容・宿泊 （特に畳や空手マットを敷いた武道場、キッズルームについては、要配慮者用）
事務室	運営本部
放送室、役員室	避難場所運営職員の宿泊
防災備蓄倉庫	避難場所として機能するために必要となる資機材等を保管

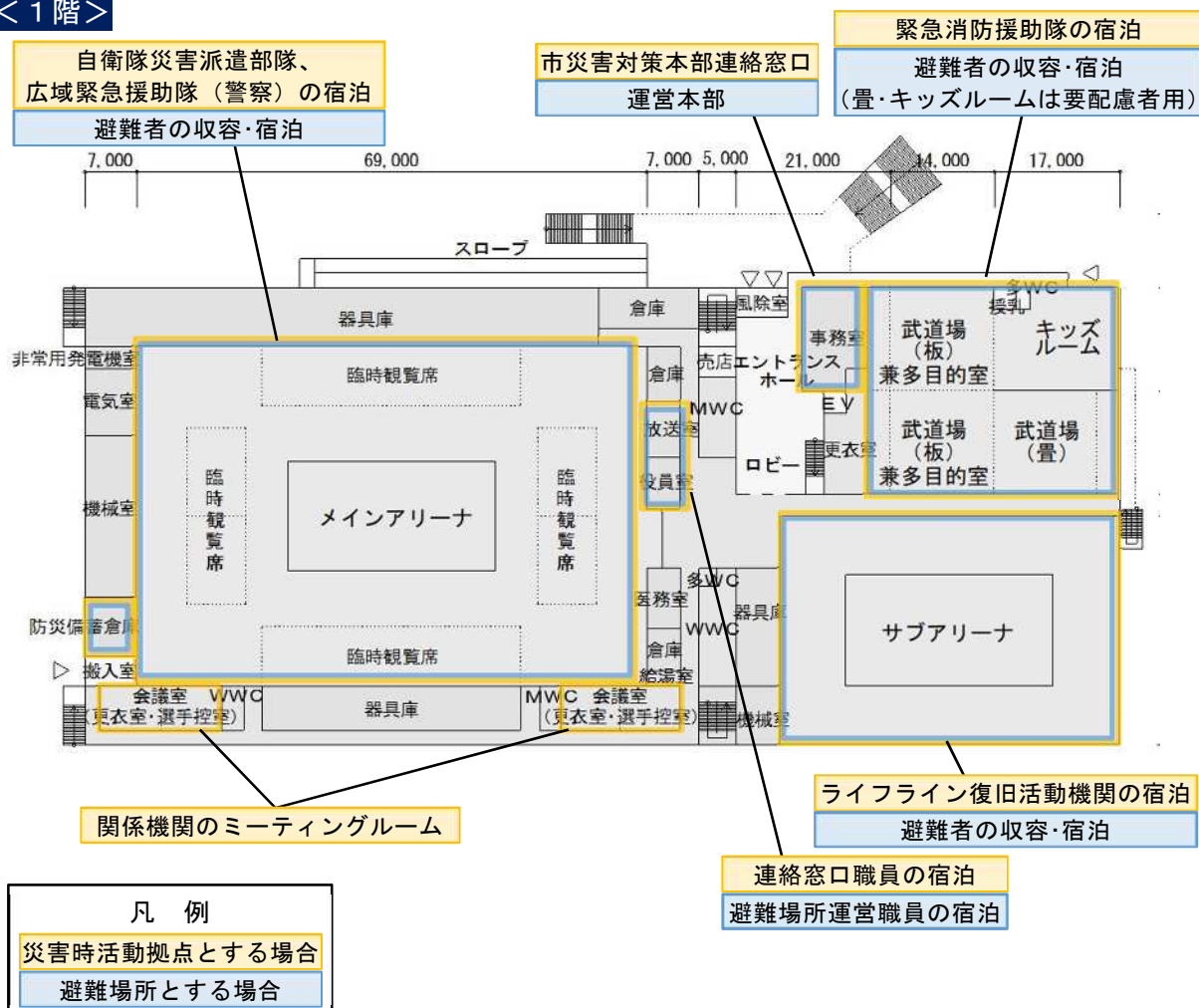
(3) 災害時の施設活用イメージ図（体育館内部レイアウト）

災害時の施設活用イメージについて、体育館内部のレイアウトを以下に示します。

< 2 階 >



< 1 階 >



5. 災害時の各務原スポーツ広場公園の活用

(1) 災害時活動拠点とする場合の各区域の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を災害時に各機関の活動拠点とする場合、隣接する既存の各務原スポーツ広場公園を以下のとおり活用する想定とします。

■災害時活動拠点とする場合の各区域の用途

管理棟（ミーティングルーム）	ボランティアセンター（サテライト）
駐車場（約 120 台）	災害ボランティア駐車場

(2) 避難場所とする場合の各区域の用途

新総合体育館を含む総合運動防災公園全体を避難場所とする場合、隣接する既存の各務原スポーツ広場公園を以下のとおり活用する想定とします。

■避難場所とする場合の各区域の用途

管理棟、弓道場	避難者の収容・宿泊
テニスコート	避難者のテント泊スペース
多目的グラウンド、駐車場	避難者用駐車場・車中泊スペース

災害時の施設活用イメージについて、各務原スポーツ広場公園の区域のレイアウトを以下に示します。



6. 導入機能の考え方

(1) 天井等の落下防止対策

南海トラフ地震等の巨大地震発生時における利用者の安全確保を図るとともに、発災直後から災害時活動拠点や物資拠点として機能するため、天井や照明、その他付属する設備等の落下防止対策を講じます。

(2) 災害時の活用に配慮した固定観覧席

メインアリーナ・サブアリーナの固定観覧席は、災害時において避難者の収容・宿泊の場所として活用することから、避難者が座席で横になることが可能な仕様とすることを検討します。

(3) 電力・ガス等のエネルギー源

3日以上以上の連続運転が可能となる自家発電装置と燃料の確保を図るほか、太陽光発電、コージェネレーションシステム※による電力供給の多重化、都市ガスとLPガスの活用やPAジェネレーター※の導入によるエネルギー源の分散化などにより、停電時でも災害時活動拠点や避難場所として機能するために必要となる照明や空調等の機能を維持します。

※コージェネレーションシステム（熱電併給）

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム

※PAジェネレーター

都市ガス仕様のコージェネレーションシステムを備蓄プロパンガスで稼動するよう電源なしで切り替えるための装置

(4) 飲料水

耐震性貯水槽の設置やペットボトル等の備蓄などにより、災害時活動拠点や避難場所として機能するために必要となる飲料水を確保します。



■耐震性貯水槽のイメージ
(市内の設置事例)

(5) 防災備蓄倉庫

断水に備えた飲料水の確保のほか、食料や災害時活動拠点として機能するために必要となる資機材等を備蓄・保管するため、新総合体育館内及び屋外に防災備蓄倉庫を設けます。

また、停電時でも物資拠点として活用できるよう、ライフライン（電力）のバックアップ機能を確保します。



■防災備蓄倉庫のイメージ
(鵜沼朝日町)

（６）トイレ等

断水時にトイレを使用できるよう、屋外にマンホールトイレを設置します。また、下水道管の破損等により、マンホールトイレを使用できない場合に備え、汚水貯留槽等の設置を検討するほか、災害時に使用できるシャワールームの設置も検討します。



■マンホールトイレのイメージ
（市内の設置事例）

（７）生活用水

断水時にもトイレの排水等で使用できるよう、防災井戸や雨水貯留槽等の設置を検討します。また、電力によって汲み上げを行う防災井戸とする場合、停電時に使用できなくなることが懸念されるため、井戸水の貯留施設の設置や手動式との両用型とすることを検討します。また、災害活動要員の装備品の洗浄等を想定した水道設備の設置も検討します。

（８）炊き出し設備

災害時活動拠点とする際の応援部隊による使用や、避難場所開設後の避難生活での使用を想定し、屋外にかまどベンチや四阿、パーゴラ等の炊き出しに必要な設備の設置を検討します。



■かまどベンチ・パーゴラのイメージ

（９）駐車場

①車輪止め

災害時活動拠点としての活用を見据え、大型車両等の乗入れや柔軟な作業エリア・野営エリア等の設定が可能となるよう、基本的に車輪止めは設置しないこととします。

②電源

災害時活動拠点とする際に屋外での電源使用が可能となるよう、新総合体育館外壁等への屋外コンセントの設置や非常用電源設備の設置を検討します。

③照明灯

停電時でも照明が点灯するよう、ソーラーパネル等を電源とする照明灯の設置を検討します。ただし、大型車両等の乗入れや柔軟な作業エリア・野営エリア等の設定が可能となるよう、照明灯の設置位置に留意します。



■照明灯のイメージ

④舗装等

降雨に伴う水たまりによって各機関の活動等に支障が生じないように、浸透性の高い舗装材の採用等に留意するほか、適切な傾斜を確保するとともに排水設備等を設置します。

(1 0) 通信設備

屋内外問わず、災害時であっても必要な情報を送受信できるよう、無線 LAN の整備を検討します。

(1 1) 啓発用の看板等

平常時から総合運動防災公園の防災機能を周知し、災害時においても円滑に活用できるようにするほか、日頃からの防災意識向上を図るため、整備方針や導入機能の方針等を表した看板等の設置を検討します。



■啓発用看板のイメージ
(大阪府高槻市：古曽部防災公園)

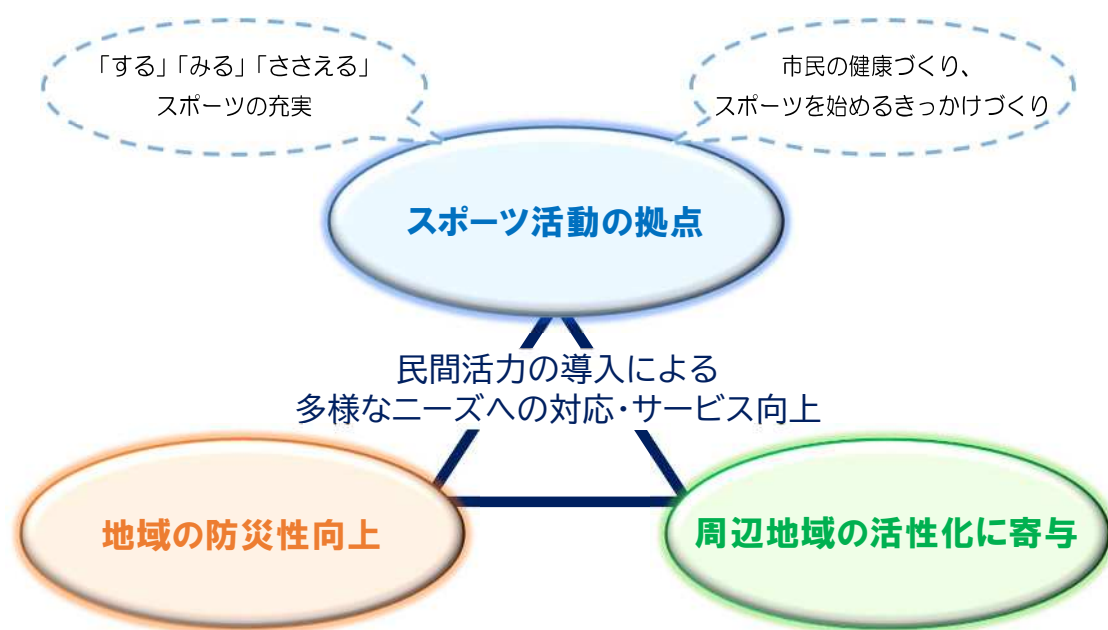
第8章 施設運営に関する考え方

1. 基本的な施設の運営方針

新総合体育館は、各務原市の都市規模にふさわしい総合体育館として、利用者にとって利便性が高く、安全・安心に利用できる施設となるよう運営していきます。また、効率的な施設管理・運営を行い、経費削減を図っていきます。

新総合体育館の管理運営においては、「する」「みる」「ささえる」スポーツをさらに充実させるとともに、これまで以上に市民の健康づくりやスポーツを始めるきっかけづくり等に貢献する取組みを展開していきます。

また、スポーツ活動の拠点としての機能に加え、市中央部における防災性の向上、さらには周辺地域の活性化に寄与するような魅力ある施設としての運営が重要となります。そのため、これまで以上に文化や福祉、商工など、スポーツ以外の様々な関係団体との連携を深めながら、多様なニーズに柔軟に対応し、良質なサービスの提供が可能となる管理運営体制を構築するため、民間活力の導入を見据えていきます。



■新総合体育館の運営方針のイメージ

２．提供するサービス等

（１）施設の開館時間及び休館日

新たに整備する総合体育館の開館時間及び休館日は、現総合体育館と同様に、以下のとおり想定します。ただし、民間事業者による運営となった場合はこの限りではありません。

- ・開館時間：午前９時～午後１０時
- ・休館日：１２月２９日～１月３日

（２）提供するサービス

新総合体育館において提供するサービスとして、市民によるスポーツ等の利用に加え、メインアリーナをはじめとする各諸室の貸出しや、初心者でも気軽に利用できるよう、体育館や屋外で使用可能なボール・ラケット等の用具の貸出しを検討します。

また、プロスポーツ大会等の興行の開催や市の行事での活用、飲食物の取扱い等も想定します。

（３）興行について

プロスポーツ大会等の興行については、「みる」スポーツとしての機能を強化するため、現総合体育館では実現できなかったバレーボールやバスケットボールのプロリーグの公式試合の誘致を見据えます。

主には、岐阜地区をホームタウンとするチームのサテライト会場として位置づけますが、上記以外の競技でも、近郊の都市をホームタウンとするチームが複数存在することから、プロリーグ等の試合を開催できるよう、関係団体との調整を図る方針とします。

■試合の開催が想定されるプロリーグ等

リーグ	チーム	ホームタウン
Vリーグ (バレーボール)	JAぎふリオレーナ (女子V2)	岐阜市
Bリーグ (バスケットボール男子)	岐阜スーパース (B3)	岐阜市
S/Jリーグ (バドミントン)	丸杉 (男子・女子)	岐阜市
日本ハンドボールリーグ	飛騨高山ブラックブルズ岐阜 (女子)	高山市
Tリーグ (卓球)	トップおとめピンポンズ名古屋 (女子)	名古屋市
Wリーグ (バスケットボール女子)	トヨタ自動車アンテロープス	名古屋市
	三菱電機コアラーズ	名古屋市
	デンソーアイリス	刈谷市
	トヨタ紡織サンシャインラビッツ	刈谷市
	アイシンウィングス	安城市

（４）市の行事について

各務原市の新たな核となる施設として、スポーツ関係の利用のみならず、これまでは既存の総合体育館では実施できなかった、市の大規模なイベント等の会場として活用することによって、本市の顔としての位置づけを高めていきます。

（５）飲食物等の取扱いについて

土・日・休日に来場者が集中する利用特性から、直営とする場合、採算性の観点から常設店舗での飲食物等の取り扱いには困難であると考えられます。

そのため、体育館単体で考えるのではなく、公園部分の利用者の立ち寄り促進や、通過交通への訴求力を高め、ロードサイド店のような集客を試みるなど、民間活力の導入に際して、創意工夫による店舗運営についての提案を受け付ける方針とします。

また、飲食物等の取扱いに限らず、収益性を確保するための取組みや機能確保等についても提案を受け付ける方針とします。

■民間事業者募集にあたって提案を想定する機能（例）

- ・レストラン、カフェ等の飲食施設機能
- ・市の名産品・特産品等の販売施設機能
- ・スポーツグッズ等の物販施設機能
- ・利用率向上に繋がる多目的スペース等の活用方策
- ・市民向け教室プログラム
- ・コンサートやeスポーツ等の大型イベントへの対応
- ・トレーニングジム

3. 稼働率の想定

現総合体育館の利用状況及び市スポーツ協会に所属する各競技の団体等にヒアリングを行った結果より、年間利用予定を整理すると、土・日・休日については大半が大会等で埋まることが想定されます。このことから、プロリーグの試合等のイベント利用については、最大で年間 10 日程度の開催になると見込まれます。

また、平日夜間についても、各種競技のチーム練習や教室などで埋まることが想定されます。一方で、平日の日中については、利用枠に比較的余裕があると想定されることから、あらかじめ施設管理者側でコートや用具の準備をしておき、初心者でも気軽に個人利用ができるような貸出方法を検討することとします。

また、従来の施設ではあまり行われていない施設管理者による市民向け教室プログラムの充実や文化系・音楽系の利用を推進することとします。

これらの利用方法を組み合わせることで、多様な人・主体による多様な利用を可能とするとともに、施設全体での高い稼働率の確保を目指します。

■利用シーンごとの貸出方法

曜日・時間帯	貸出方法
土・日・休日	各種団体主催の大会や試合、プロなどアリーナ・室単位での全体貸し
平日夜間	チーム単位でアリーナを分割した面貸し
平日日中	面貸しに加え、利用が少ない時間帯に個人利用の枠を設定

第9章 事業手法の検討

基本構想では、新総合体育館の整備事業について、従来方式を基本としながら、民間活力の活用を図る方針としています。

本計画においては、事業者ヒアリング等の結果を踏まえ、手法別のメリット・デメリットを整理するとともに、財政負担軽減効果（VFM）の試算等を行い、新総合体育館の整備にあたっての民間活力の導入に対する考え方を整理します。

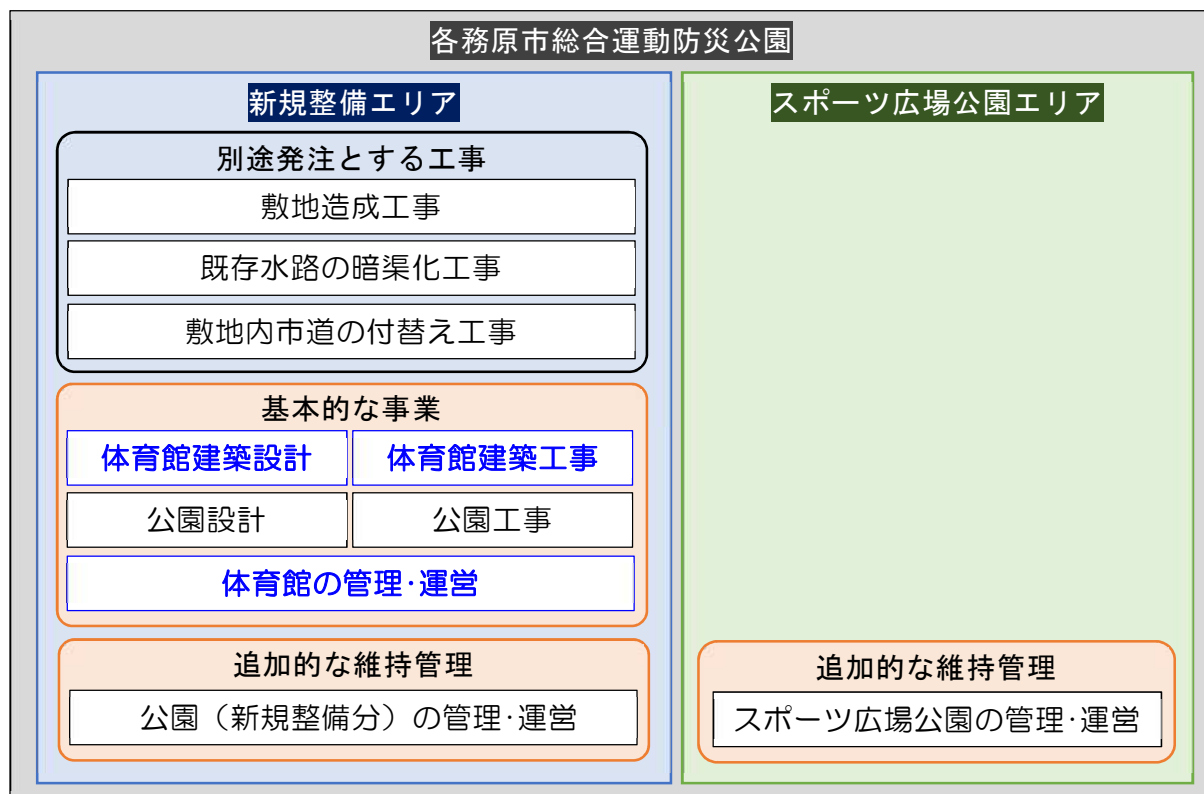
1. 施設整備・管理運営に関する考え方

（1）事業範囲の設定

本事業の事業範囲は、新総合体育館本体や公園の設計、工事などの「基本的な事業」に加えて、「追加的な維持管理」として、既存の各務原スポーツ広場公園を加えることも考えられます。

敷地造成工事や既存水路の暗渠化工事については、民間活力を導入する場合の事業者選定手続きと並行して進められることや地元業者の受注機会の確保、造成後の圧密沈下の促進の観点から、先行して発注するメリットがあります。そのため、従来方式でなく、民間活力の導入を選択する場合であっても別途発注とすることを想定します。

なお、体育館整備における民間活力の導入については、事例も多くみられる一方で、公園を含めた導入実績は全国的に少数であることから、本検討においては、体育館本体の設計・工事・管理・運営に限定するものとします。



■事業範囲イメージ

(2) 運営期間の設定

維持管理・運営業務の期間は、民間独自のノウハウを活用した自主事業の実施など、民間事業者による多様なサービスの提供を目指す場合には、可能な限り長期間とすることが望ましいと考えられます。

一方で、過度に短い期間設定は、行政の事業者選定コストが割高となるほか、事業者の人材確保や応募コスト回収の面からも不利となります。管理・運営面のみに民間のノウハウを活用する指定管理者制度では、5年程度が一般的ですが、市内に立地する世界淡水魚園水族館ではPFI事業と合わせて30年間の指定管理期間としています。

本検討では、事業期間によるメリットの享受や、他都市における体育館の民間活力導入事例に鑑み、維持管理・運営期間を15年間で設定します。

■管理運営期間によるメリット・デメリット

	短期とする場合	長期とする場合
メリット	・【行政】期間終了のタイミングに合わせて、市の意向に応じた契約内容の変更ができるため、その時点のニーズに合わせた運営に変更しやすい。	・【行政】民間投資による自主事業の実施など、柔軟な運営を行いやすい。 ・【民間】長期契約とすることによって安定的に運営でき、トータルコストを抑えられる可能性がある。 ・【民間】長期雇用が可能となり、人材確保や育成を行いやすい。
デメリット	・【行政】投資回収期間が短くなり、採算性の見通しを立てづらいことから、事業者が参画しない可能性がある。 ・【民間】投資回収期間が短く、人材育成や柔軟な運営を行いづらい。	・【行政】長期契約により競争が生じないことによるマンネリ化、財政やサービスの硬直化が生じる可能性がある。 ・【行政】行政側の意向による柔軟な契約内容の変更を行いづらい。
まとめ	 期待する民間のノウハウの発揮が限定的になる可能性があり、本事業の目的に沿いづらい。	 自主事業の実施など、多様なサービスの提供が期待でき、本事業の目的に合致している。

■体育館の官民連携事例

事業手法	事業名称等	所在地	運営 期間	完成年 (完成予定年)
PFI (BTO)	大浜体育館建替整備運営事業	大阪府 堺市	15 年	R3 年竣工
	小山市立体育館整備及び運営事業	栃木県 小山市	15 年	R3 年竣工
	鳥取市民体育館再整備事業	鳥取県 鳥取市	15 年	R5 年竣工予定
	出雲市新体育館整備運営事業	島根県 出雲市	15 年	R6 年竣工予定
	下関市新総合体育館整備事業	山口県 下関市	15 年	R6 年竣工予定
	富士市総合体育館等整備・運営事業	静岡県 富士市	15 年	R7 年竣工予定
	韮崎市営新体育館及び市営総合運動場 整備・運営事業	山梨県 韮崎市	20 年	R7 年竣工予定
DBO	(仮称) 青森市アリーナ及び青い森 セントラルパーク等整備運営事業	青森県 青森市	15 年	R6 年竣工予定
	糸島市運動公園整備・管理運営事業	福岡県 糸島市	15 年	R5 年竣工予定
DB+O	(仮称) 大牟田市総合体育館	福岡県 大牟田市	未契約	R5 年竣工予定
	(仮称) 太田市運動公園体育館建設事業	群馬県 太田市	未契約	R5 年竣工予定
	YOUMEX ARENA/ユメックスアリーナ (塩尻市総合体育館)	長野県 塩尻市	5 年	R3 年竣工

(3) 維持管理・運営収支の設定

① 収入の設定

新総合体育館の収入について、市民の日常利用を主として想定していることや、興行等による利用を見込んでいるものの頻度としては少ないことを踏まえ、既存施設の貸出諸室の総面積と直近3年間の使用料収入（ただし、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して実質2年間）を基に収入を設定します。

本計画における新総合体育館の貸出諸室面積は、既存施設の貸出諸室面積の約2.1倍と想定されます。

■ 既存施設と新総合体育館の面積比較

現総合体育館	貸出諸室面積		新総合体育館	貸出諸室面積
メインアリーナ	1,828.5 m ²		メインアリーナ	3,174 m ²
サブアリーナ	682.5 m ²		サブアリーナ	1,426 m ²
その他	483 m ²		武道場・その他	1,550 m ²
合 計	2,994 m ²	⇒ 約 2.1 倍	合 計	6,150 m ²

貸出諸室の面積が約2.1倍となることによって、利用件数が増加し、使用料収入も約2.1倍になるものと想定します。直近3年間の使用料収入（新型コロナウイルス感染症による影響を考慮した実質2年間）の平均使用料収入の約1,800万円/年に2.1を乗じることによって、新総合体育館の収入を想定します。

ただし、面積が増加した場合であっても、競技の実施が可能なコート数が大きく増加することとはならないため、収入面においては約1.0～2.1倍として、幅を持った設定とします。

なお、今後、事業内容が具体的になり、民間事業者のノウハウが発揮される場合においては、さらなる利用者の増加に伴う収入増加も想定されますが、本検討では想定しません。

また、新総合体育館では、エアコンが整備され、冷暖房使用料の上乗せが想定されますが、使用に対する市としての支出も増加することや基本計画段階では定量的な把握が困難であることから、本検討では想定しません。

■ 収入額見込みの想定

現総合体育館の 平均使用料収入(税込) 【平成30年度・令和元年度】			新総合体育館 想定収入(税込)	
メインアリーナ サブアリーナ その他	約 1,800 万円/年	⇒ 約 1.0～2.1 倍	メインアリーナ サブアリーナ 武道場・その他	約 1,800 ～3,780 万円/年

※現総合体育館の令和2年度の利用料収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により極端に少ないため除く。

②支出の設定

新総合体育館の支出は、既存施設の直近3年間の実績を基に、収入と同様に2.1倍と想定し、設定します。以下に支出の内訳を整理します。

開業準備費は、運営費の3カ月分と想定し、約1,850万円、維持管理費は約4,070万円/年、運営コストは約7,410万円/年と想定します。

前述のように、新総合体育館ではエアコンの設置により、現総合体育館より光熱費の増加が見込まれますが、機器の選定や設置台数の検討は今後の設計段階で実施することとなり、収入の想定においても見込んでいないことから、支出の想定においても考慮しないこととします。

■開業準備費概算

項目	金額（万円） （税込）
開業準備費（運営費3カ月分想定）	約1,850

※下表の新総合体育館の運営コスト約7,410万円/年の3カ月分

■支出の設定

項目	現総合体育館の 支出金額 （万円/年）（税込）		新総合体育館の 想定支出金額 （万円/年）（税込）
維持管理費（①）			
修繕料	410	⇒ 約2.1倍	860
委託料	1,500		3,150
賃借料	30		60
小計	1,940		4,070
運営コスト（②）			
人件費	1,540	⇒ 約2.1倍	3,230
光熱水費	960		2,020
消耗品費等	340		710
管理費	690		1,450
小計	3,530		7,410
支出計（①+②）	5,470		11,480

2. 事業スキームの具体検討

(1) 想定される官民連携手法の抽出

本事業に適用可能性がある官民連携手法については、基本構想において、DB+O方式、DBO方式、PFI方式が抽出されています。以下に、各事業手法の概要を整理します。

■事業手法の概要

事業手法	概要
PFI方式	・PFI法に基づき、SPC（特別目的会社）を組成し、民間資金を用いて設計・施工・維持管理・運営などを一括発注・性能発注する手法。 ・民間事業者が持つ資金、経営ノウハウ、技術的知見を活用して柔軟で効率的な事業を行うことが期待される。
PFI（BTO）	・民間事業者が施設を建設し、完成直後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式。
PFI（BOT）	・民間事業者が施設を建設し、維持管理・運営し、事業終了後に市に所有権を移転する方式。
DBO方式、DB+O方式	・PFI法に基づかず、設計・施工・維持管理・運営などを一括発注・性能発注する手法。 ・民間資金は用いないものの、一括発注・性能発注することで民間事業者が持つ経営ノウハウ、技術的知見を活用した柔軟で効率的な事業を行うことが期待される。
DBO	・民間事業者に設計・施工・維持管理運営などを一括発注・性能発注する手法。
DB+O	・民間事業者に設計・施工を一括発注・性能発注する手法。維持管理・運営は別途、別の事業者が発注することとなる。

それぞれの事業手法を設計、施工から維持管理・運営の各段階、施設の所有、民間による資金調達の有無の観点から整理すると、以下のとおりとなります。

■事業方式の整理

整備方式	設計	施工	維持管理・運営	運営期間中の施設所有者	民間資金調達（割賦払い）
従来方式（分離発注）	分離（ECI）	分離（ECI）	分離	市	無し
DB+O方式	設計施工一括		分離	市	無し
DBO方式	一括			市	無し
PFI方式	BTO	一括		市	有り
	BOT			民間事業者	

(2) 民間事業者の意向把握

本事業に民間活力を導入することに対して、建設事業者、施設運営事業者、建物管理事業者などそれぞれの観点から意向を把握するため、事業者ヒアリングを実施しました。主な意見を以下に整理します。

それぞれの立場により、意見が異なる面はありますが、PFI 方式または DBO 方式が有効との意見が多く、PFI 方式を採用する場合は、BTO 方式が望ましいと考えられます。また、本事業は補助金の活用を前提としていることから、リース方式の採用は困難と考えられます。従来方式を採用する場合は、ECI 方式の適用も視野に入れることが求められます。

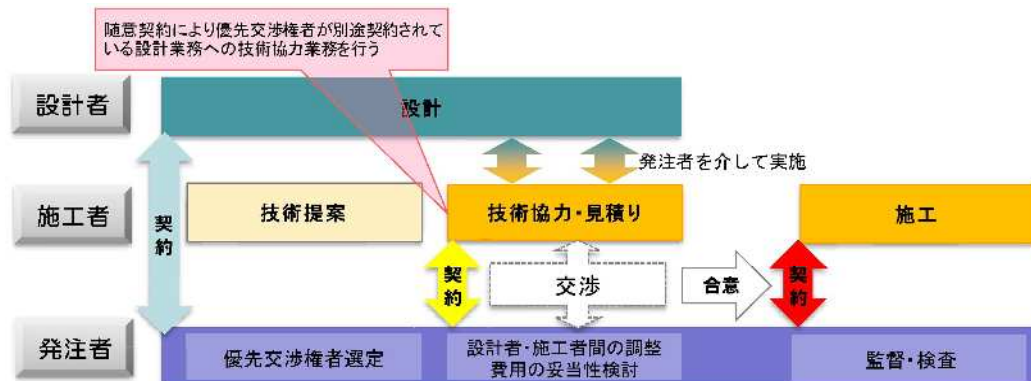
■民間事業者の意向

業種	主な意向
【A 社】 スポーツ 施設管理	• PFI (BTO) 方式または DBO 方式が良いと考える。DB+O の場合は、メリットが少ないと考える。 • PFI 法に基づかない DBO 方式の方が、銀行の関与がない点や、SPC の組成コストがかからない点がメリットである。
【B 社】 システム 建築	• 基本設計先行型の PFI (BTO) 方式とする場合、民間提案の範囲が狭くなるため、基本設計は要求水準書の作成を目的とした最低限の内容とし、事業者の提案により基本設計の内容も変更可能とした方が良い。 • リース方式の場合、補助金を活用できないというデメリットがある。
【C 社】 建設業	• ECI 方式 (技術協力・施工タイプ) が良質な体育館を建設する上で有効と考える。
【D 社】 維持管理 会社	• DB+O 方式の場合、建設会社と運営管理会社の関係が薄くなるため、PFI (BTO) 方式か DBO 方式が良いと考える。 • コンセッションは体育館では事例が少なく、困難であると想定される。
【E 社】 商社	• PFI 方式では、自治体及び民間事業者の手間がかかるため、定期借地・建物賃貸借 (リース) 方式が良いと考える。 • PFI 事業も実施可能である。

【参考資料：ECI 方式とは】

ECI とは「アーリー・コントラクター・インボルブメント」の略であり、設計段階から施工者が参画し、施工の実施を前提として設計に対する技術協力を行うものです。

技術協力・見積りを始める前に、発注者と施工者は「技術協力委託契約」を結ぶとともに「基本協定書」を交わします。実施設計完了後に施工者は価格交渉し、合意に至った場合には、発注者と工事契約を結びます。ECI 方式は、施工者の技術力とノウハウを設計段階から投入するので、建設コストの縮減、工期短縮を図れることが大きなメリットです。



出典：国土交通省 HP

(3) 先進事例視察先における官民連携手法の考察

先進事例視察を行った12事例のうち、8自治体の体育館では従来方式の事業手法を用いており、その中でも四日市市ではECI方式を採用しています。一方で、4自治体では官民連携手法の一つであるPFI(BTO)方式を採用していますが、PFI(BOT)方式、DBO方式、DB+O方式を採用している体育館はありませんでした。

先進事例視察を行った施設において採用されている事業手法について意見交換等を行った結果から、各手法において想定されるメリット・デメリットを整理します。

従来方式のデメリットである、使い勝手が悪くなる可能性については、設計段階において、発注者である市が複数のスポーツ施設運営事業者に綿密なヒアリングを行うことにより一定の対策が可能と考えられます。

PFI(BTO)方式のデメリットである、施設細部が想定外の仕上がりになる可能性については、事例等を踏まえ性能規定にある程度詳細な条件を盛り込むことにより一定の対策が可能と考えられます。

いずれの手法にも一長一短がありますが、行政側の適切な関与により、仕上がりや市民サービスの向上をコントロールできる部分もあるため、手法によらずメリットを最大限に享受しつつ、デメリットの表面化を防ぐよう配慮していく必要があります。

■事例視察先の官民連携手法の比較

手法	視察先	メリット	デメリット
従来 (ECI含む)	四日市市 江南市 犬山市 日立市 久留米市 津市 福井県 福山市	- 仕様規定により、高品質・高価格で立派な体育館が出来る。 - 発注者にとっては、手慣れており、入札等にかかる手間や負担、不安感が少ない。	- 設計、施工、運営が別業者であるため、配慮不足により使い勝手が悪くなる面もある。 - 仕様規定により、オーバースペックとなる可能性がある。 - 資材や人件費高騰の影響を受け、入札不調が発生しやすい。
PFI (BTO)	神栖市 福岡市 袋井市 堺市	- 性能規定であるため、必要な性能を満たした上で、メリハリのある整備内容となっている。 - 維持管理・運営面や利用者の使い勝手のことも十分に考えられた計画・設計となっている。	- 性能規定であるため、施設の細部については想定外の仕上がりになる可能性がある。 - コスト縮減を追及しすぎると、安普請のように見える箇所も生じる。 - 長期にわたって、民間事業者のモチベーションが保たれる確証がなく、相応のインセンティブが必要となる。
PFI (BOT)	該当なし	—	—
DBO	該当なし	—	—
DB+O	該当なし	—	—

3. 事業手法の比較検討

(1) 定性的評価（一次評価）

定性的な評価として、市民サービスの向上、事業自主性の発揮、独立採算が難しい特性への対応、補助事業の活用、民間事業者の修繕義務、適正な競争環境の確保、早期実現性、先進事例の有無、財政負担平準化効果という観点から評価を行います。以下に個々の評価の考え方を整理します。

① サービス提供

市民へのサービス提供の観点からは、事業運営までを含めた一括契約の方が運営面でのノウハウが反映されやすく、PFI方式、DBO方式が有利となります。

自主的な事業実施の面では、民間事業者が施設を所有し続けるPFI（BOT）方式が、より自主性の高い運営が期待できます。

■ 市民サービスの向上効果について

手法	評価の考え方	
従来（ECI）	○	・事業運営から分離した工事発注となるため、運営面での創意工夫が反映されづらい。
PFI（BTO）	◎	・事業運営までを考慮した性能発注となり、民間事業者の創意工夫による市民サービス向上が期待される。
PFI（BOT）	◎	
DBO	◎	
DB+O	○	・事業運営から分離した工事発注となるため、運営面での創意工夫が反映されづらい。

■ 事業自主性の発揮について

手法	評価の考え方	
従来（ECI）	△	・運営は直営または指定管理者となるため、PFI（BTO・BOT）方式に比べ、運営事業における自主性を発揮しづらい。
PFI（BTO）	○	・市が施設所有者となるため、BOT方式に比べ、運営事業における自主性を発揮しづらい。
PFI（BOT）	◎	・民間事業者が運営期間の施設所有者となるため、柔軟な施設管理を行うなど、より自主性の高い運営が期待される。
DBO	○	・市が施設所有者となるため、BOT方式に比べ、運営事業における自主性を発揮しづらい。
DB+O	△	・運営は直営または指定管理者となるため、PFI（BTO・BOT）方式に比べ、運営事業における自主性を発揮しづらい。

②事業特性の適合性

新総合体育館は、市民の日常利用や大会において稼働率が高い状況が想定され、プロによる興行の実施などによる収益事業は限定的となるため、独立採算による運営は難しいものと考えられます。そのため、運営段階で民間事業者が施設に投資し、収益性を改善する方法は困難であるものと想定されるため、建物所有リスクを負って自主性の高い運営を期待するPFI（BOT）方式は適合性が低いものと考えられます。

一方で、体育館の建設には国庫補助の活用が想定されますが、PFI（BOT）方式は民間事業者が建物を所有することから、適用対象外となるため、補助事業の活用という観点では不利となります。

■事業特性への適合について

手法	評価の考え方	
従来（ECI）	◎	・市民利用が中心の状況で、高い稼働率を維持したとしても減免等もあり、独立採算は難しいため、市が建物を所有し、行政ニーズを反映させることが合理的である。
PFI（BTO）	○	・市が施設所有者となるため、行政ニーズに合わせて柔軟に改修することが可能であるが、事業者との協議や休業補償は必要となる。
PFI（BOT）	△	・運営段階で民間事業者が施設に投資し、収益性を改善する方法は困難であると想定され、所有させることのメリットが少ない。
DBO	○	・市が施設所有者となるため、行政ニーズに合わせて柔軟に改修することが可能であるが、事業者との協議や休業補償が必要となる。
DB+O	○	

■補助事業の活用について

手法	評価の考え方	
従来（ECI）	◎	・市が施設所有者となるため、整備事業の実施に際して国庫補助の活用が見込まれる。
PFI（BTO）	◎	
PFI（BOT）	△	・民間事業者が施設所有者となるため、整備事業の実施に際して国庫補助の活用が見込めない。
DBO	◎	・市が施設所有者となるため、整備事業の実施に際して国庫補助の活用が見込まれる。
DB+O	◎	

③リスク分担

PFI（BOT）方式は、民間事業者が建物所有者として運営期間中の建物の修繕義務を負い、自らの判断で必要な維持管理を行うこととなるため、建物所有に伴うリスクの大部分を民間事業者に移転することができます。PFI（BOT）方式以外は、基本的に市が建物所有者として修繕義務を負い、瑕疵担保責任期間以降の瑕疵を含む修繕については、原則として市の責任となります。

■民間事業者の修繕義務について

手法	評価の考え方	
従来（ECI）	△	・市が施設所有者として建物修繕義務を負う。
PFI（BTO）	○	・基本的に市が施設所有者として建物修繕義務を負うが、軽微な修繕は運営を担う民間事業者が行うこととなる。
PFI（BOT）	◎	・運営期間中は民間事業者が施設所有者となるため、施設修繕の義務を負うこととなる。
DBO	○	・基本的に市が施設所有者として建物修繕義務を負うが、軽微な修繕は運営を担う民間事業者が行うこととなる。
DB+O	△	・市が施設所有者として建物修繕義務を負う。

④事業者の参入容易性

PFI（BOT）方式を除き、複数企業の参加による適正な競争環境が確保可能と想定されるが、特に従来方式とDB+O方式については、一般的な実績で参入可能なため、より競争環境は確保しやすくなります。

■適正な競争環境の確保について

手法	評価の考え方	
従来（ECI）	◎	・施工、運営の実績を有する事業者は多く、参入のハードルが低くなるため、競争環境を確保しやすい。
PFI（BTO）	○	・参入意向を示す事業者はあるが、SPC を組成する必要があるため、競争環境は限定的となる。
PFI（BOT）	△	・体育館における先行事例が無く、参入する事業者が少ないことが想定され、競争環境が確保されづらい。
DBO	○	・参入意向を示す事業者はあるが、コンソーシアムを組成する必要があるため、競争環境は限定的となる。
DB+O	◎	・設計・施工、運営の実績を有する事業者は多く、参入のハードルが低くなるため、競争環境を確保しやすい。

⑤スケジュールの短縮性

PFI 方式、DBO 方式は、一括発注や民間のノウハウの発揮により工期短縮の可能性があるものの、市における発注実績が乏しく、導入可能性調査やアドバイザリー業務を実施した上で、公募資料や仕様書作成に多大な時間を要すると想定されるため、発注までにかかる手間を考慮すると従来方式が有利となります。

■早期実現性について

手法	評価の考え方	
従来 (ECI)	◎	・ ECI に限らなければ、一般的な発注方式であり、設計に施工のノウハウを取り入れることで、工期短縮効果が期待される。
PFI (BTO)	○	・ 設計・施工の一括発注による工期短縮効果が期待されるが、発注までにかかる手間を考慮すると不利となる。
PFI (BOT)	○	
DBO	○	
DB+O	○	

⑥事業成立の容易性

本事業と同様に体育館を整備した事例として、PFI（BOT）方式以外は先行事例があるため、事業は成立すると見込まれます。

■先行事例の有無について

手法	評価の考え方	
従来 (ECI)	◎	・ ECI に限らなければ、これまでの主流の事業方式であり、先行事例も多いため、事業は容易に成立すると考えられる。
PFI (BTO)	○	・ 官民連携手法として増加傾向にはあるが、従来方式に比べると事例は少ない。
PFI (BOT)	△	・ 温水プールなど収益性の高い事業の事例はあるが、体育館の先行事例は無い。
DBO	○	・ 官民連携手法として増加傾向にあるが、従来方式に比べると事例は少ない。
DB+O	○	

⑦財政負担

PFI 方式は、民間資金の導入による財政負担の平準化効果が期待されます。また、従来方式や DBO、DB+O の場合は、起債を活用することが可能ですが、事業初期段階ではまとまった資金が必要となります。

■財政負担の平準化効果について

手法	評価の考え方	
従来 (ECI)	○	・起債の活用による平準化は可能であるが、全額を充当することはできないため、一定の初期費用は必要となる。
PFI (BTO)	◎	・民間資金の活用により、財政負担を平準化することが可能である。
PFI (BOT)	◎	
DBO	○	・起債の活用による平準化は可能であるが、全額を充当することはできないため、一定の初期費用は必要となる。
DB+O	○	

⑧定性的評価のまとめ

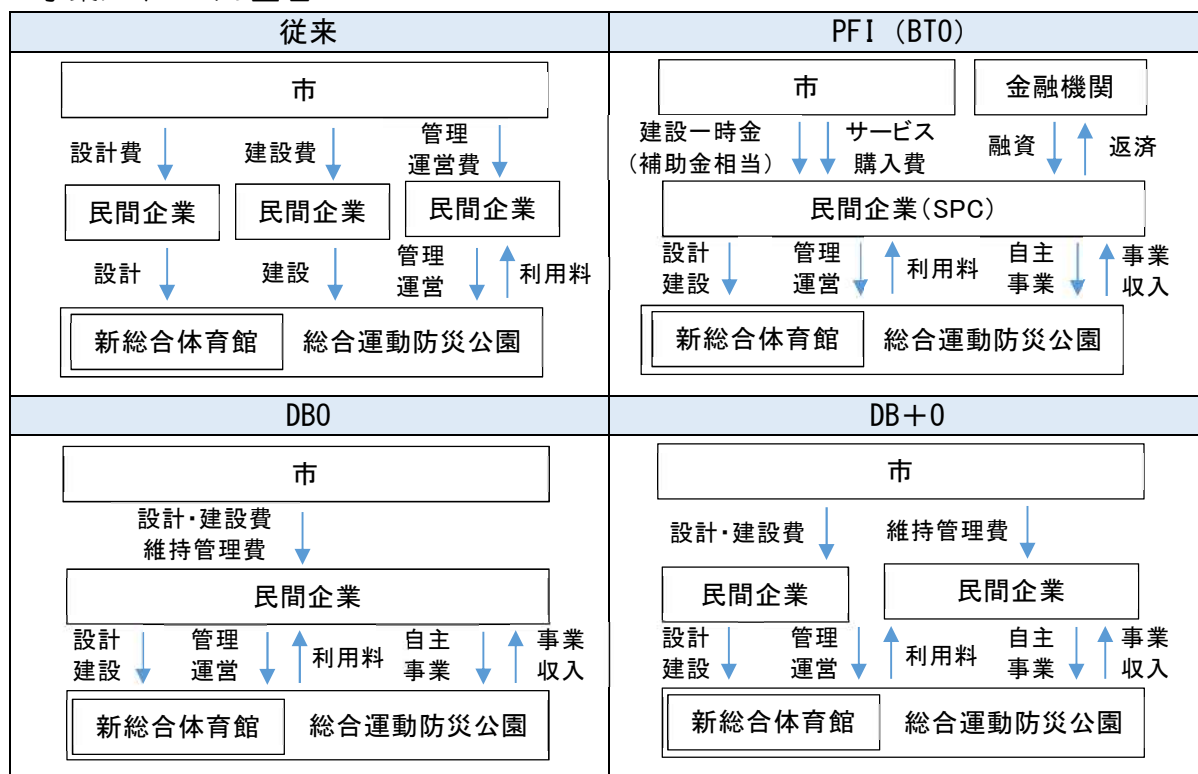
定性的評価として、PFI (BOT) 方式は合計点が最も低く、独立採算が難しいという本事業の特性に適合しないほか、事業者の参入意向が低く適正な競争環境が確保しづらいこと、公共の体育館整備の先行事例がないことから手法選定の候補から除外します。

■事業手法の定性的評価まとめ

視点	従来	PFI (BTO)	PFI (BOT)	DBO	DB+O
(サービス) 市民サービスの向上	○	◎	◎	◎	○
(サービス) 事業自主性の発揮	△	○	◎	○	△
(事業特性) 独立採算が難しい特性への適応	◎	○	△	○	○
(事業特性) 補助事業の活用	◎	◎	△	◎	◎
(リスク分担) 民間事業者の修繕義務	○	○	◎	○	○
(事業者参入) 適正な競争環境の確保	◎	○	△	○	◎
(スケジュール) 早期実現性	◎	○	○	○	○
(事業性) 先進事例の有無	◎	○	△	○	○
(財政負担) 負担平準化効果	○	◎	◎	○	○
合 計 (◎:2 点、○:1 点、△:0 点)	13	12	9	11	10

定性的評価の結果を踏まえ、PFI（BOT）方式を除く 4 つの事業手法のスキームを以下のとおり整理します。

■事業スキームの整理



(2) 定量的評価（二次評価）

定性的評価で整理した4つの事業スキームについて、定量的評価として、市の財政負担軽減効果（VFM）を確認します。

①事業期間の設定

事業期間として、設計期間・建築工事期間は発注手続きや工事に要する期間を考慮して以下のように設定します。

維持管理・運営期間は、工事と一括で契約する場合と、分離して契約する場合に分けて、以下のように設定します。

■事業期間の設定

項目		設定値	考え方
設計期間	従来手法	2年	基本設計・実施設計をそれぞれ別業務として年度別に発注することを想定し、1年と設定
	官民連携手法	1年	基本設計・実施設計を年度内に連続して実施することを想定し、1年と設定
建築工事期間	従来手法	2年	建築工事は事業スケジュールの検討より、2年と設定
	官民連携手法	2年	建築工事は事業スケジュールの検討より、2年と設定
維持管理・運営期間	従来手法	5年	指定管理者制度を活用した場合を想定し、5年と設定
	官民連携手法	15年	PFI（BTO）、DBO方式で先行事例の多い15年と設定

②コスト削減率の設定

官民連携手法の場合の事業費は、従来手法からコスト削減率を加味して設定します。

コスト削減率は、「PPP/PFI手法導入優先的検討規定運用の手引」（平成29年1月、内閣府）によりますと、調査結果による事業者選定時のコスト削減率は概ね10%以上であるため、本検討におけるコスト削減率を10%として設定します。

■事業者選定時のコスト削減率

事業分野	人口 20万人 以上	事業費 (億円)				事業期間 (年)			事業実施時期 (年度)			削減率 (%)				増加率 (%)	VFM
		～10	～50	～100	100～	～10	～20	21～	～H17	～H22	H23～	設計費	建設費	維持管理費	運営費	料金収入	
社会体育施設	●				●		●		●			20	20	10	10	0	7%
社会体育施設	●			●				●		●		20	20	6	0	0	3%
社会体育施設	●				●		●			●		11	11	10	-1	—	13%
社会体育施設	●				●		●				●	10	10	5	5	—	13%
社会体育施設	●		●					●			●	10	10	10	10	—	10%
社会体育施設	●				●		●				●	10	10	10	5	0	8%

出典：PPP/PFI手法導入優先的検討規定運用の手引（平成29年1月、内閣府）

費用総額の比較で用いる数値について

		(参考)策定の手引※1	今回の調査結果※2
費用削減率	設計費	10%	14.2%
	建設費		13.4%
	運営費	10%	12.9%
	維持管理費		16.4%
利用料金収入増加率		10%	(参考値)17.3%
官民の資金調達金利差		0.5%	0.5%
割引率		2.6%	2.5%

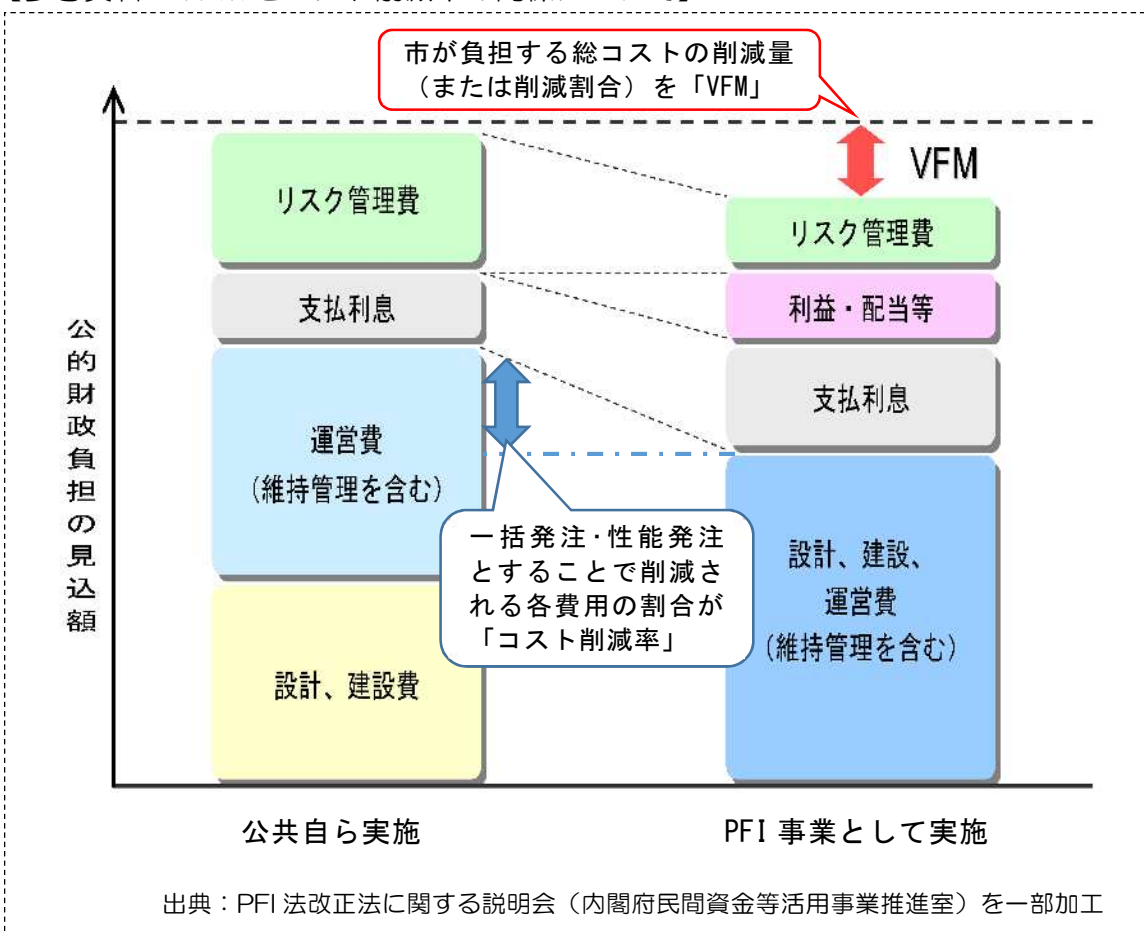
※1 策定の手引における設定の根拠

- ①費用削減率及び利用料金収入増加率:平成25、26年度内閣府支援事業の平均
- ②官民の資金調達の金利差:記載なし
- ③割引率:平成25、26年度実施方針策定事業の平均

※2 今回の調査結果:過去に実施されたPFI事業における設定数値の平均

出典:PPP/PFI手法導入優先的検討規定運用の手引(平成29年1月、内閣府)

【参考資料:VFMとコスト削減率の関係について】



③施設整備費の設定

施設整備費は、以下の項目ごとに設定し、官民連携手法の場合には、従来手法に対してコスト削減率 10%を考慮した価格として設定します。

■施設整備費の設定

項目		設定値 (千万円) (税込)	考え方
設計・ 監理費	従来手法	45	第 10 章の概算事業費（体育館建築費）から引用
	官民連携手法	41	従来手法からコスト削減率 10%として設定
体育館 本体 工事費	従来手法	707	第 10 章の概算事業費（体育館建築費）から引用
	官民連携手法	636	従来手法からコスト削減率 10%として設定
什器・備品 購入費	従来手法	13	第 10 章の概算事業費（体育館建築費）から引用
	官民連携手法	12	従来手法からコスト削減率 10%として設定

④維持管理・運営費の設定

維持管理・運営費は、「支出の設定」において設定した費用を基に、以下のとおり設定します。

■維持管理・運営費の設定

項目		設定値 (千万円/年) (税込)	考え方
開業 準備費	従来手法	1.9※	運営費 3 カ月分相当
	官民連携手法	1.7※	従来手法からコスト削減率 10%として設定
維持 管理費	従来手法	4.1	既存施設の維持管理費から面積増加分を考慮して設定
	官民連携手法	3.7	従来手法からコスト削減率 10%として設定
光熱水費	従来手法	2.0	既存施設の維持管理費から面積増加分を考慮して設定
	官民連携手法	1.8	従来手法からコスト削減率 10%として設定
運営 業務費	従来手法	5.4	既存施設の維持管理費から面積増加分を考慮して設定（人件費、消耗品費等、管理費を対象）
	官民連携手法	4.9	従来手法からコスト削減率 10%として設定

※開業準備費は初期費用であり、1 回限りの費用のため、単位は（千万円）とする。

⑤事業収入の設定

事業収入は、「収入の設定」において設定した使用料収入をもとに以下のように設定します。なお、官民連携手法では、民間事業者の創意工夫による利用者の増加や自主事業による収入増加の可能性も考えられますが、現時点では収入増加分の定量化が困難であるため、従来手法、官民連携手法ともに同額の事業収入として設定します。

■事業収入の設定

項目		設定値 (千万円/年) (税込)	考え方
使用料 収入	従来手法	1.8~3.8	既存施設（現総合体育館）の使用料収入を基に、新総合体育館は貸出諸室面積が増加することを踏まえて設定
	官民連携手法	同上	同上

⑥資金調達の設定

資金調達において、補助金は従来手法・官民連携手法ともに、社会資本整備総合交付金の活用を想定し、国庫補助金の市負担額部分（いわゆる補助裏負担額）には、従来手法及びDBO、DB+O形式の場合には起債を充当し、PFI（BTO）形式の場合には、民間調達資金を充てることを想定します。

■資金調達の設定

項目			設定値 (千万円/年) (税込)	考え方
補助金	従来手法		354	社会資本整備総合交付金を想定し、体育館建築費×50%と設定
	官民連携手法		318	同上
起債	従来手法		321	補助裏負担額×90%（起債充当率）と設定。金利0.1%、償還期間15年、元利均等返済と仮定
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	288	同上
		PFI (BTO)	—	対象外
民間 資金	従来手法		—	対象外
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	—	対象外
		PFI (BTO)	324	金利は、長期国債利回り（10年）0.2%で設定。償還期間15年、元利均等返済と仮定
建中 金利	従来手法		—	対象外
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	—	対象外
		PFI (BTO)	1	施設整備費を基に設定。金利は「民間資金」と同様の金利として設定

⑦SPC コストの設定

SPC（特別目的会社）の組成費は、PFI 方式のみ会社設立や弁護士相談等の費用が発生するものとし、DBO、DB+O 方式の場合には SPC の組成を求めないものとして、設定します。

SPC 管理費は、維持管理を SPC が担う場合に発生するものとし、PFI 方式のみ管理運営期間中に 1 百万円/年が発生するものと設定します。

アドバイザリー費用については、各方式ともに事業者の選定や基本設計・実施設計が要求水準書に基づき作成されているかの確認等をコンサルタント等に委託することを想定し、3 千万円と設定します。

モニタリング費用は、PFI 方式のみ管理運営期間のモニタリングを行う必要があるため、初年度はコンサルタント等に委託し、2 年目以降は市で対応することとして、運営期間の初年度に 4 百万円を要するものと設定します。

■ S P C コ ス ト 等 の 設 定

項目			設定値 (千万円) (税込)	考え方
SPC 組成費	従来手法		—	対象外
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	—	対象外
		PFI (BTO)	1	事例等を参考に設定
SPC 管理費	従来手法		—	対象外
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	—	対象外
		PFI (BTO)	0.1※	事例等を参考に設定
アドバイ ザリー費	従来手法		—	対象外
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	3	事例等を参考に設定
		PFI (BTO)	3	同上
モニタリ ング費	従来手法		—	対象外
	官民 連携 手法	DBO、 DB+O	—	対象外
		PFI (BTO)	0.4	事例等を参考に設定

※SPC 管理費は毎年必要となる費用のため、単位は（千万円/年）とする。

4. VFM の算出

従来手法と比較した財政負担軽減効果（VFM）は、本検討における条件下では DBO 方式が最も有利となります。

PFI（BTO）方式は、従来手法と比べ設計・工事費や維持・運営費はコスト削減率 10% となるものの、民間資金の導入により金利負担が生じるほか、SPC コストが生じることで、VFM は 8.7～9.2% となります。

DBO 方式、DB+O 方式は、起債を想定しているため、金利負担が抑えられるほか、SPC コストが抑えられます。また、DB+O 方式の場合は維持・運営費のコスト削減率 10% を見込まないため、VFM は 6.9～7.3% となるほか、DBO 方式では維持・運営費のコスト削減率 10% を見込むことから、VFM は 10.0～10.5% となります。

■試算結果（試算期間：15 年間） （千万円）

	従来手法	PFI（BTO）	DBO	DB+O
収入	27～57	27～57	27～57	27～57

（千万円）

	従来手法	PFI（BTO）	DBO	DB+O
支出	589	540	533	550
建設費・金利等 （補助金除く）	415	377	373	373
運営費	174	157	157	174
アドバイザー ・モニタリング	—	6	3	3

（千万円）

	従来手法	PFI（BTO）	DBO	DB+O
収入	27～57	27～57	27～57	27～57
支出	589	540	533	550
収支	-562～ -532	-513～ -483	-506～ -476	-523～ -493
VFM（金額）	—	49	56	39
VFM（割合）	—	8.7～9.2%	10.0～10.5%	6.9～7.3%

5. 事業手法の検討に関するまとめ

定性的評価の結果では、適正な競争環境の確保の観点から、PFI の経験のない企業でも比較的参画しやすく、補助事業や起債が活用可能な「従来方式」の優位性が高い結果となりました。

定量的評価の結果では、各方式の財政負担軽減効果（VFM）を確認し、起債の活用により金利負担が抑えられ、SPC の組成コストやモニタリング費用が掛からない「DBO 方式」が最も優位性が高い結果となりました。

このことから、各手法のメリット・デメリットがありながらも、設計段階から民間事業者との連携を図り、整備後の施設の管理・運営まで見据えるべきと考えられます。

したがって、今後は、設計、工事、管理・運営を通して民間事業者との連携を図ることのできる DBO 方式や PFI（BTO）方式の適用を見据えることを基本とし、新総合体育館の整備にあたって適した事業手法についての検討を進める方針とします。

第 10 章 事業実施に向けて

1. 概算事業費（想定）

本計画にかかる概算事業費を以下に示します。従来手法により整備した場合、公園全体の整備費として約 35 億円、体育館の建築費として約 84 億円、防災備蓄倉庫の建築費として約 1 億円の計約 120 億円を見込みます。

なお、民間活力の導入による事業手法（PFI 方式や DBO 方式）を選定する場合は、第 9 章での検討のとおり、財政負担軽減効果（VFM）により、事業費の縮減が図られると考えられます。また、資材価格や人件費等の高騰の影響によって事業費が変動する可能性があります。

■本計画にかかる概算事業費（従来手法により整備する場合の想定）（単位：億円）

項目	総合運動防災 公園整備費	体育館 建築費	防災備蓄倉庫 建築費	合計
設計・監理	1.4	4.5	0.1	6.0
造成工事	8.6	-	-	8.6
体育館本体工事	-	70.7	-	70.7
屋外付帯工事	13.9	-	1.0	14.9
什器備品購入	-	1.3	-	1.3
計	23.9	76.5	1.1	101.5
消費税（10%）	2.4	7.6	0.1	10.1
用地取得費	8.8	-	-	8.8
合計	35.1	84.1	1.2	120.4

※体育館の建築において PFI 方式や DBO 方式を採用した場合の財政負担軽減効果（VFM）は約 7%から約 10%と試算（詳細は第 9 章参照）

2. 財源に関する考え方

補助金及び交付金等を受けるにあたっては、体育館の果たす役割や整備する施設内容及び事業手法等によって活用できるものが異なるため、事業手法設定後に再検討します。

事業を進めるにあたっては、先進自治体の事例も踏まえ、複数の補助金及び交付金等を活用するなど、市の財政負担を可能な限り軽減することを検討します。また、各務原市新総合体育館整備基金に積み立てを行い、事業費に充当します。

なお、整備内容や事業手法等によって活用できる補助金及び交付金等が異なるため、事業手法の検討に並行して検討・調整を図ります。

■事業方式ごとに想定される資金調達の方法

＜従来方式、DBO方式の場合＞

- ・従来方式等における資金は、一般財源、起債、補助金及び交付金、企業版ふるさと納税等により調達する。

＜PFIの場合＞

- ・PFIにおける資金は、各務原市と民間事業者で調達する。
 - 各務原市：一般財源、起債、補助金及び交付金、企業版ふるさと納税等により調達する。
 - 民間事業者：自治体調達分を除く部分に対し、資本金とプロジェクトファイナンス※により調達する。

※プロジェクトファイナンス：プロジェクトにおいて資金調達を行う際、事業者自身が借入を行うのではなく、プロジェクトを遂行するPFI事業会社（特別目的会社：SPC）を事業者として独立して借入を行う資金調達の仕組み

【参考資料：各務原市による資金】

名称	概要
各務原市新総合体育館整備基金	・新総合体育館の整備事業(建物、設備、外構、工作物等の新築及び用地の取得)に要する資金に充てるため、基金を設置している。 ・基金は、新総合体育館の整備事業に要する資金に充てる。
地方債の発行	・資金調達の手段として金銭を借入れ、または債権を発行することにより負う債務で、次年度以降にわたってその償還を行う。

■本事業に活用できる可能性のある補助金・交付金

＜事業手法の検討に係る事項＞

文教施設における多様な PPP／PFI の先導的開発事業	文部科学省
【用途】文教施設における先導的な PPP／PFI 手法の導入検討 【規模】1,300 万円程度/1 件	
先導的官民連携支援事業	国土交通省
【用途】官民連携事業の導入や実施に向けた検討や、導入判断等に必要な情報の整備等のための調査 【規模】1 件当たりの上限は 2,000 万円	
民間資金等活用事業調査費補助事業	内閣府
【用途】公共施設等（PFI 法に規定する公共施設等）を対象とした PPP/PFI 事業の導入に係る検討に要する調査 【規模】1 件あたりの上限は原則 1,000 万円	

＜整備に係る事項＞

学校施設環境改善交付金（地域スポーツ施設整備）	スポーツ庁
【用途】社会体育施設の整備（耐震化を除き改修事業は対象外） 【規模】交付対象経費に 1/3 を乗じて得た額 （上限額は施設・面積等により異なる）	
社会資本整備総合交付金（都市公園事業）	国土交通省
【用途】都市公園の整備（公園施設としてスタジアム・アリーナや園路、広場等を整備する場合が対象） 【規模】交付対象経費に 1/3（用地費）又は 1/2（施設費）を乗じて得た額	
基地周辺整備事業（民生安定施設の整備）	防衛省
【用途】周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置（対象施設に公園・体育館あり） 【規模】公園：交付対象経費に 5/10（用地費）又は 6/10（用地以外） 体育館：上限額は人口や施設・面積等により異なる	
スポーツ振興くじ助成金・地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設等の整備）	独立自治体法人 日本スポーツ振興センター
【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設（増改設を含む）、改修又は改造を行う事業 ※国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外であること。地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等 【規模】助成対象経費（上限額：3 千万円）に 2/3 を乗じて得た額	

3. 想定事業スケジュール

事業手法別に想定される事業スケジュールを次頁に示します。

従来方式については、建築物の検討（基本設計）と並行して造成等の設計を行う土木設計に着手するものとしてスケジュールを想定しています。一方で、DBO 方式・PFI 方式については、造成工事を先行して実施した後に、建築物の検討（基本設計）に着手するものとしてスケジュールを想定しています。

また、土木工事が一定程度進んだ段階で建築工事・公園工事に着手する必要があるほか、公園等の外構工事については、建築工事完了後でなければ実施できない区域が生じることを想定したスケジュールとしています。

なお、各事業手法における事業期間が異なる要因は以下のとおりです。

○従来方式と DBO 方式・PFI 方式の違い

従来方式では、設計・工事を施設ごとに発注していくことが想定されます。また、区域別、工種別などより細分化した発注が必要となる場合もあります。そのため、基本的には、それぞれの設計・工事を別の事業者が実施することとなり、特に工事においては、区域が重複することが想定され、工事順序についての調整が必要となるほか、関連工事の完了後でなければ着手できない工事が生じるものと考えられます。

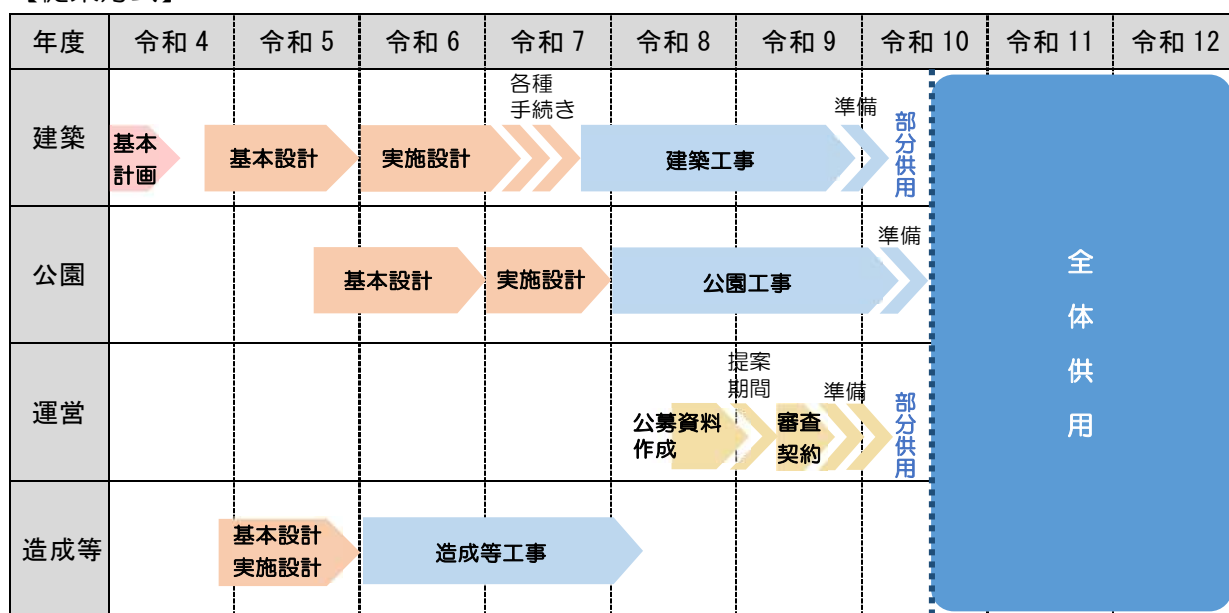
一方、DBO 方式・PFI 方式においては、設計・工事を同一の事業者（または共同企業体等）が実施することとなるため、工事間調整は容易に進むものと想定され、設計・工事期間の短縮が図られるものと考えられます。ただし、いずれの手法を採用するかについての検討を要すほか、設計・工事を担う事業者（または共同企業体等）の選定に一定期間を要することとなるため、従来方式より事業期間が長くなります。

○DBO 方式と PFI 方式の違い

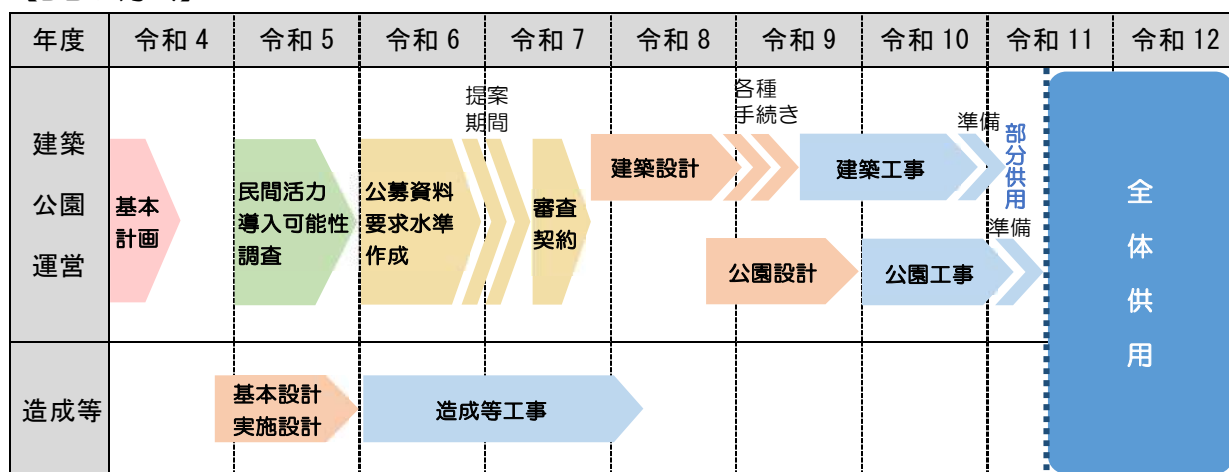
PFI 方式では SPC（特別目的会社）を設立する必要があり、その手続き等に時間を要することから、DBO 方式と比較して、事業期間が長くなります。

■事業手法別の想定スケジュール

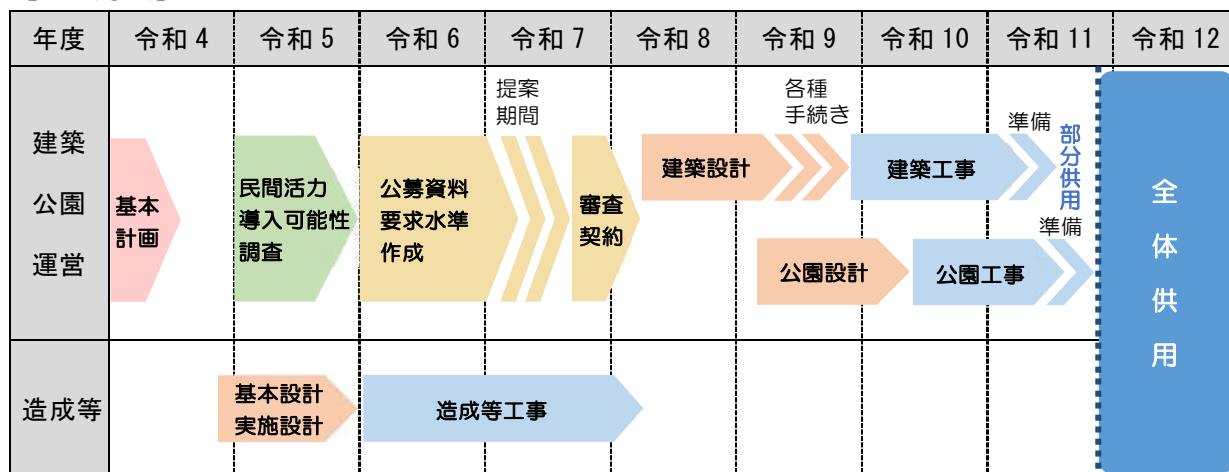
【従来方式】



【DBO 方式】



【PFI 方式】



※各方式のスケジュールは、基本計画段階で想定するものであり、今後の状況によって変更となる可能性があります。

4. 事業実施に向けた課題

本事業を進めるにあたり、留意すべき点を以下に整理します。

(1) 全体ゾーニング計画に関する課題（第4章関連）

- ・誘致スペースは、民間事業者から事業内容の提案を受けるにあたり、周辺地域の活性化や施設利用者の増加に寄与するような店舗の誘致を検討する必要があります。

(2) 体育館整備計画に関する課題（第5章関連）

- ・体育館内部のレイアウトについては、本計画において設定した機能・規模を参考に設計段階で正確な間取りや寸法を検討し、関係団体との協議を踏まえた上で、合理的な規模や機能及びレイアウトを設定する必要があります。

(3) 総合運動防災公園整備計画に関する課題（第6章関連）

- ・造成高の設定によって、高低差の処理方法（擁壁・法面など）が変わる場合があるため、平面レイアウトの調整が必要となる可能性があります。また、民間活力の導入を見据えることから（第9章参照）、民間事業者の提案に伴う平面レイアウトの変更の可能性があります。なお、平面レイアウトの調整にあたっては、隣接住宅地の住環境の保全に配慮することを前提とした上で、検討する必要があります。
- ・大会や興行時には交通集中が懸念されるため、計画地周辺における車両の通行に支障をきたさないよう、具体的な交通処理対策を検討する必要があります。

(4) 災害時の活用に関する課題（第7章関連）

- ・災害時の活用に係る導入機能については、大規模な災害発生による被害想定から、受入対象を明確にした上で、災害時活動拠点や避難場所、物資拠点として確保すべき数量や規模を設定する必要があります。

(5) 施設運営に関する課題（第8章関連）

- ・市民利用を主体とした施設であるため、継続的な利用を促す料金設定とする必要がありますが、持続可能な施設運営に向けては、収入の増加策や効率的な管理・運営方法を検討する必要があります。一方で、可能な限り市民が優先的に利用できるよう、施設の利用調整や予約順位を検討するほか、各種手続きのオンライン化など、効率化及び利便性向上に繋がる方策を検討する必要があります。
- ・市民スポーツの普及、競技レベルの向上に結びつけるため、プロスポーツ等との連携方策について、関係団体との調整を図りながら検討を進める必要があります。
- ・日常的なにぎわいの創出を目指し、平日日中の稼働率を向上させるため、施設管理者や庁内の関係部署との調整を図りながら、スポーツ利用に限定しない市民向け教室プログラムの実施や文化系・音楽系利用の促進方法を検討する必要があります。

(6) 事業手法に関する課題 (第 9 章関連)

- 限りある市の財源を有効活用し、良質なサービスを提供する観点から、効率的・効果的な事業手法を検討するほか、事業者の選定にあたっては、魅力的な施設整備・運営を考慮する必要があります。
- 市の財政負担を可能な限り軽減するため、複数の補助金や交付金等を活用できるよう、事業手法の選定と並行して必要な手続き・調整を遅滞なく進めていく必要があります。

【資料編】

資料編

1. 策定の経緯

日 付	会 議 等	備 考
令和3年 6月1日	第6回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	各競技で必要となるコート寸 法、視察、策定委員会の日程等
7月6日・8日 ・28日・29日	事例視察	四日市市総合体育館、KTXアリー ナ、エナジーサポートアリーナ、 日立市池の川さくらアリーナ、 かみす防災アリーナ
8月31日	第7回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	視察結果、必要諸室・規模の設定 等
10月19日	第8回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	施設の運営方針、候補地の選定 等
11月8日・9日 ・12日・25日	事例視察	久留米アリーナ、照葉積水ハウ スアリーナ、サオアリーナ、さわや かアリーナ、福井県営体育館
12月7日	第9回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	視察結果、体育館の平面計画、敷 地の選定と施設配置方針等
令和4年 1月18日	第10回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	施設計画、外構計画、防災面の考 え方、中間答申等
2月28日	各務原市防災会議幹事会	施設の防災面の活用
3月9日	第11回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	施設計画の修正確認、事業手法、 現総合体育館の取り扱い、周辺 道路への交通影響等
3月11日・25日	地元住民説明会	各務山の前町住民対象
3月14日	各務原市防災会議	施設の防災面の活用
4月21日・22日	事例視察	大浜だいしんアリーナ・だいし ん大浜武道館、エフピコアリー ナふくやま
4月24日・27日	第1回隣接住民意見交換会	整備敷地隣接住民対象
5月11日	第12回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	視察結果、地元住民説明会等の 実施報告等
5月24日	第2回隣接住民意見交換会	整備敷地隣接住民対象
5月31日	事例視察（防災機能）	古曽部防災公園、高石市立総合 体育館
6月22日	第13回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	基本計画（素案）の確認等

日 付	会 議 等	備 考
7月8日 ～7月28日	パブリックコメントの実施	
7月15日・16日	各務原市新総合体育館・総合運動 防災公園整備基本計画（素案）に関 する市民説明会	
8月10日	各務原市防災会議幹事会	パブリックコメントで頂いたご 意見の確認、修正案の承認
8月23日	各務原市防災会議	パブリックコメントで頂いたご 意見の確認、修正案の承認
8月30日	第14回各務原市新総合体育館建設 基本構想・基本計画策定委員会	パブリックコメントで頂いたご 意見の確認、修正案の承認、答申
9月28日	各務原市新総合体育館・総合運動 防災公園整備基本計画策定	

※ 上記以外に、市スポーツ関係団体やスポーツ・イベント事業者、福祉関係団体等へのヒアリングを実施したほか、市民ワークショップを開催した。

2. 各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会 条例

○各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会条例

令和2年3月18日

条例第12号

(設置)

第1条 各務原市新総合体育館の建設に関する基本構想及び基本計画（次条において「基本構想及び基本計画」という。）の策定について調査審議するため、各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、基本構想及び基本計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各務原市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(令和2年教委規則第6号で、令和2年6月5日から施行)

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、委員の選任に関し必要な準備行為をすることができる。

(招集の特例)

4 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

3. 各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会 委員名簿

◎条例第3条第2項第1号（学識経験を有する者）

	氏名	所属等
委員長	鈴木 壯	中部学院大学スポーツ健康科学部学部長・教授
副委員長	三井 栄	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学地域科学部教授

◎条例第3条第2項第2号（関係団体を代表する者）

	氏名	所属等
委員	横山 浩之	各務原市スポーツ協会会長
委員	三村 武俊	各務原市スポーツ少年団本部長
委員	川上 進	各務原市体育振興協会会長
委員	小澤 次郎	各務原市スポーツ推進委員会会長（令和4年3月まで）
委員	加藤 正通	各務原市スポーツ推進委員会会長（令和4年4月以降）
委員	田中 峰生	各務原市自治会連合会副会長

◎条例第3条第2項第3号（学校を代表する者）

	氏名	所属等
委員	今尾 謙二	各務原市立蘇原第一小学校校長

◎条例第3条第2項第4号（その他教育委員会が必要と認める者）

	氏名	所属等
委員	永田 美帆	市民公募
委員	苅谷 道宏	市民公募

4. 各務原市防災会議 条例

○各務原市防災会議条例

平成24年12月25日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、各務原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各務原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、33人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 岐阜県知事の部内の職員
- (2) 警察署長
- (3) 市議会総務常任委員長
- (4) 市長がその部門の職員のうちから別に指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長

(8) 自治会連合会長

(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が別に指名する者

(10) 学識経験者等のうちから市長が特に必要と認め指名する者

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事等)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が命ずる。

3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

5. 各務原市防災会議 委員名簿

◎条例第3条第2項

	氏名	所属等
会長	浅野 健司	各務原市市長

◎条例第3条第5項第1号（岐阜県知事の部内の職員）

	氏名	所属等
委員	鈴木 猛久	岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災対策監

◎条例第3条第5項第2号（警察署長）

	氏名	所属等
委員	鷺見幸一郎	各務原警察署署長

◎条例第3条第5項第3号（市議会総務常任委員長）

	氏名	所属等
委員	指宿 真弓	各務原市議会総務常任委員会

◎条例第3条第5項第4号（市長がその部門の職員のうちから別に指名する者）

	氏名	所属等
委員	小鍋 泰弘	各務原市副市長
委員	平工 泰聡	各務原市市長公室長
委員	大矢 貢	各務原市企画総務部長
委員	森田 起宇	各務原市市民生活部長
委員	加藤 雅人	各務原市健康福祉部長
委員	鷺主 英二	各務原市産業活力部長
委員	中村 俊夫	各務原市都市建設部長
委員	小島 剛	各務原市水道部長

◎条例第3条第5項第5号（教育長）

	氏名	所属等
委員	加藤 壽志	各務原市教育委員会教育長

◎条例第3条第5項第6号（消防長）

	氏名	所属等
委員	会津 浩樹	各務原市消防本部消防長

◎条例第3条第5項第7号（消防団長）

	氏名	所属等
委員	木野村文彦	各務原市消防団団長

◎条例第3条第5項第8号（自治会連合会長）

	氏名	所属等
委員	篠田 勲	各務原市自治会連合会会長

◎条例第3条第5項第9号（指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が別に指名する者）

	氏名	所属等
委員	那波 哲也	木曽川右岸地帯水防事務組合事務局長
委員	原 博一	西日本電信電話株式会社岐阜支店災害対策室長
委員	林 寅彦	中部電力パワーグリッド株式会社各務原営業所所長
委員	米塚 智宏	東邦ガスネットワーク株式会社広域導管部北部地域センター北部事業所所長
委員	小川 裕	エルピーガス協会各務原ブロック会長

◎条例第3条第5項第10号（学識経験者等のうちから市長が特に必要と認め指名する者）

	氏名	所属等
委員	永井紀美子	各務原市女性会議会長
委員	藤吉 里美	各務原商工会議所女性会会長
委員	可兒 正則	各務原市民生委員児童委員協議会会長
委員	政井 洋子	各務原市交通安全女性協議会会長
委員	宇治 正二	各務原市医師会副会長
委員	各務 英雄	各務原商工会議所専務理事
委員	横山 秀	各務原市土木防災連合会会長
委員	澤井 文仁	各務原市建築工業協同組合理事長
委員	安藤 猛	各務原市管工事協同組合理事長
委員	堀田みさ子	各務原アマチュア無線クラブ防災担当
委員	杉本 光庸	各務原市歯科医師会会長
委員	山田 英樹	各務原市薬剤師会会長

◎条例第5条第1項（幹事等）

	氏名	所属等
幹事	村瀬 誠	各務原市市長公室次長兼秘書室室長
幹事	相澤 毅	各務原市市長公室参与（防災対策課課長（事務取扱））
幹事	水野 博之	各務原市企画総務部企画政策課課長
幹事	岩井 健	各務原市企画総務部次長兼総務課課長
幹事	田中 幸広	各務原市市民生活部次長兼税務課課長兼医療保険課参事
幹事	田中 眞	各務原市健康福祉部福祉総務課課長
幹事	古田 希雄	各務原市産業活力部次長兼商工振興課課長
幹事	奥村 仁志	各務原市都市建設部建設管理課課長
幹事	稲垣 嘉朗	各務原市水道部水道総務課課長
幹事	松下 泰之	各務原市消防本部総務課課長
幹事	足立 勉	各務原市教育委員会事務局総務課課長
幹事	酒井 正隆	各務原警察署警備課長

各務原市新総合体育館・
総合運動防災公園整備基本計画

令和4年9月

各務原市教育委員会

各務原市

〒504-8555

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

TEL 058-383-7302

FAX 058-389-0218
